348
372

ヰ 49 74

348
372

山武郡鄉土誌

山武郡教育會

大正
5. 6. 12
內交

史則
師其迹

大西辰初春

楊雲

序

鄉土ノ自然歷史民風產業等ノ研究ハ唯リ愛鄉心ヲ高ムルノミナラス吾人ノ知識ヲ確實ニスベキ基本觀念ヲ整フル所以ナリ而シテ愛鄉ノ念ハ實ニ鄉黨結合ノ基礎ニシテ輯睦一致ノ美風之ヨリ生スルノミナラズ愛國ノ精神並ニ道義心ノ發達維持上ニ至大ノ關係ヲ有スルコト論ヲ俟タズ又鄉土ハ人生活動ノ主タル舞臺ナレバ其ノ知識ノ生活上ニ及ホス利益ノ大ナルハ明ナリ山武郡教育會茲ニ見ル所アリ郡鄉土誌ノ編纂ヲ企劃シ今ヤ其ノ成ヲ告ク其ノ教化ノ上ニ及ホス影

響ノ多大ナルベキハ毫モ疑ハザル所ナリ一言以テ序トナス

大正五年一月

千葉縣内務部長　錦織幹

序

山武郡教育會郡郷土誌ノ編纂ヲ企劃シ、委員ヲ囑シテ之ニ當ラシメタリシガ、今ヤ其ノ成ヲ告ケ剞劂ニ附シテ世ニ公ニセントス、其ノ收ムル所ヲ見ルニ、地勢、民業、教育、風俗、交通、勝區、名蹟、社寺等各方面ニ亘リ、其ノ沿革由來、變遷等ヲ叙スルコト、諸ヲ掌ニ指スカ如シ、當局者之ニ依リ郷土ヲ察シ、民情ヲ穿タバ、施政ノ實ヲ擧ゲ、教化ノ績ヲ收ムルニ於テ裨益スル所、蓋シ尠少ナラザルベシ、一言ヲ以テ序ト爲ス。

大正五年一月

千葉縣視學官　守屋榮夫

序

我か山武郡は、幅員二十五方里、町村三十有二を算し、而も二千五百餘年の歴史を有す、蜿蜒たる岡陵、澎湃たる浦溆、今猶ほ古の如しと雖も、政教風俗時と與に變遷せり、深くこれを探り、遠くこれを索むる、容易の業にあらず、今や有り觸れたる材料に依りて、一郡の史實に關するものを纂め、兼ねて輓近の情況を錄し、名つけて山武郡鄉土誌といふ。

編纂に從事したるものは、みな繁劇なる職務を帶ふるを以て、資料の蒐集未だ全からず、編輯の體裁、猶ほ意に滿たさるものありと雖も亦た已むを得ざるなり、讀者若しこの一小冊子に因りて本郡か如何なる景情の下に在るかを知ることあらば、實に意外

の望なり、頃日草稿成るを告げ、將に鉛槧に附せんとす、これを以て卷首に題す。

大正五年一月

山武郡教育會長　加藤輝夫

叙言

本會、曩に、山武郡郷土誌編纂を計劃するや、先つ委員長に、永井市太郎(郡視學)委員に岩瀬甚藏(東金小學校長)多部篤四郎(瑞穗小學校長)市東吉五郎(福岡小學校長)河野忠助(綠海小學校長)古川哲三(成東小學校長)等の諸氏を擧げ、これが編纂を委囑せり、然るに其後永井氏去り、金澤登久三氏(郡視學)之に代り、金澤氏及委員岩瀬甚藏氏亦各去りたれば、更に委員長に山本文雄(郡視學)委員に中島義平(東金小學校長)の二氏を加へ、約一年有半の歳月を閲し、漸く本誌完成の域に達せり、而してこれが編纂方法は、委員會議により、其の體裁綱要及分擔等を協定し、繁劇の餘暇を利用し、或は古實家篤志家を訪ひ、或は社寺官衙等の記錄を參考し、會合を重

ぬること爰に數十回、苦心慘憺の結果、略〻其の大要を纒め、更に、本誌全部の統一と、校正とを、加瀬宗太郎氏(元佐原中學校教諭)に委囑し、材料の考證、字句の修正等をなし、漸く上梓するに至れり、尚終りに臨み、本誌編纂に當り、百方之が補助と、便宜とを與へられたる郡内各小學校長諸君及吉野甚作氏(郡書記)の厚意に對し深く感謝するところなり。

大正五年一月

山武郡教育會

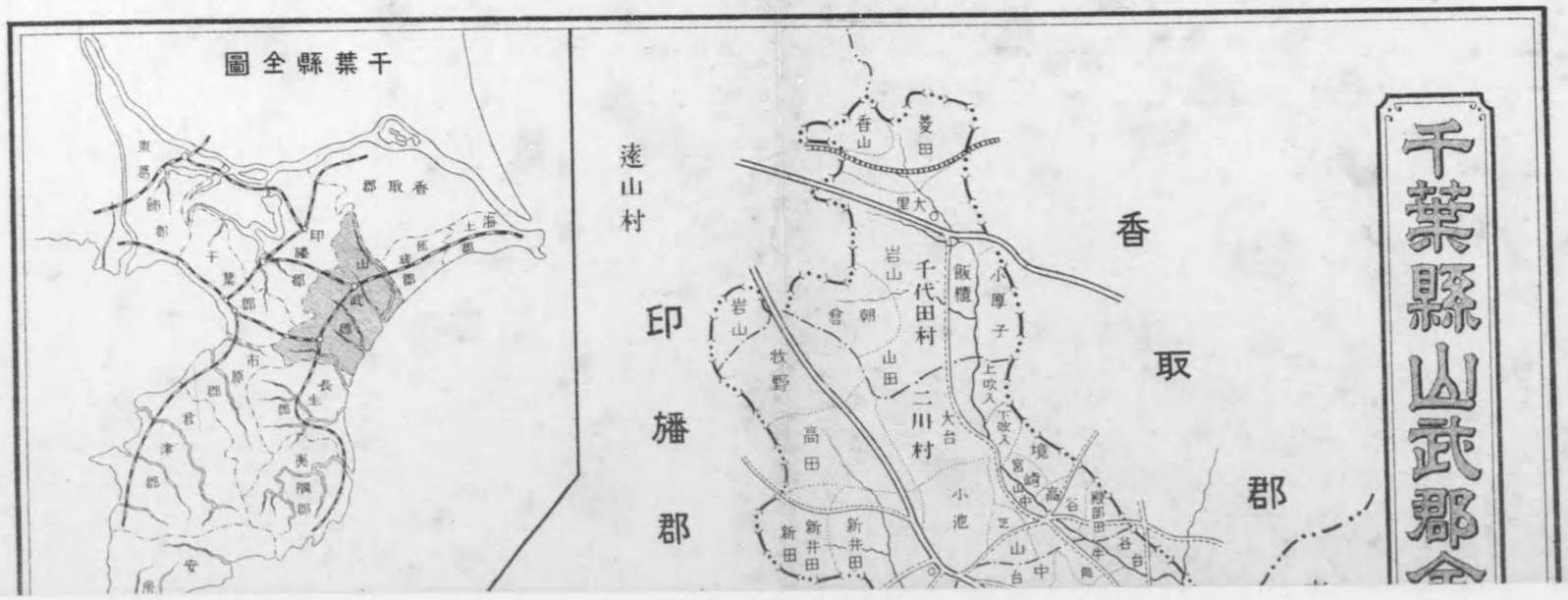

千葉縣山武郡全

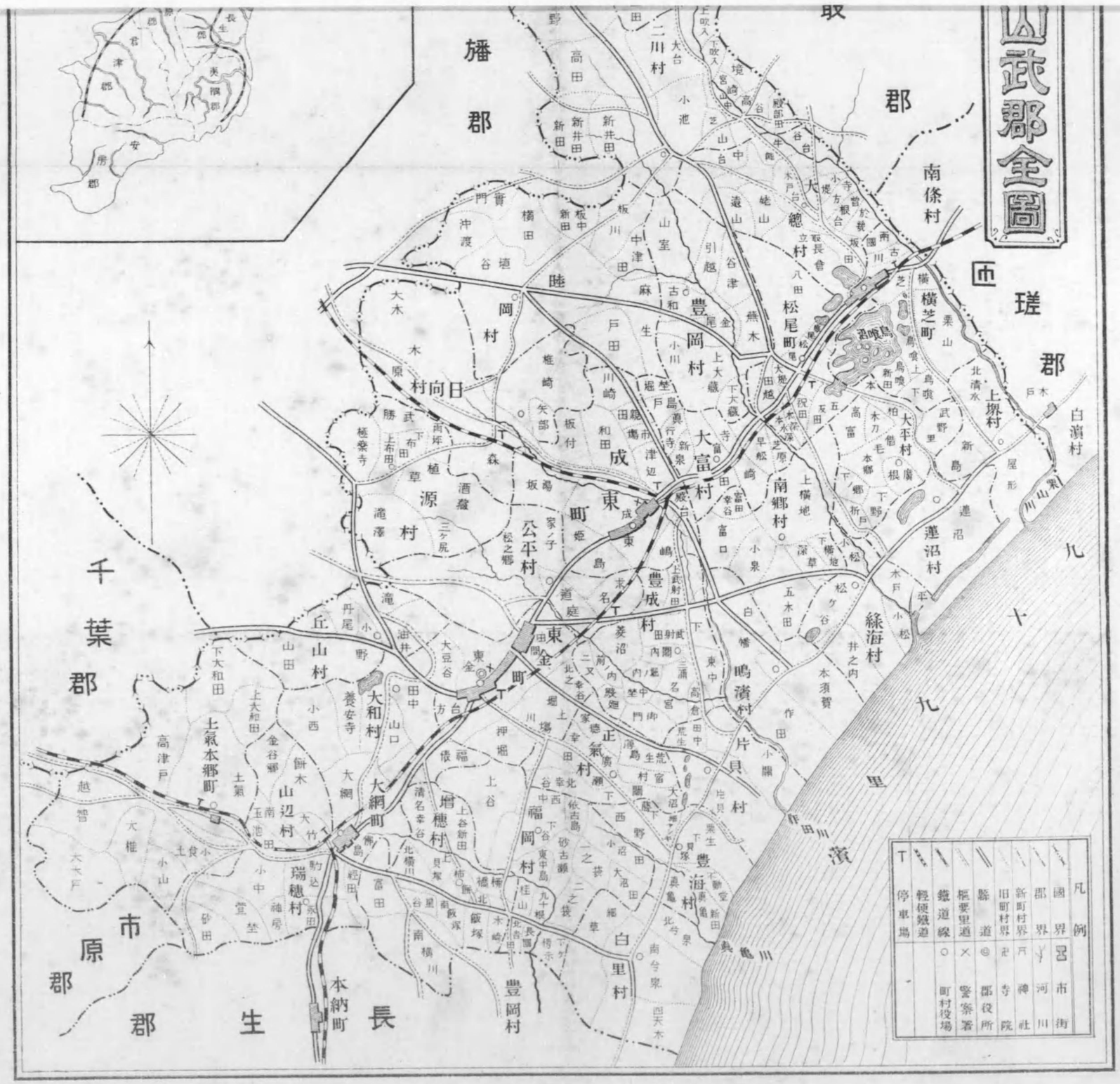

大正五年一月

山武郡教育會

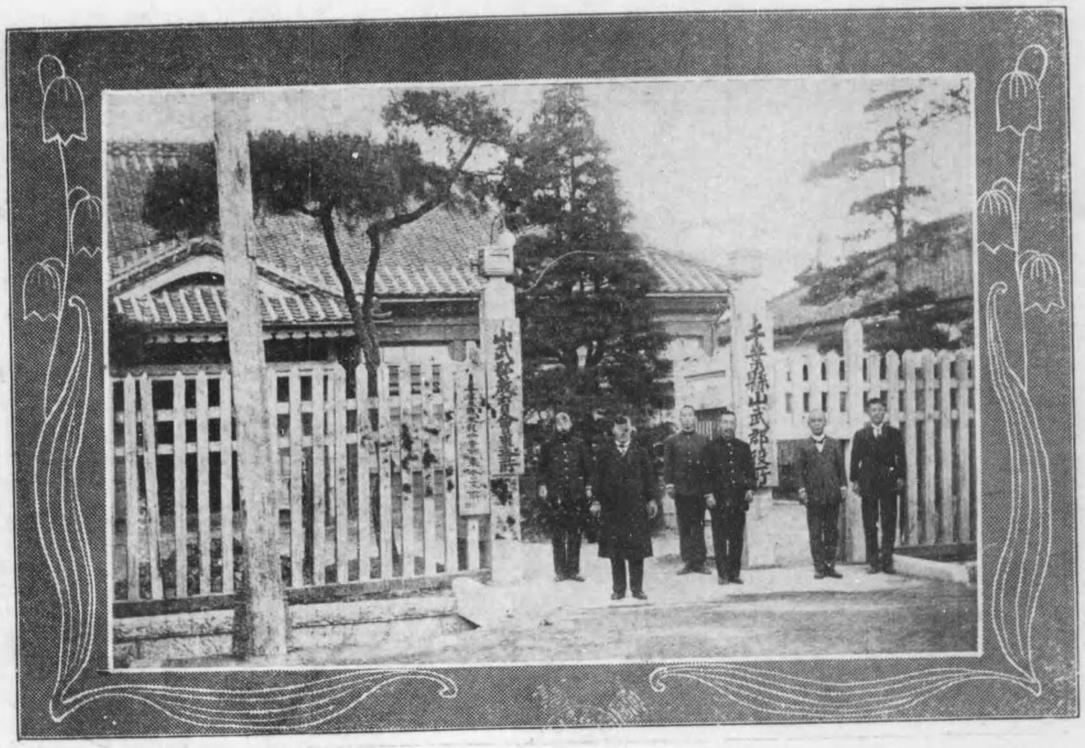

千葉縣山武郡役所

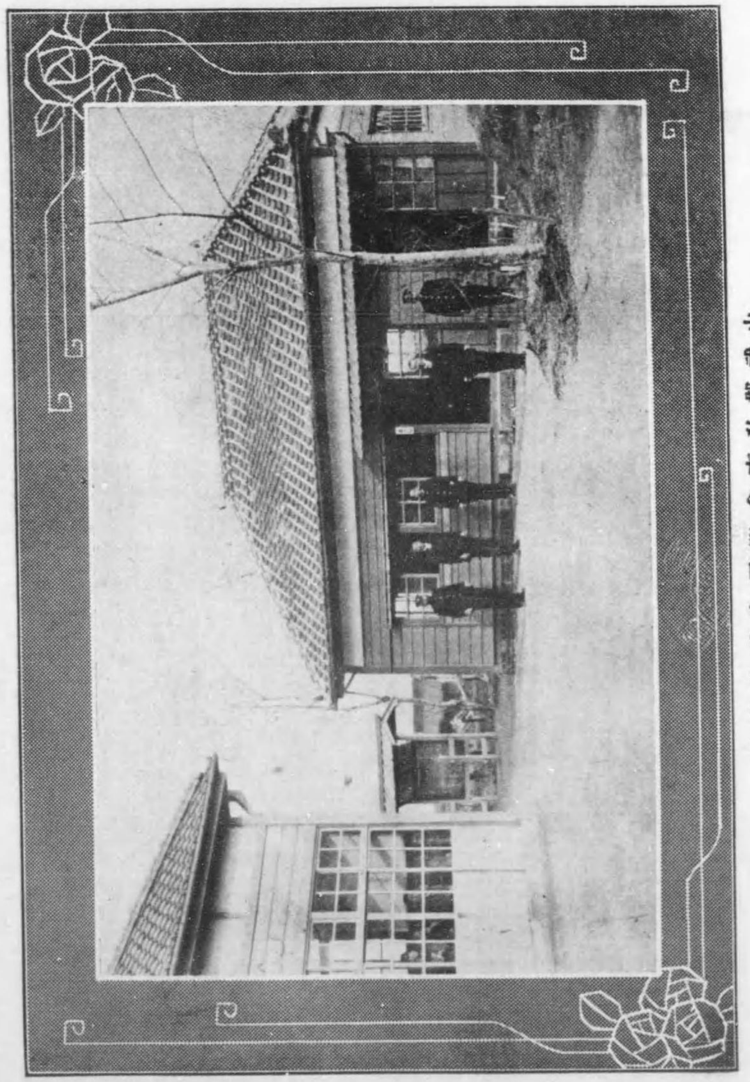

館育教武山屬防會育教郡武山

東金町　日吉神社

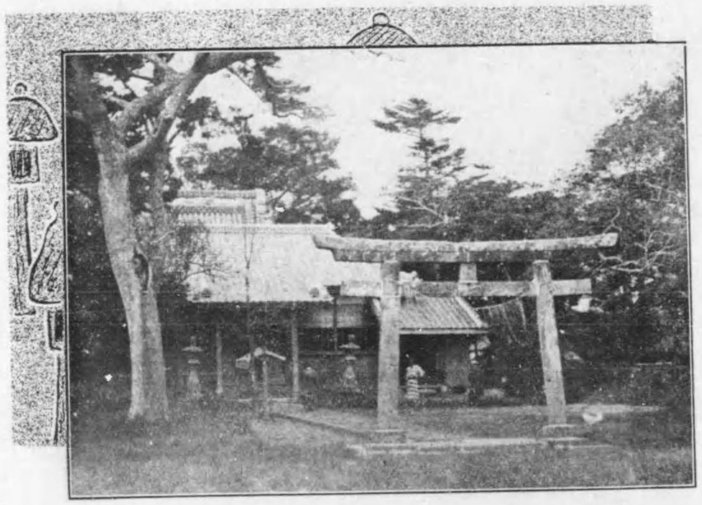

片貝村　皇產靈神社

大網町　八幡神社

上堺村　四社神社

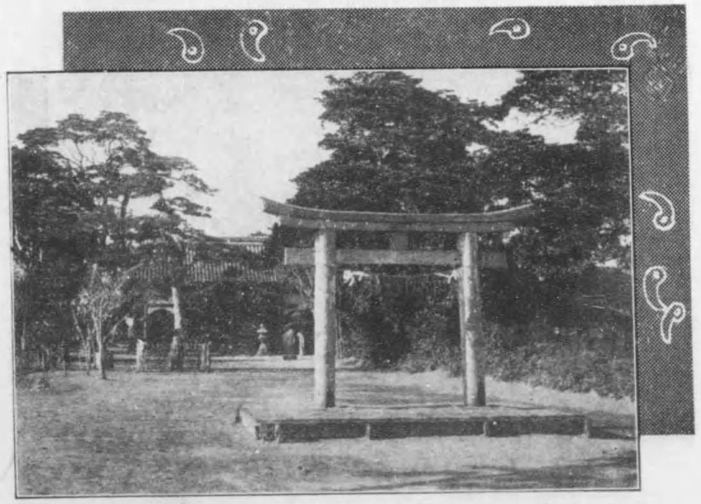

白里村　稲荷神社

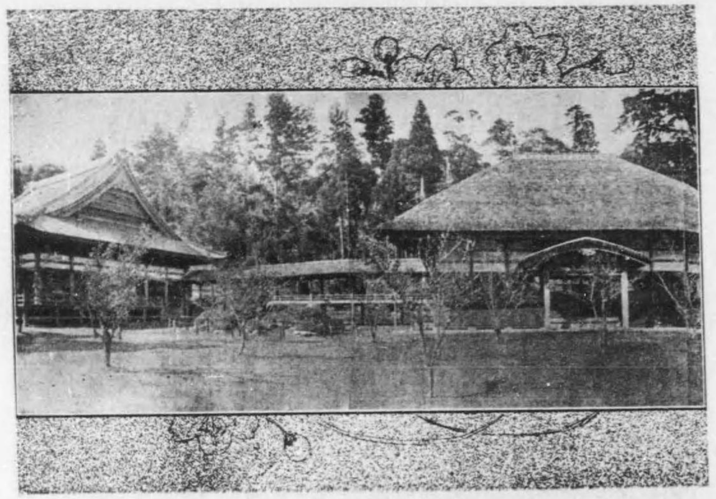

東金町　鳳凰山本瀬寺

東金町　妙徳寺

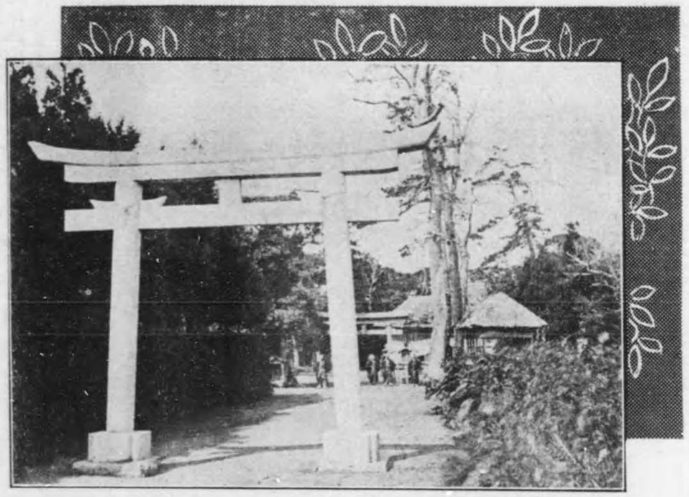

大平村　大宮神社

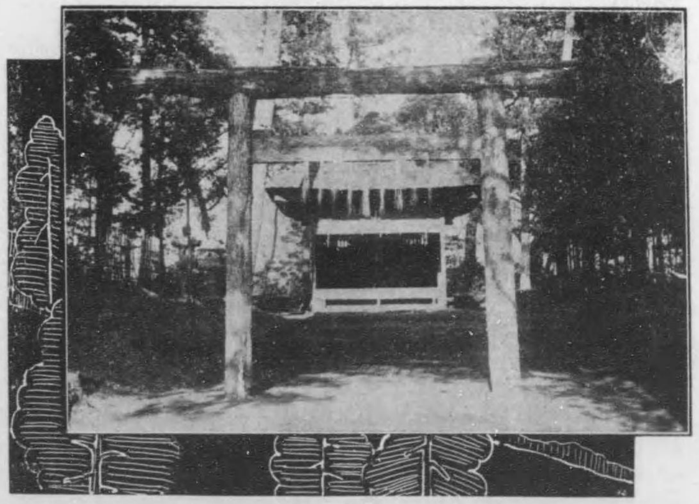

千代田村　春日神社

源村藥王寺

大和村正法寺

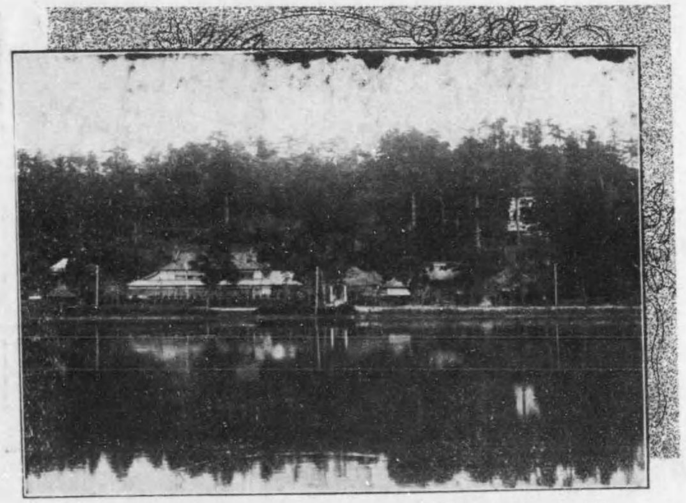

東金町八鶴湖より眺めたる西福寺及山武公會堂

公平村本松寺

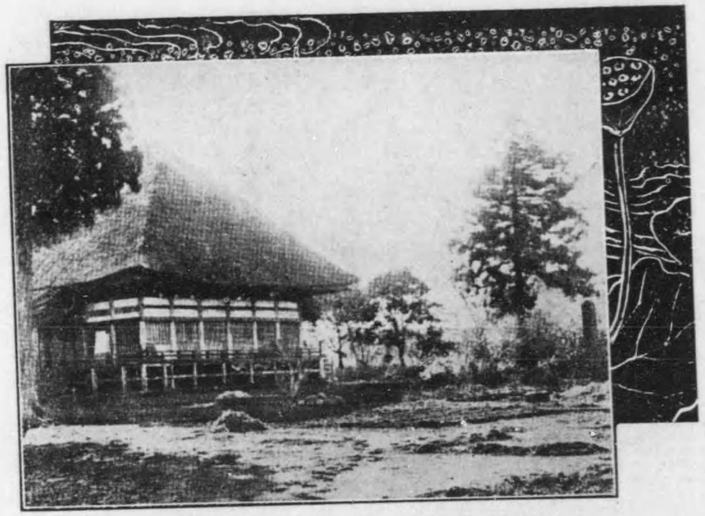

土氣本郷町　本　壽　寺

大　網　町　蓮　照　寺

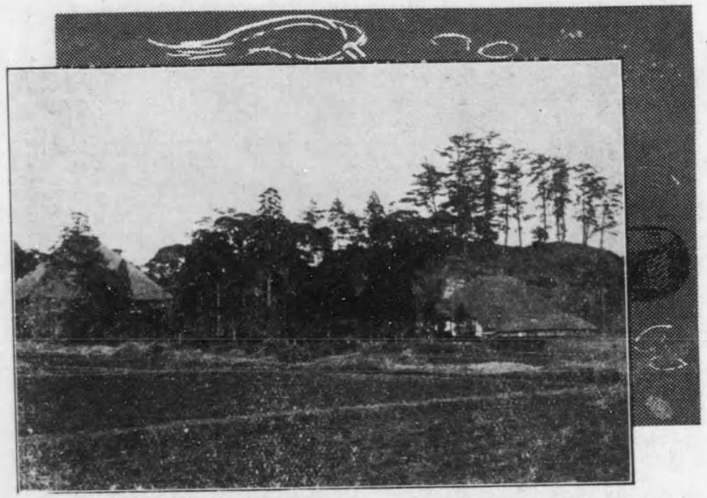

大　和　村　法　光　寺

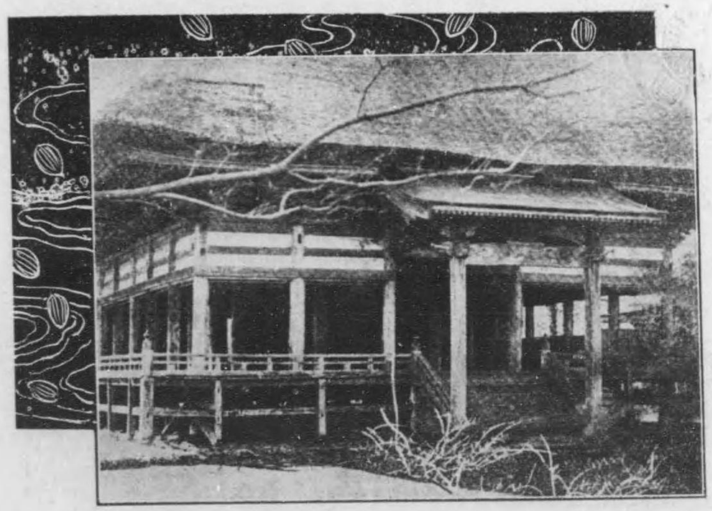

土氣本郷町　善　勝　寺

大富村　光明寺

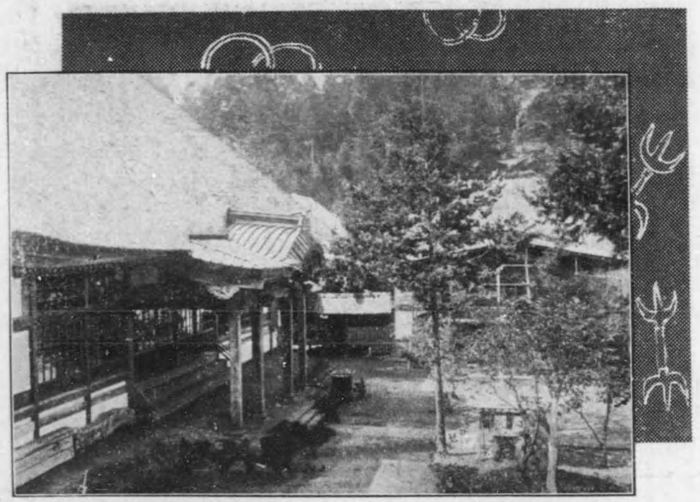

大網町　本國寺

綠海村　勝覺寺

成東町　不動院

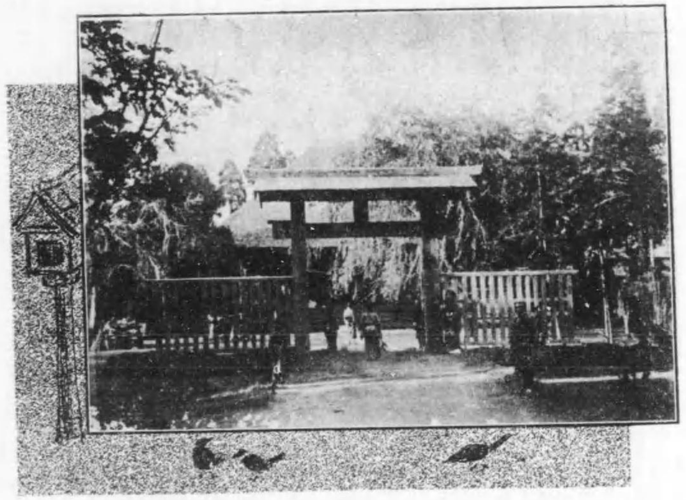

睦岡村　妙宣寺

二川村　觀音寺

凡例

一、本書を分ちて上下二篇となし、上編には全體に關する地理、歴史、政事、教育、産業、交通、風俗、人物等の大綱を擧げ、下編に於て、各町村に係る各種の事項を列記せり。

一、神社、寺院、名所、舊蹟中には、口碑記録に存する所、或は誤謬にはあらざるかと思はるゝ節あり、而も一概に抹殺せず、暫くこれを掲けて、讀者の參考に供す。

一、各町村に於ける村名、石高、領主、地頭は、天保中の上總國郡村高帳、及び弘化四年に成りし南總郡郷考に據れり。

一、本書に載する所の各事項、若くは密に、若くは疎に、彼此一樣ならざるは資料採集の數人の手に分れたるを以てなり。

一、上篇第十七章第三節に掲載せる人物は已に故人となりたるものゝみを取れり猶この他に掲載せまほしきもの多々なるも、紙數に限りあるを以て、省略するに至れるを遺憾とす。

一、諸統計及神社、佛閣、人物等の調査は總て大正二年度統計による。

一、掲載事項の各種に渉るを以て、行文また各種にして用語雅馴ならざるもの多し、讀者幸にこれを諒せよ。

大正五年一月

山武郡教育會

山武郡郷土誌

目次

上編　郡誌

第一章　總說……一

第二章　郡の沿革……四

第一節　管轄の變遷……四

第二節　中古郷名考附莊名……八

第三節　郡史……一五

第三章　地勢地質……二六

第一節　山脈……二六

第二節　平野……二七

第三節　河沼……二九

第四節　海岸海底……三五
第五節　地質……四四
第四章　氣象……四八
第五章　戸數及人口……五〇
第六章　產業……五三
第一節　山武郡農會……五三
第二節　耕地整理……五七
第三節　產業組合……六三
第四節　農業……六四
第五節　養蠶業……七二
第六節　畜產業……七五
第七節　林業……七九
第八節　水產業……八〇

第九節　工業……八三
第十節　商業……八七
第七章　交通……九二
縣道、樞要里道、鐵道、通信機關
第八章　政治……一〇〇
大小區管轄表、聯合町村表、町村區域及役場位置表、區裁判所登記事務區劃、郡長氏名在職年限、稅務署、衆議院議員、縣會議員、郡會議員
第九章　教育……一二〇
總說、學校、教育會、青年會
第十章　兵事……一二九
壯丁體格檢査表、壯丁教育程度表、日本赤十字社々員、愛國婦人會、出征軍士戰病死者氏名
第十一章　衛生……一三八
醫師人員表、衛生會、傳染病者數及死亡類別表
第十二章　警察……一四一
東金警察署、成東警察分署

第十三章　經濟……二四四
第一節　地價及生産……一四五
第二節　郡及町村費……一四七
第三節　米その他重要品價額……一五三
第四節　諸雇賃表……一五六
第五節　貯金及預金……一五八
第六節　金融機關……一六〇
第十四章　神社佛閣……一六四
第一節　神社……一六四
日吉神社、八幡神社、鳥産靈神社、春日神社
大宮神社、四所神社、稻生神社
第二節　佛閣……一六九
鳳凰山本漸寺、安國山西福寺、常在山妙德寺、松岸山本松寺、不老山藥王寺、實珠山法光寺、寶珠山善勝寺、如意山本壽寺、法流山本國寺、寶球山蓮照寺、妙高山正法寺、石塚山長勝寺、大丞山妙宣寺、釋量山光明寺、楊湯山圓頓寺、萬德山勝覺寺、天應山觀音寺

第十五章　舊蹟、名所……一八六
第一節　舊蹟……一八六
赤人塚、千段穴、三介墳、五郎墳、大椎城址、土氣城址、小西城址、東金城址、東金御殿址、大關城址、成東城址、椎崎城址、埴谷城址、山室城址、坂田城址、飯櫃城址、大台小池山中城址
第二節　名所……一九八
九十九里浦、八鶴湖、石塚山、雄蛇池、南玉の瀧
第十六章　風俗……二〇六
第一節　服裝……二〇七
第二節　言語……二〇八
第三節　遊戯歌謠……二一一
第十七章　名族、藩翰、人物……二三五
第一節　名族……二三五
土氣酒井氏、東金酒井氏
第二節　藩翰……二四三
太田氏

第三節　人物……二四八
日親、日泰、日經、伊能忠敬、稲葉默齋、海保漁村、篠崎司直、大野傳兵衛、成川尙義、高砂浦五郎、大高善兵衛、鈴木金兵衛、櫻井靜、鵜澤總司、並木政五郎、行方幹、伊藤左千夫

下編　町村誌

第一章　南部町村……二七五

第一節　東金町……二七五
第二節　公平村……二九九
第三節　源村……三一四
第四節　丘山村……三二四
第五節　大和村……三三〇
第六節　土氣本郷町……三三八
第七節　瑞穗村……三四七
第八節　大網町……三五五

第九節　山邊村……三六二
第十節　増穗村……三六九
第十一節　福岡村……三七七
第十二節　白里村……三八七
第十三節　豐海村……三九四
第十四節　片貝村……四〇二
第十五節　正氣村……四一三
第十六節　豐成村……四二三

第二章　北部町村……四三三

第一節　鳴濱村……四三三
第二節　成東町……四三九
第三節　日向村……四四八
第四節　大富村……四五五
第五節　南郷村……四六二

第六節　緑海村……四六七
第七節　蓮沼村……四七六
第八節　上堺村……四九〇
第九節　大平村……四九九
第十節　松尾町……五〇八
第十一節　睦岡村……五一五
第十二節　豊岡村……五二三
第十三節　横芝町……五二七
第十四節　大總村……五三五
第十五節　二川村……五四五
第十六節　千代田村……五五八

山武郡郷土誌目次　終

山武郡郷土誌

上編　郡誌

山武郡教育會編纂

第一章　總說

地形

山武郡は、千葉縣上總國の東方に位置し、北緯三十五度三十分より三十五度四十五分に至り、東經百四十度十七分より百四十度三十一分に至る。北は香取匝瑳の二郡に、西は市原千葉印旛の三郡に、南は長生郡に界し、東方一帶は渺茫たる大平洋に瀕せり、地形略ほ矩形を爲し、其の一角は香取印旛兩郡の間に斗入し、海岸は鈍き弧線を畫して九十九里灣を爲す、西半の地は丘陵起伏して樹林多く、東半一帶の平地

廣袤

地質

氣温

麥米菽

鹹水漁獲

鰮魚

は村落相接し、田圃遠く亘り、數條の川流みな東流し來りて、その間を潤せり。

その廣袤東西七里、南北八里、周圍四十二里三十三町、面積二十五方里餘にして、これを六町二十六箇村に區別し、戸數二萬〇二百八十七戸、人口十二萬一千九百九十七人（大正二年度）あり。

地質は、各地一樣ならずといへども、要するに、第三紀層渚岩の細粉より成り、混するに鹵砂腐泥を以てす、石塚山その他各處に頭角を露したる岩塊の如きは、第三紀層の較〻硬堅にして、海潮の浸蝕を免れしものなり。

氣温は明治四十五年の調査によれば、攝氏寒暖計最高十九度七、最低六度四、雨雪量一、七八二・二粍なり。八九月の交、颱風の襲ふ所となる毎に、三四次乃至十數次、時に大害を被ることありといへども、概して氣候温和、潤澤宜を得るを以て、諸種の產額少からず。米二十萬石麥菽各八萬石内外なり。殊に養蠶事業に至りては、その發達驚くべきものあり。桑園反別二千六百七十六町、收繭高、二萬八千六百八十一石を算す。鹹水漁獲物の重もなるものには、鰮、鰹、鯖、鯛、鮃、鰹、魴、鮣、蝶、鰆、蛤、北歸貝等あり。淡水漁獲物に、鱒、鰻、鯉、鮒あり。殊に鰮魚の群集して海岸に進み來るに當り、巨網を投じてこれを掩獲す。その大獲するや、一網の價、數千金に上り、これを砂上に曝して、乾鰮、田作、搾粕を製す。浴海數里、足を容るゝの地なきに至る。

鐵道

本郡は帝都を距る遠からず、物產に富み、遊覽の地亦乏からず、隨つて都人士の往來頻繁なるを以て、鐵道は早くより計畫せられ、總武線は、本郡に入り、日向、成東、松尾、横芝の各驛を馳せて銚子に至り、房總線は、本郡に入り、土氣、大網の二驛を經て勝浦に達す。更に成東、大網間を聯接して、東金求名の二驛あり。また東金片貝間には、自動車を往還せしめて、以つて交通を便ならしめたり。

政治教育

幕府時代に於ては、概ね旗本諸士の知行所にして、箇々分立し、統一したる政治教育を施されしをもて、良風善習の觀るべきものなしといへども、人士頗る進取の氣象に富み學術を崇び、實業を重ずることは、決して他郡に後れず。輓近縣下創立の事業たる製茶、養蠶、製糸、鐵道業等、概ね本郡によりて首唱せらる。殊に源村の如き模範村として全國に知られたるが如きは、本郡の大に誇りとする所なり。

模範村

以上述べたるは、本郡現在の狀況なり。その此に至りし所以のもの、一朝一夕の故にあらず。更に章を逐ひ節に隨ひ、詳かにこれを擧げんとす。

第二章　山武郡の沿革

第一節　管轄の變遷

成務天皇の五年(七九五)九月、勅して山河を境として國縣を別ち、阡陌に隨ひて邑里を定め賜ふに及び、我か千葉縣の地には、安房、長狹、伊甚、須惠、馬來田、菊間、上海上、下海上、武社、印波等の國造を置かれたり。これ武社の名稱の國史にあらはれたる始めなり。

國造

一國造の下に十箇の稲置あり。一稲置の下に八十戸ある制なり。而も一戸とは現今の五口八口の一家の謂にあらずして、今日の所謂一村を指したるが如し。近世に於ても戸長の稱呼は一戸の長にあらして、一村の長たるが如き、また古代の稱呼の遺りたるにあらざるか。

稲置

始めて武社國造に任せられしを、彦忍人命といふ。國造は世襲なり、その裔幾世を繼續せしかは詳にするに由なし。

大化二年(一三〇六)の新政は世襲の國造を廢し、國司郡司を置けり。國司には守、介

國司郡司

大掾、少掾、大目、少目、史生あり。郡司には、大領、少領、主政、主帳、書生、案主の職を置けり。郡領には本土の人にして功勞あるものを擇ひてこれを用ゐ、往々世襲せしむ。

藤原氏の勢盛なるに及び、紀綱大に紊れ、豪族寺社廣く庄園を占め、國守手を拱して爲す所なきに至る。本縣の如きは寛平年間(一五四九……一五六八)、高望王は桓武天皇の曾孫を以て上總介に任せられ、その子孫蔓延して、兩總は殆んどその私有に屬したるか如き狀を呈し、將門忠常の如き朝命に抗する者をも出たすに至る。

高望王

將門忠常

源頼朝は千葉常胤に

源頼朝の兵を起すや、下總介常胤は忠常の裔を以てこれを助けて霸業を成さしめ、下總の守護となり、兼て上總の大半を領せり。これより本郡には土氣、東金、成東、海保、三谷、山室等諸氏の前後に分領する所となり、以て足利氏の季世に至れり。

酒井定隆は

長享元年(一一四七)酒井定隆の土氣に興るや、山邊郡は全くその領する所となり、武射郡は豪族依然方隅に虎踞し、里見氏の侵略する所となりしことありと雖も、雷雨一過、忽ち原狀に復して、地盤を失墜するに至らず。

德川氏は

天正十八年(一二五〇)德川氏の關東を領するや、石川康通を成東に封し、二萬石を食ましむ。爾後沿革は一再ならずといへども、多くは德川氏直隷の地、また旗本諸士

王政維新

の知行所なり。諸侯の所領として稍大なるものは、水野日向守(結城藩)の八千石、板倉內膳正(福島藩)の三千石あるのみ。

王政維新の初め、諸藩の我が縣下に移封せられしもの、安房に二藩、下總に一藩、上總に六藩あり、而して山武郡中にば松尾藩(大田賀美遠州掛川より)大網藩(米津政敬羽州長瀞)これなり。法華宗の檀林として有名なる本國寺に宮谷縣廳を假設し、柴山文平を知縣事に任じ、上總、安房兩國の內、諸藩に屬せらるゝ地を管轄せしむ。

明治四年(二五三一)藩を廢し縣を置き、同六年、木更津縣を廢して千葉縣を置き、山邊郡を第八大區とし、これを十三箇小區に分ち、武射郡を第九大區とし、てこれを十一箇小區に分つ。同十一年、郡區編制あり、山邊武射郡役所を東金町に置き、兩郡を管轄し、同廿二年、市町村制の實施に伴ひ、兩郡、一宿、三町、二百四十二箇村を廢合して、新たに六町二十六箇村を組織し、同三十年、更に兩郡を併合して山武郡と名つけ、以て今日に至る。

山武郡は、中古南北に區別し、南山邊郡北山邊郡と稱せられたること有るが如し、蓋一時便宜の稱呼なるべし。

驅域

弘化四年統計

郡の驅域にも多少の變遷ありたるものゝ如し、南横川村萬治三年(二三二〇)二月の水帳に、長柄郡と書せり。里傳にも上貝塚、南横川は、もと長柄郡に屬したるが、今は山邊郡に入ると。長柄郡濱宿村、寛文十二年(二三三二)八月の水帳に、山邊郡と書す。これもと山邊郡にして今は長柄郡に入りたるなり。長柄郡粟生野村新田は山邊郡に屬せしを、明治十年(二五三七)粟生野村に編入せらる。和名抄郷名に禾生あり、豈に粟生野村も古昔山邊郡に屬せしにはあらざるか。山邊郡山田村より、武射郡香山新田に至る地は、印旛、下埴生兩郡に亘る曠原にして、德川氏の牧場を置かれしところなり。原の中央を以て國界とせしを、明治の初め、牧場を廢し、八街、十倉等の諸村を開くに及び、擧げてこれを印旛郡に屬せしめたり。

寛政五年(二四五三)十二月稿上總州國沿革考の統計によれば、山邊郡の村數壹百二十二箇村、戸數八千〇八戸、石高五萬一千四百四拾五石餘、武射郡の村數壹百廿一箇村、戸數七千二百四拾二戸、石高五萬三千六百廿八石餘とあり。

弘化四年(二五〇七)四月稿、南總郡郷考によれば、山邊郡村數壹百二十三箇邑、戸員八千百四拾三戸、高五萬一千五百五拾九石三斗五升六合六勺、武射郡村數壹百廿箇邑、

明治十三年統計

戸員七千三百五十三戸、高五萬三千七百三十石七斗九升五合九勺とあり。明治十三年(一五四〇)の統計に、武射郡は幅員東西五里南北六里十六町、周圍大約三十一里十五町、面積十三里一九八三あり。戸數八千四百七十二、人口四萬二千二百四十三、山武郡は、東西五里三十町、南北四里壹町、周圍約二十七里二十七町、面積十二方里七八九にして、一宿二町壹百二十箇村、戸數壹萬〇八百五十四、人口五萬八千二百八十三あり。

第二節　中古郷名考　附、庄

上古に遡りては國縣の沿革さへ詳ならされば、邑里の如き固より窺知するに由なし、延喜式の如きは、たゞ國郡名に止まるを以て、如何なる郷邑ありしか知るべからず。倭名類聚鈔に、上總の國を十一郡に分ち、山邊に禾名、草野、高文、山口、岡山、管谷、武射の七郷を載せ、武射郡に巨備、新泉、植屋、大藏、片野、畔代、長倉、押熊、新居、加茂、淺倉の十一郷を載せたり。小山田與清曰く、倭名類聚鈔には、郷司ある郷名のみを擧げて、郷のかぎりを載せたるにあらずと、(蓋し郡司にて郷司を兼ぬるなど、郷にして郷司の

郡司
保
庄
村名

なきものありしなるべし)又曰く、律書殘篇に、日本國六十七、郡五百五十五、郷四千十二、里(村)萬二千卅六といへる是なりと。

抑、國の下に郡あり、郡司これを治め、郡の下に郷あり、郷司これを治む。郷司とは一郷を治むる官衙を云ふ、郷長、頭、領、領、丁事、徴部(ハタリベ)などの職員あり。やゝ後に至りて、郷に並べて建てられたるものに保あり。保は都下廣邑に保あり。今の町(マチ)といふが如し、保司これを治む。保長、保奉行などの職名あり。保とは組合の義にして、都下廣邑は保保くみ合ひ、國郡にては郷にくみ合たる故の稱なるべし。又庄あり、庄園より起れる名なれども、後には郷保に並びたる一稱となりたるなり。されば、國郡郷保とも、庄園郷保とも、並べ稱せるなり。これには本所領家より下司職を置きて治めしむ。所謂庄司なり。郷、保、庄の下に村あり、名(ミヤウ)あり。名とは名主(ミヤウシユ)の開發せるか、或は由緒ある地の稱なり。今某(ナニ)新田などいふが如し。これ村に同しければ、村長をやがて名主といへるなり。古より村を通はして、里とも郷と云へることあり。

稲毛庄十二郷などいへる類なり。

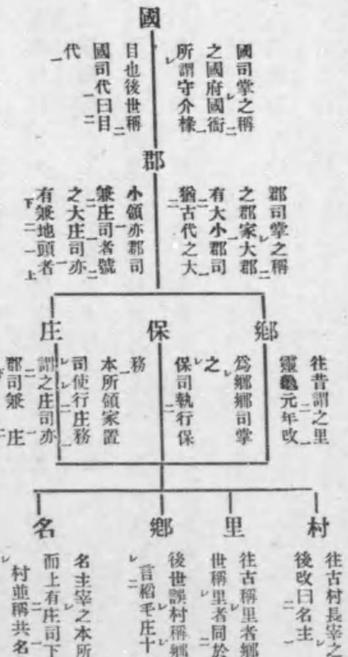

この圖にてこの大概を知るべし。（以上は小山田翁が天橋紀聞の一節を節修したるなり）

和名類聚鈔に載せたる郷名の如き、その後多くは廢滅し、遺蹟の徴すべきもの甚だ少し、今その概を擧ぐ、

禾生（アヘフ）郷　和名抄に、山邊郡禾生郷とあり。今片貝村の邊に粟生の地名あれど、沿濱の漁村にして、古代の郷里にあらず。凡そ、長柄山邊武射の三郡九十九里の沿濱漁村には、和名抄の古郷を見ず。されぼこの禾生も、今の福岡村増穂村にあたり、長柄郡粟生野の北に接する地たるべし。即ち長柄郡栢原郷の北にして、山邊郡の東南邊に當る。

萱野（カヤノ）郷　和名抄に、山邊郡草野郷とあり。今瑞穂村に大字萱野あり。されば、北邊を云へるなり。即ち禾生郷の西、長柄郡界に臨める地とす。然るに、草野の西方土氣郷は和名抄に見えず、これ郡司にて郷司を兼ぬたるを以て載せざりしならん。

高文（タカフミ）郷　和名抄に、山邊郡高文郷とあり。今の大網町及山邊村の邊なるべし。山邊村大字金谷に、高文の小地名をのこし、又高海寺あり、中世タカウミとも訛れることありしを知るべし。

山口郷　和名抄に、山邊郡山口郷とあり。今の大和村にあたるが如し。高文郷の北にして、今の大和村に大字山口の地名存す。慶長牛の縄打帳に山口之郷に作る。

岡山郷　和名抄に山邊郡岡山郷とあり。今の丘山村及び東金町にあたる。山口郷の北なり。此二郷ともに地形を以て名づけられたるが如し。

菅谷郷　和名抄に、山邊郡菅谷郷とあり。管は菅の誤なるべし。今松之郷に菅谷、及び本郷の地名遺る、蓋し是ならん。されば今の公平村及び源村にして、岡山郷の北、武射郡界に至るの地なり。

武射郷　和名抄に、山邊郡武射郷とあり。今の豊成村にあたるか、大字武射田あり て、舊武射郡界に接す。岡山菅屋二郷の東にして海濱に到らず、蓋し是ならん。

巨備郷　和名抄に武射郡巨備郷とあり、今詳かならず。折戸大神宮の傳記に據れば、大平村に擬定し得べしと雖も、猶ほ一段の考覈を要す。(或曰く今の飯櫃の地ならんと)

新屋郷　和名抄に武射郡、新屋郷とあり。新居、新屋、及び埴屋と記せど、新屋は其上下に渉りて、新泉を新屋に謬る者とす。今新泉ありてニヒノミと唱ふ、即ちこれなり。されば成東町大富村を以て此郷域にあつべし。

埴屋郷　名和抄に武射郡塡生郷とあり。埴を塡に作るは非なり。今の睦岡村及び日向村にわたり、新居郷の西を指せり。

大藏郷　和名抄に武射郡大藏郷とあり。今豊岡村に大字大藏ありて、上下に分る。即ち埴屋郷の東にして新居郷の北とす。

片野郷　和名抄に武射郡片野郷とあり、今の松尾町にあたる。八田猿尾の邊に片野郷の遺唱あり。又大堤村寛永八年水帳に、片野郷と記す。蓋し是ならん。即ち大藏郷の東に隣り、沼澤を左にし山丘を右にす。鹵野の義歟。

畔代郷　和名抄に武射郡畔代郷とあり。今詳ならざるも、押隈、長倉、畔代、片野と次第するを見れば、長倉片野の近隣にして、即ち横芝、栗山の地かと想定せらる。又一説に成東町の地に擬す。

長倉郷　和名抄に武射郡長倉郷とあり。今長倉村は大總村の内に入る。即ち片野郷の北に接せり。長倉の北、牛熊に至る間に曾根合あり。今共に大總村の大字とす。一書に和名抄理倉郷といふを埇會の謬とし、曾根合に援引せらる。

押猥郷　和名抄に武射郡押猥郷とあり。押隈の誤謬に出づ、長倉の北一里に牛熊村あり。今は大總村に入る。即ち古名の遺れるなり。此郷の舊域は、今の二川村東半部、高谷、大台、吹入等を籠めたるならん。近世は高谷郷の稱ありて、押猥に代れる如し。

新居郷　和名抄に武射郡新居郷とあり。今二川村に大字新井田存し、新田山稱名寺あり、即ち大藏郷の北、押隈郷の西に接したり。

加毛郷　和名抄に武射郡加毛郷とあり。今の千代田村是なり。押隈新居二郷の北にして、地形全く印旛香取二郡の間に入り、郡の最西北にあり。舊時東加茂村西加茂村あり、明治五年、他村と合せて大里村となす是なり。佐倉三里塚より多古銚子への通路これを貫けり。近世は加茂莊と稱し、取香牧の岩山捕駒塲はこれに屬したり。

淺倉郷　和名抄に武射郡理倉郷とあり。理倉とあるは、其唱呼を知らず。又疑似の地名を聞かず。一說埔會にやといへり。今按ずるに、若くは理倉にてウマリクラと訓みたる歟。大里の東北半里、香取郡多古町の大字に閊倉あり。ウマリクラの急呼、マクラに轉ず。而も地形に疑惑あり、重考を要す。又大里の西南に朝倉あり、蓋し淺谷の義なり。理は淺の譌描かとも疑はれ、後說通じ易し。然らば後世加茂莊と總稱せらるゝ中へ混じたり。

以上の如き政治上の區劃にあらずして自然的に部域を限りてこれが唱を付するものあり東士川郷（舊山邊郡の幸田、國下、大沼、宿、荒生、薄島、粟生、細屋敷、藤下、下貝塚、西野、不動堂十二村を總稱す）の如きこれなり。本郡中に庄と唱ふるもの、山邊莊、武射莊、土氣莊あり。然れとも舊山邊郡中に武射莊と稱するあり、武射郡中に山邊莊と稱するあり、里傳には、山邊武射二郡大抵山邊莊と稱せりと、また考證するに由なし。

第三節　郡史

石器時代

本郡の地、丘陵を負ひ海濱に瀕し、氣候温に、地味肥ゑ、人類の栖息するに適す。その處々より石器時代の遺物發見せらるゝより考察するも、有史以前、既に繁殖せる人類ありしを知るべし。

天富命

經津主命の東國を經營する、殊に靈跡を本縣に留め賜ふに付きても、總州東面の地、人類已に繁殖して、輕視すべからざりしは疑ひなし。神武天皇御即位後四年、天富命をして阿波の忌部を率ゐて、房總の地に移らしめ、麻と穀とを栽ゑられしに、その物よく生長せしかは、總の國とは名づけられたり。

國造

國初已に國造、稻置、縣主等の官を置き、造長は一州に長官として祭祀を掌り、兼て民事を治めたり。列聖相繼き、大に四邊を開き、遠夷歸化するもの多く、次第に國造の

大化の新政

數を增加し、成務天皇の御世に、更にその政を修め、山河を隔てゝ以つて國縣を分ち、阡陌に隨ひて以つて邑里を定められしは、專ら管轄に便ならしめたるなり。當國の幹了を取つて中區の藩屏とせられしは、人材を選擇せられしなり。造長、稻置に楯矛を賜ひて表となすとは、其責任の重きを加へられしなり。その上總にあるもの六國、須惠、馬來田、上海上、伊甚、武社、菊間これなり。

孝德天皇の御世に、所謂大化の新政を施され、國司、郡司を置き、文武天皇の御世に、六十六國及び郡數を定め、國郡の名を悉く二字と爲す武射、山邊の兩郡を置かれたるはこの時なるべし。

親王の任國

天長三年、(一四三六)九月、上總常陸上野の三國を以て親王の任國と定め、特に大守と稱し、介をして代りて庶政を理めしむ。

高望王

寛平元年、(一五四九)高望王姓を平氏と賜はり、上總介に任ず。その子良兼、良文、相繼きて上總介に任じ、子孫東國の守介、または鎭守府將軍に任ずるもの多く、氏族總常の間に蔓延す。天慶三年、(一六〇〇)八州を擾亂して竟に天誅に伏したる平將門は、實に高望王の孫なり。長元元年、(一六八八)常總の間に跋扈せし平忠常は、また高望

平將門

平忠常

王の曾孫なり。忠常官軍の將源頼信に就きて降り、上京の途中病みて歿す。その子常將は頼信及びその子頼義に親愛せられ、遂に從五位下に叙し、下總權介に任し、千葉郡に居り、千葉を以つて氏とす。常將の子を常長といひ、常長の子を常兼とす。

落兼大椎に居る

また大椎に居り、常兼の子常重大椎を去りて千葉に移る。常重の子は即常胤なり。

常胤頼朝に寵遇せらる

治承四年、(一八四〇)源頼朝兵を起して平氏を討つや、下總介千葉常胤、上總介平廣常、兩總の兵を率ゐてこれに從ひ、これをして覇業を成さしむ。常胤尤も頼朝の寵遇を受け、鉾羽詰々、兩總の間に散在して、遺業四百餘年の久しきに傳ふ。

境平次常秀

壽永二年、(一八四二)頼朝、廣常を忌みてこれを殺し、その領地を和田義盛、千葉常胤に分與す。胤正の子境平次常秀及びその子秀胤、相襲ぎて上總權介に任し、一宮大柳の館に居る。

秀胤

寶治元年、(一九〇七)秀胤、三浦泰村に黨せしをもつて、北條時頼、大須賀胤氏、東素遥をしてこれを討たしむ。秀胤火を縱ちて自殺し、その四子一弟從つて死す。遺孤あり、幼なるをもつて恩宥せられ、後に山邊郡を食むを得たり。

元弘元年、(一九九一)後醍醐天皇の笠置に幸するや、千葉貞胤北條氏の催促に應じ、兵

を率ゐて西上す。

同二年、(一九九二)貞胤佐々木清高と天皇を隠岐に奉送す。新田義貞の足利尊氏を征するや、貞胤官軍に屬し、箱根、圓城寺等の戰鬪に參加して功あり。義貞の叡山を辭して北行するに及び、遂に足利氏に降る。

里見義實

文安二年、(一一〇六)六月、里見義實安房を取る。その翌年正木彈正を大瀧に攻めてこれを降だす。

千葉氏二派に分る

享德三年、(一一一四)足利成氏私怨を以て上杉憲忠を殺ししかば、幕府その擅殺を憤り、命を下してこれを討たしむ。これより關東の將士、御所方、管領方の二派に分れ、戰爭止む時なし。成氏は千葉氏の老臣原胤房に依り、援を千葉胤直に求め、上杉氏は圓城寺尙任に依り、胤直を誘ふ。胤直は故上杉禪秀の外孫にして、圓城寺尙任はその外舅なるを以て、上杉氏に黨して成氏に敵せり。

胤直弑せらる

康正元年、(一一一五)胤房等胤直が居る所の寺崎城を襲ふ、胤直その子宣胤と走りて多胡志摩の二城を保ち、以て上杉氏の援を待つ。既にして胤直の伯父馬加康胤來りて胤房を助く。二城陷り、胤直父子自殺す。胤直の二弟實胤、自胤、武藏に奔りて

武藏千葉氏

上杉氏に依る。將軍義政上杉氏に命じ、實胤を立てゝ胤直の後となし、市川城に居らしむ。

同二年、(一一一六)成氏市川を攻めてこれを陷る。實胤石濱武藏に奔り、自胤赤塚武藏に奔る。實胤尋ぎて美濃に遁る。上杉氏自胤を立てゝその後を承ぎ、復た石濱に居らしむ。この年、武田信長、眞里谷廳南の二城を修めてこれに據る。この時に當り、千葉氏の族東常緣(美濃國郡上城主にして香取郡東の莊を領す)宗家の變を聞き、將軍に請ひ、自胤を助けて康胤を討す、式部少輔濱春利これに副たり。常緣上杉憲顯と議しその族國分、大須賀、相馬等の兵を以て馬加を攻めてこれを陷れ、またこれを八幡市原郡に敗る。康胤戰死す。こゝに於て常緣の義聲頗る振ひ、上總の諸城攻めずして降るもの多し。乃ち春利を移して東金に居らしむ。既にして二總の地稍成氏に歸するもの多く、尋ぎて應仁の亂あり。常緣また下總に留まること能はずして去る。常緣の二總を經營するすべて十四ヶ年なり。

東常緣濱春利

東金左衛門尉重友

長祿三年、(一一一九)七月二十日、廳南の嫡子將監氏義、東金左衛門尉重友、千葉胤持に服せず。乃ち椎名隼人、三谷越中、高城掃部、原大藏少輔、成東勘解由(下略)をしてこれを

討たしむ。

文明三年、(一一三一)上杉顕定の將長尾景保、古河を攻めてこれを陷る。足利成氏奔りて千葉孝胤に依る、翌年古河に復歸す。

境根原の戰

同十年、(一一三八)千葉孝胤上杉氏の將大田資長と境根原に戰ふ。將士死するもの千餘人、退きて臼井を守る。酒井定隆原氏に屬してこの役に參加す翌年孝胤千葉城の形勢便ならざるを以て、佐倉將門山に築きてこれに移る。

酒井定隆土氣を取る

長享二年、(一一四八)酒井定隆、畠山重康を逐ひて土氣城を取る、この年五月、領内の寺院に命して、悉く日蓮宗に改めしむ。

東金左衛門重光

永正六年、(一一六九)酒井定隆二子隆敏を率ゐて東金に移る。これより土氣東金を呼ひて兩酒井といふ。

同年七年、(一一七〇)八月、里見義通兵を上總に進む。東金左衛門尉重光急を千葉勝胤に告ぐ。勝胤原、圓城寺、海保の三將をして防戰せしむ。義通兵を收めて去る。

大永二年、(一一八二)四月酒井定隆卒す。

同五年、(一一八五)足利義明小弓城を攻めてこれを取る。この時に當り、廳南城主武田豊三、小弓城主原次郎友幸と地を爭ひて兵を搆ふ。毎戰武田氏に利ならず。こゝに於て、里見義弘と謀り、古河公方足利政氏の子義明を奥州より迎へ、これを主將とし、下總安房の上杉氏に服せざる者を招き、三年の後、遂に諸將を糾合して、小弓を攻む。友幸戰死し、その族臼井に奔る。義明乃ち徙りて小弓に居る。世呼ひて小弓御所と稱す。兵を出して四近の服せざるものを討し、遂に八州を併呑するの志あり。

小弓御所

同六年、(一一八六)酒井隆敏、畠山重康を大關城(福岡村)に攻めてこれを殺す。

天文二年、(一一九三)山室飛彈守常隆飯櫃(千代田村)に城きてこれに居る。常隆は、大永年間、常陸國山室に居りしをもてこれを氏とせるなり。

國府臺の戰

同七年、(一一九二)北條氏綱、兵二萬を以て來りて小弓氏を討す。千葉昌胤、族を擧げてこれを助く。里見義弘、武田豊三等、義明を援けて國府臺に戰ふ。義明奮戰、箭に中りて死す。義弘等逃れ去る。この役、土氣東金の兵、期に後れ、戰に及はずして歸る。原胤定小弓に復歸す。

同十六年、(一二〇七)里見義弘また上總に入る。千葉利胤進て東金左衛門將重光か

村岡河原の戰

居城に至り、諸將を部署し、伐ちてこれを退く。

同廿二年、(二二一三)千葉親胤、原胤繁、土氣東金兩酒井、椎名等の兵を率ゐ、上杉輝虎と武藏の村岡河原に戰ひて敗北す。

弘治元年、(二二一五)井田因幡守入道瑞海、坂田城主三谷信慈を襲ひてこれを殺し。

正木正經臼井を攻む

壘柵を修めてこれに據る。

永祿四年、(二二二一)三月、上杉輝虎大兵を以て小田原に迫る。里見義弘これに應し、その將正木正經臼井小弓を攻めてこれを取る。土氣、東金、椎名、小金の諸城固く守りて動かず。翌年、原胤定小弓を復す。

國府臺の戰

同七年、(二二二四)正月、里見義弘、岩槻城主太田資正と謀り、江戸城を襲はんとす。北條氏康謀してこれを知り、これを國府臺に邀へ、大にこれを敗る。義弘、資正逃げて

北條氏土氣城を攻む

椎津に來る。この役千葉富胤族を擧げて氏康を助く酒井胤治事と以て氏康に疑はる。乃ち欵を義弘に通し、資正に糧食を給し、これをして岩槻に歸るを得しむ。

同八年、(二二二五)北條氏康父子、土氣城を攻む。胤治援を上杉謙信に求む。謙信ま

さに上國を經營し、來り救ふ能はず。胤治遂に北條氏に降れり。

正木大膳下總に入る

同十二年、(二二二九)酒井胤治本納を陷る城將黑熊大膳自殺す

元龜の頃より北條氏の兩總を經營する、また昔日の如くならず。大多喜の正木氏この虛に乘し、廳南萬喜と相語らひ、先づ土氣東金の兩酒井を誘ひ、武射郡を風靡し、香取郡に入り、矢作、森山等の諸城を陷る。千葉富胤、原、圓城寺等の諸將をしてこれを討たしむ。正木軍、小見川に留まる數日、形勢の非なるを見、遽かに兵を收めて去る。

邦胤弒せらる

天正十六年、(二二四五)千葉邦胤、近臣鍬田萬五郎に弒せらる。是れより先き、萬五郎小過あり、邦胤怒りてこれを辱む。既にしてこれを近つく、遂に禍に及べり。

小田原城陷つ

天正十八年、(二二五〇)豐臣秀吉小田原を圍む、氏政關東の將士を聚めてこれを守る。

兩總諸城陷る

千葉氏兵壹萬七千をもつて湯本を固む。七月小田原陷る。秀吉關東八州を德川家康に與ふ。我が二總四十八城、みな風靡す。家康二總を分ちて功臣を封ず。その上總にあるものは、大多喜十萬石は本多忠勝に、廳南壹萬石は本田正信に、勝浦壹萬石は上村泰忠に、小糸三千石は本田重次に、五井五萬石は松平家信に、茂原五萬石は大久保忠保に、佐貫二萬石は內藤家長に、成東二萬石は石川康通なり。

酒井康治の二子與右衛門重治、庄三郎直治、東金酒井政辰の子金三郎政成、共に德川氏に仕へ旗本の士となる。

慶長六年、(一二六一)十二月十六日、房總の地大に震ひ、海嘯起り、家屋人畜の被害太甚し、安房國邊原より上總國不動堂、片貝に至るまで四十五處に亘る。

同十年、(一二六五)東金町の里正市東刑部左衛門、官吏の擅横を怒り、これを殺し、自刄して死す。

同十八年、(一二七三)德川家康東金城址に邸館を造らしむ。俗これを東金御殿といふ。蓋し放鷹游息の處となすなり。

寛永二十年、(一三〇三)東金里正大多和四郎右衛門、官倉を開きて飢民を賑ひ、自刄して死す。

寛文十一年、(一三三一)東金の邸館を廢す。

延寶三年、(一三一五)板倉重寛東金を領す。

元祿十六年、(一三六〇)十一月廿二日、房總の地大震し、海嘯を起し、本郡また害を被る。

享保二十年、(一三九五)德川幕府、青木昆陽の建白に依りて、薩摩より甘藷の苗を取り寄せ、千葉郡馬加村、山邊郎不動堂に試作せしむ。關東の甘藷あるはこれより始まる。

文政四年、(一四八一)七月伊能忠敬の測量したる大日本沿海輿地全圖、及び輿地實測錄成る。

文久三年、(一五二四)十二月、浪士三浦帶刀(香取郡佐原町地頭津田英三郎の舊臣)楠音次郎(井内今の緑海村内)の人檜山民彌、南朝の忠臣楠公の後裔と稱し姓名を改む)等、名を攘夷に籍り、徒を聚むること數十人、本隊を小關新田(片貝村小關)の旅店大村屋に、支隊を八日市場(匝瑳郡)茂原(長生郡)に置き、所在富豪の金穀を掠奪す。その名義に眩せられ、士人にしてこれに投ずるものあり、人心胸々たり。幕府乃ち佐倉、一宮、東金の兵に命じてこれを鎭せしむ。翌年正月十七日、東金の兵凡百人、曉に乘じて大村屋を襲ひ、楠等七人を斬る。一宮の兵凡八十人、茂原に向ふ、賊徒小關の報を聞き、走りて剛金村に至る、一宮の兵追及し、三浦帶刀、千葉源次郎等五人を擒にす。八日市場の賊、佐倉兵の來るを待たずして潰散す。尋ぎて縛に就くもの四人、三月九日、賊徒九人を斬に處し、楠等七人の首を合せて、これを小關新田に梟す。

第三章　地勢及地質

第一節　山　脈

山脈

本郡は、本邦第一の大平野たる、關東平野の一部をなし、上總國中最も山岳尠き所とす。山脈は、房總國境山脈の支脈蜿蜒として市原郡より來り、千葉印旛兩郡との境を走りて香取郡に入れども極めて低く、其の最も高き所と雖も海拔百米に滿たず。而してこれに依つて郡内は自ら臺地・低地の二部に分たる。郡界に沿へる土氣本郷、丘山、源、日向、睦岡、豐岡、大總、二川、千代田、諸町村及び瑞穗、山邊、大網、大和、東金、公平、成東、大富、松尾、諸町村の一部は自ら臺地をなして、小丘、曠原相連り、東太平洋に向つて、漸く傾斜す。海岸に近接せる、增穗、福岡、白里、正氣、豊海、片貝、豊成、鳴濱、南郷、緑海、大平、蓮沼、横芝、上堺、各町村及び瑞穗、山邊、大網、大和、東金、公平、成東、大富、松尾、諸町村の一部は即ち低地をなし、平野渺茫として些の隆起だもなし。かくて臺地は森林に富み殊に杉の良材を產し、又畑地尠からず、低地には美田相連る。

臺地低地

第二節　平　野

本郡の低地は、所謂九十九里平野の一部にして、その面積凡そ十二方里、低平にして所々に沼池あれども、耕鋤普く行はれ、到る所美田良圃相連り、本縣有數の穀庫をなせり。而して成東町の北端なる、石塚山不動尊の緣起に「聖武天皇、天平中、僧行基、東遊而來、此惻海中、漁舟覆沒、多溺者手刻、浪切不動一軀、置之堂中」と書し又延曆中僧空海、亦、至此地、山勢高聳波濤拍、其麓云々」と記せる等によれはこの邊まで、波浪の打寄せたるが如し。鳥喰沼の如きも舊き、潟湖の跡なりと云ふ。

九十九里平野

石塚山不動尊

鳥喰沼

臺地には小丘の起伏あれども、亦平野尠からず、猿橋野、能眞坊原、十文字原、大野、文六原、豊馬野、の如きはその主なるものなり。

猿橋野

猿橋野　土氣本郷町上大和田下大和田兩區の東北隅に在り、丘山村山田に連り、北東金縣道を隔てゝ、下總小間子原（印旛郡八街村屬にす）に接す、面積約六十町、地勢平坦にして往時は野草茂生せしが明治年間之を開墾して、稻麥等を播種し未墾の地は只傾斜面を餘すのみなり。

能眞坊原

能眞坊原　土氣本郷町上大和田、下大和田兩區の西界に在り、同町高津戸に連り、西下總千葉郡に接す。面積約五十町、地勢平坦にして明治年間里民之を開墾して畑地となし松及雜木を栽植して山林とせり。

十文字原

十文字原　本郡の西北界に在り、北下總千葉郡に連り、土氣野田間の里道これを貫く。その本郡に屬する者は、土氣本郷町、高津戸、大木戸、越智の三區に亘り地勢極めて平坦にして林藪相雜り、處々園圃を孕むに過ぎざりしか明治年間全部これを開墾して畑地となせり。其地頗る稻麥等に適す。

大野

大野　土氣本郷町大木戸の西南方に在り、南市原郡に接す、面積約百四十五町、地勢高低あり明治年間村民平夷の部分を開墾し傾斜の部分に雜木を栽植せり。

文六原

文六原　土氣本郷町小食（ヤサシド）土の西方に在り、土氣、小山、大椎、の三區に連り、土氣野田間の里道其北部を貫く、面積約百五十町、地勢凹凸す。明治年間その平坦なる部分を開墾して、稻、麥等を播種し、傾斜の部分には主として松樹を栽植せり。

豊馬野

豊馬野　二川村の西北方に在り、高田牧野二區に連り、北下總三里塚（下埴生郡）の原野に接す、柴山、成田、間の里道これを貫く、面積約三十町、地勢極めて平坦、明治年間靜岡縣士族、平田貞治郎官に請ひて、之を開墾せり。野中一古墳有り六方塚と稱す里老云ふ、墳に金六萬貫を埋藏すと傳ふ。此の地弘治中井田友胤が三谷信慈を要擊せし處なり。

六方塚

第三節　河沼

河

本郡は、山脈西境に連亘せるを以て、河流は皆その溪谷より出でて、東海に朝す、郡内高山なし隨つてまた巨流大湖なし、南白龜川（ナバキ）、境川、木戸川、栗山川、烏喰沼雄蛇ヶ池等は其の主なるものとす。

南白龜川

南白龜川　源を瑞穗村小中の丘陵より發し、大網市街の南端に至り、分れて二條となり、南なるものは東流して山武長生、二郡の界を劃し、北なる者は東より折れて、南流し二條一流と爲りて、長生郡に入り、再ひ折れて東海に入る、長さ約五里流勢緩にして往々蘆葦水面を蔽ふ、運輸の便無く灌漑の利に乏し。海潮溯ること二里許、霖雨に會すれば水溢れて沿川の田圃を害す、鱚及蜆を產す、本郡に入りて始めて南白龜川と稱す。

境川

境川　源を源村極樂寺日向村大木等の丘陵より發し東南流して海濱に至り、迂回して南し片貝村に於て海に入る。長さ約五里、流勢緩なれども、運輸の便なく只灌漑の利少なからず、鯉、鮒、鮠、鱒、等を産す、また一水あり睦岡村沖渡横田等の山間より發し成東南郷豊成三町村の界に至りて本川に入る。

木戸川

木戸川　源を二川村岩山の原野より發し、東南流して綠海村木戸に至り栗山川と合して海に入る、長さ約六里流勢緩なれど運輸の便無し、然れども河水清くして至る處灌漑及飲料に供せらる本流は松尾町田越に在りては田越川と稱し、大平村借毛本郷村に在ては借毛新井川と稱し、綠海村木戸に在ては木戸川と稱す、而して木戸川の名廣く世間に通す。

栗山川

栗山川　源を下總香取郡大須賀村櫻田の原野より發し、南流して大總村木戸臺に來り、斜に東して本郡と下總匝瑳郡との界を出入し上堺村屋形に至り、折れて斜に南し海濱と並行して木戸川に合し、綠海村に至つて海に入る、明治十四年に在りては蓮沼村に於て海に入りしも漸く河口を南に向け、同十七年木戸川に合し、小松の北界に及ひ、今や同村を過きて松ケ谷の北界に達せり。

置上堰

瀧川溝渠

長さ約十一里、流勢緩にして木戸臺より下流五里許、纔かに舟筏を通し、河岸高くして灌漑に供するの便なし、鰻、鮠、鱒、鯉を産す。

その他、置上堰、及び瀧川溝渠の如きは以て灌漑に供し飲料に供す。

置上堰　舊山邊郡の北部にあり、堰を公平村道庭の南端に設け、小間子原の凹處、（原は印旛郡八街村に屬し凹所源村瀧澤に屬す）及び公平村松之郷の丘陵より發する所の溪水を此に蓄へ、更に二分して一は公平村道庭、一は東金町田間以下四十村の灌漑及び飲料に供す。餘水は二派に分れ、一は片貝村田中荒生に於て宮島沼に注ぎ、一は豊成村東中に於て境川に疏す。水路延長三里許本堰は、貞享四年丁卯四月始めて設くる所にして、其の灌漑する所水田凡そ七百町歩飲用する所戸數凡そ四百戸に至れり。

瀧川溝渠　舊山邊郡の中央にあり、大和村田中字御堂法に於て山邊村金谷郷丘山村瀧等の丘陵より涌出する所の泉を集め、更に二分にして一は之を南に引き大和村田中山口福俵等の飲料及び灌漑に供し、一は之を北に導き東金町臺方東金等諸町村の灌漑に供す。餘水豊海村眞龜に至つて海に入る水路延長四里許其の飲用する所、戸數凡五百戸、灌漑する所、水田、凡千町歩其の利極めて夥し。

湖沼　八鶴湖　雄蛇池　丑池

湖沼は低地に多く臺地に尠し今その主なる者を擧ぐれば左の如し。

八鶴湖　東金町東金字谷にあり、縱百四十間横九十二間、面積凡一万六百五十坪水田九十餘町歩の灌漑に供し、兼て東金市街の防火に備ふ（一旦火災あるに臨み閘門を開けば其の水忽ち全市街に漲る）湖の西北に接して、更に一池あり、上池と稱す、面積凡千五百坪その水本湖に注げり。

雄蛇池　丘山村小野大和村田中養安寺山口四部落の間に介す、縱四百九十間、横百三十間、面積六万二千七百坪、池東舊九ヶ町村の水田凡そ八百六十町歩（舊高七千六百餘石）の灌漑に供す。昔時諸村皆旱害に苦む代官島田伊伯之を憂ひ養安寺の地反別二十七町餘（舊高二百二十石）を、山口の地と交接せしめ、堤塘長さ百二十間を築き、溪水を堰ゐ、埋樋を設く慶長九年功を起し十歳を閲して乃ち成る村民伊伯の靈を池傍に祀り崇めて水神と爲す、池、草山に圍まれ堤塘東に在り堤上より之を望む、風光極めて佳なり。冬期に至れば鴨鳧群游す里人網を設けて之を捕ふ又一物産たり。

丑池　公平村家之子の北方字丑の神にあり、面積一万二千九百二十七坪弦月形を爲し堤塘を設け水を四區に分つ其の中央を大池南を八郎池西北を新池東北を蓮池と呼び、これを總稱して丑池と曰ふ家之子の水田百町餘の灌漑に供す。

大沼　細草沼　坊海道沼　宮島沼　龍立沼　坂田沼

大沼　豊成村、上武射田の西南方字大沼にあり、縱二百間横百八十八間、面積三万七千五百坪、水田凡そ五十町歩の灌漑に供す、鮒、鱣を産す。

細草沼　白里村細草、四天木、二部落の間にあり、北福岡村大沼田より南長生郡南白龜村濱宿に亘る、縱千八十間、横五十間、面積五万五千坪眞菰、葭、茂生し鰕、鮒、鱣等を産す。

坊海道沼　正氣村大沼の東南方字坊海道にあり、縱五百四十間、横百二十間、面積六万二千八百坪、水田凡そ五十町歩の灌漑に供す、鮒、鱣、泥鰌を産す。

宮島沼　片貝村田中荒生の中央にあり、置上堰の水此に淳蓄して、沼と爲る、縱百八十間、横百三十間、面積一万八千坪、水田凡五十町歩の灌漑に供す。

龍立沼　蓮沼村の西北方字堰内に在り、縱六百間、横百二十五間、面積七百五千坪水田凡そ百五町歩の灌漑に供す。

坂田沼　大總村長倉坂田及び横芝町三部落の間にあり、坂田城址の東南麓より縱四百間、横三百五十間、面積十三万五千坪、沼北四部落即、坂田、於幾、曾根合、寺方、の水田凡そ九十六町歩の灌漑に供す。周縁、葭、眞菰、叢生し、鯉、鮒、鱣、泥鰌を産す、沼の東北

に蜿蜒たる一老松あり、坂田の匍匐松と稱し、行人休憩の處と爲す、風光佳なり。

鳥喰沼

鳥喰沼　鳥喰沼は往時上總第一の巨沼なりしが、近時耕地整理の結果これに連接せる細沼稲荷沼と共に全部開墾せられ一面に良田となるに至れり、今其の舊觀を錄すれば次の如し。

鳥喰沼は、横芝町横芝、鳥喰、上鳥喰、下鳥喰新田、大平村本栢、松尾町猿尾、八田、七部落に跨り、縱千二百間、横四百八十間、面積二十九万五千三百八十九坪、沼東九部落の水田凡そ三百九十町歩の灌漑に供せり。沼底沙を以て成り水の深さ一二尺雨ふれば則ち湛え晴るれば則ち涸れ灌漑の利饒からず然れども葭、眞菰、繁茂し、又多く良質の蘭を產せり、里人之を織つて筵と爲し、遠近に輸出し稱して根引蓆と言ひ、上總の一物產たり。

細沼

細沼　松尾町五段田の東方字細沼にあり、鳥喰沼に接し、縱四百八十五間、横七十五間、面積二万四千六百四十六坪、水田凡そ三十町歩の灌漑に供し、蘭及び泥鰌、鱧を產す。

稲荷沼

稲荷沼　松尾町五段田の東方字稲荷沼にあり、鳥喰沼に接し、縱二百間、横百五十間、面積一万六千五百坪、水田凡そ二十町歩の灌漑に供し、蘭及び泥鰌、鱧を產す。

海岸

第四節　海岸

本郡の海岸は所謂九十九里濱の中部に當り、毫も出入なく徽に陸地に向つて彎曲し滑かなる曲線を畫けり、其の延長は凡そ五里に及ぶ。而して海岸線は其の左右なる陸地と海底との間に著しき地形上の差異を作らず、海底は緩傾斜をなして遠淺をなすと共に陸地も亦水汀に沙丘の脈をなせる外は全体に低平にして海岸を去る二里餘に至らざれば低き台地の麓に達せず、故にこの海濱は地引網の如き巨網を用ふるに便にして、其の鰮漁の利は、古來一網所獲積みて丘山に等しと稱せられ、東海無双の產地たり、故に臨海の諸村主として、之を業とし、生產を大洋澎湃の中に仰ぐ。

鰮漁

砂丘

九十九里の海岸には沙丘好く發達し一帶堤防の如く延亘するを以て、內地より流れ來る水流は海岸に至つて之が爲に堰き止められ、急に屈曲して前の流向と直角をなし、沙丘の內側に沿ひて流れ遂に漸く口を求めて海に注ぐもの少からず。作

田川の如き、其の一例なり、栗山川の如きは海岸に至りて、右に折れ、木戸川は左に折れ、遂に二者相會して其の結節點より折れ、漸く海に入るを得、其の二者の下流南北より會して一直線をなすもの長さ一里餘に達せり、又遙に内陸に於て台地の麓にある、鳥喰沼は、舊き潟湖の跡なり。

海底調査

九十九里の海底

薄田斬雲

一

各港内や、汽船の航路に當る海底の調査は全世界に亘つて仕遂げられて居ると云ふが、日常船舶の碇泊しない沿海の底は、其土地の漁夫等が知つて居る丈けで未だ記錄物にはなつて居ない。

私は屢々九十九里の海邊に立つて、うつとり荒波を眺めた果てに、偶と自分の眼界の及ぶ此の海の底が何うなつて居るものだらうと考へ出した、それから土地の船頭に種々質問を發したら、彼は潛水器で海底を逐一渉渡した樣に、詳しいことを語る彼等は海底の漁業をやる際に、多年の經驗から熟知したので、十分信ずべき調査と思ふ。

で彼等の漁業方法と關聯して海底の狀態を語る事が一層の興を呼ぶに足る。之が專門家に取つてどれ丈け參考になるかは、兎に角單に海國男子の想像に訴へて十分面白味があらうと云ふのが、私の主旨になる樣な次第だ。

二

九十九里は見た處灣らしくもない、長汀曲浦と云ふからは、浦といふのは曲折して入江にでもなつた所らしく、普通には九十九里浦ゐどゝ土地の俗謠にも云ふが、長汀と云ふ語を當てはめたら私の素人目には、一番當つて見ゐる、長い汀が犬吠岬から大東岬迄、二十里近い間に大圓周を延長して假りに大東と犬吠を連絡した一線を引くと、九十九里沿岸の中央部に位する蓮沼村と此の一線間の距離は、約五里あると云ふ、乃ち九十九里の灣曲は二十里に對して五里に當るのだ。

犬吠岬から飯岡迄三里の間は斷崖絶壁の狀で、此の海岸は堅い岩石だ、海中に碁布する岩礁の背が見ゐる併し、飯岡から大東岬までの磯は細かい白沙で、中央部の蓮沼、片貝、邊は最も遠淺になつて居る。大東岬は青い柔かい壁質の斷崖で波濤に洗はれて崖の根が崩れて居る。絶壁とは見ゐるが岩石ではない、從つて、岩礁が海中に突出散點の趣はないで。九十九里の海底は、大體に於て極く遠淺に細かい沙か板の樣に平坦に海中に推出して居るとしか思へない。

鰺や鰯を漁るために、四五町の沖へ張つて陸へ曳揚げる地曳網は、潮流が早くて流される事があるが、之は眞の海流の意味ではなく、九十九里灣内の海水が風波のために或は

南へ或は北へと動く丈けのもので一定した海流ではない。眞の海流は九十九里の沖合十里の邊を南から來る黒潮の暖流は、之は銚子犬吠岬の沖から東へ流れて大平洋に沒するとも云ふ、又時には金華山沖迄行つてから東へ切れるとも云ふ。支流は一層北へ進む詰り、九十九里灣内には、眞の海流がないのだ、唯だ風の爲めに隨時方向を變へて、海水が動く丈けである。

三

見た所斯んな無事の海の底に岩礁らしいものが有るのか、又海底には濱邊の樣に平坦な細沙の他に泥の樣なものか有るのかと、怪しまるゝが、風雨の後には赤貝など濱邊へ寄る事がある、又海草やあらめなど澤山地曳網に入る事もある、そこで此の無事らしい海にも底には何か平坦でない狀態が存在するのだと、鑑定される。

先づ岩礁から調ると、灣の中央部に濱から約三里の沖に、南北六里に亘る九十九里根といふ礁がある、即ち陸上では片貝を中心として南方四天木から北の方蓮沼村邊迄濱と平行に南北に延長した礁だ、此の礁は質は岩石ではない、モット柔かい大東岬の樣な壁質のもので、高さ二三間の丘が東方に垂れかゝつた形に出來て居る、此の邊の水深は五尺三寸を一尋とする計算で十七尋だ、十七尋の海底に三尋高さの礁があつた處で何の防害にも利益にもなるまいと思はれるが、漁業本位に研究すると、之が重大な問題にな

る、私の好奇心は茲から出る譯になる。

第一そんな礁が有る事は、何うして知るかと云ふ疑問だが、魚族には水の上層に住むのと、海底に住むのとある、鰹、鰯、鰤、鮪、ゐざは上層を往來する。鯛、比良目、鰈、鮫、鮒、鯖、鮴、などは、底の沙に住む。漁夫が海底の魚を漁るには、立網と流し網を用ゐる、立網といふのは一號と云ふ一番細い糸でハンモックの位の目に藉いた網で、巾一間に長さ五十間ばかりの網を、一人で七八反(一枚を一反と云ふ)持つて行く、八九人乘りの小船で出るから、總計六七十反之を横に繋ぎ合せる、手拭をつなぎ合せた形だ上部には細い木片を付けて浮く樣にし、下部には太い綱が付いて沈む、網が木片より少し重く出來て居るから、海底一直線に三千間の長さに高さ一間の網がふわ〳〵と張られる遊んで居る魚族は、網の目に掛つて動けゐくなる、夫を一時間もしたら、船中へ引上げる、朝早く出船すると、午後二時頃には、二三里の沖で一漁して歸つて來る、夕方に出ると翌朝早く歸つて來る、處で此の立網には、一反毎に所々石の重りを付け、此の重りから太綱を水面迄出して、木の浮標を海面に表はして置く、此の浮標綱の長さで、海の深さが精確に知られゐる。海底の隆起が、三間も違ふと之は岩礁があるらしいと見て今度は、流失網捜索用の小形な碇で岩礁の延長高低を測量する、之れが古からの年月の經驗で今や潛水器で見て來た樣に精確にふつた。次に流し網の方は百尋ばかりの糸に網を八十本位付けたのを十本も持つて行

つて、重りを付けて、海底へ下ろす重りへ網を付けて、浮標を海面に表はして置く、之も糸で海底の岩礁に掛るから、自然海底研究を促す、九十九里礁が東方に懸崖になつて居ると云ふのは、立網や釣糸を此の礁の東方に下した場合には、岩へ掛つて上らぬ事が多い、西方に下した場合には、掛りがないそれも東方の懸垂した礁だと解る。其の他手繰りと言つて海岸で曳く地曳網の小形なものを船へ積んで行つて、沖へ張る船は碇で繋き船の兩端で、網を曳き上げる、之も海底漁だから岩礁のある處で張つたら直ぐ掛りになつて知れる又搔きと言つて沖へ出て一間巾の大萬鍬で海底の貝を漁る法がある、之は船の中に轆轤を据へ付けて、萬鍬の網を搔き上げるのだ。今一つは佃煮にするアミと同種で、コマセと呼ぶ肥料を漁るに、矢張り手繰りと同じ方法でやる、之等の漁法からして長年月の間に九十九里の海底が明瞭になつた。

四

そこで、九十九里礁は、圖のABになる、次にモウ三里離れて、平行にCDの長さ一里許り高さ三尋位の岩礁が有る、之は清澄出しと名くる、清澄と云ふのは房州の天津町に近い清澄山の名だ、片貝邊の漁夫が沖に出て大東の岬を越して、遙かに房州の清澄山が見ゆる邊にある岩礁なのだ。清澄山は二黒三里の沖では見ゆるが、六里の沖から見え出す、詰り清澄出しと呼ぶ礁は六里の沖にあるのだ。此の邊の深さは二十五尋此の清澄出しは、ギザ〳〵の堅い岩石で、カキ、カウメ、鮑、其他海草などが澤山に附着して、居る、之から五六町離れて平行に些と南に寄つて同じ位の岩礁がある、出張りと呼ぶ。圖のEFだ尙五町離れて大根と呼ぶ、南北三里の岩礁がある。之は高さも稍や高く凹凸不定の喰しいある。岩から出來て鮑など澤山に居る、此邊深さ四十尋。此大根の南の處に大東のセンゲン出しと呼ぶ岩礁がある、南北二里に亘り大根と似た質の岩礁。一番沖のはカンコ根と云つて、大東岬の東方十八里位の沖海の深さ八十五尋の所にある。立網や流網などは此の十八里沖迄は行くが、之れ以上に沖へは出ない、圖のMNだカンコ根と云ふのは、カサゴの一種に俗稱カンコと呼ぶ魚が有つて、此岩礁の邊に釣糸を海底に流すと、カンコが澤山釣れると云のだ。

一方犬吠岬から飯岡迄の間三里は、斷崖削立して頗る堅い岩石の海岸だ、そこで飯岡から東南眞沖へ七里の岩礁が海底に在る、之は堅岩と呼んで全く名の通りの堅い岩礁だ、

圖のKLだ、七里の沖には水の深さが四十尋ある、岩礁は平坦の丘陵狀でふくギザ〳〵岩だ。

此の堅岩の終點と九十九里礁の北端との間を點綴して連絡する岩礁がある、之は落根と云つてポツ〳〵滴れ落ちた樣に散點した岩である高い處は、三四尋低いのは一尋たちずと言ふので落根の名の通りだ。

五

以上七つの岩礁丈けしか、九十九里灣にはない。何れも三四間を越ゑぬ高さだから普通の航海には何の事もないが。漁業上からは此礁が、漁具の生命に關すると同時に、魚族の棲息を豐富にする。多くの魚は之等岩礁の附近に集合する。片貝邊の漁夫等が、立網を掛るとか、網綸を流すとかの際には、先づ九十九里礁の手前を鑑定する。近くて無難だからだ、若し手前は駄目と見ると、清澄出しと九十九里礁の間三里の廣場を撰む、此の九十九里礁の內外は屈强の漁場なのだ、カンコ根へ行くと云ふのは滅多にない事だ。

六

偖て岩礁の事は、之れで略ぼ盡されて居るが、海底の沙と泥との區域は、今も彼等漁夫仲間にさへ、判然しない何故ならば、沙であらうと、泥であらうと、大漁不漁の別は有らうが、別段危險がないからだ、それに海底は隨所泥が有つたり、沙になつたりで、岩礁の如く一

々區別しにくいのだ。

昨日は平らな沙だと思つた處が、今日は泥が湧いて網へ非常に粘力の强い泥が一杯に入る事が有る。風波のために海水が、動搖すると、自然に海底迄搖りて、沈澱して居る泥が、湧き上つて流れ動くのだからと云ふ、併し一番泥の多い處は、岩礁の傍で、殊に九十九里礁と清澄出しの間には、廣大な泥の領分があると云ふ、之は陸から流れ注いだ泥が、大きい岩礁の間へ流されて、其礁へ落付いて留つたのだらう、飯岡の處に在る堅岩の內側は沙でふく、手頃の石が海底を蔽ふて居ると云ふのも沿岸の岩が、破碎けて散り布いた物と思はれる。

風波もないのに昨日は塵芥一ツない透明であつた磯が、一夜の中に海草や昆布で一杯になつて地曳網へ此等海草海月と泥が强か入る事がある、之は沖で風が吹いたとが海流が方向を變へた爲めに附近の海水が全体に動搖を起したものらしい。併し海流測量の爲に流す、ビール壜か九十九里の海岸へ漂着した話は、嘗て聞かない、黑潮の海流が九十九里灣內へは入る事がないのだらう。處が鰹釣り船で十里二十里の沖へ出ると折々黑潮に乘る事がある、其時は船が非常な速力で進む、若し海流と反對の風が吹いたら平常なら何んでもない位の風でも、波が大きくふつて、ピツクリすると云ふ、一体鰹は燕や雁の如き渡り魚で、四月から八月迄は南から來て北へ行く、群居して海面を浮遊し

て行くのだ、九月から十一月頃迄は北から來て南へ去る、九十九里では、八月には鰹が一里位の近海まで入つて來る、之を七夕鰹と言つて、舊の七月節なのだ、其頃は海が眞夏で暖いから、鰹がばら〳〵に散つて遊んで居る、それが九月北風が吹き始めると、一團に集合して、南方へ歸り支度だ、一番多く釣れるのは此時で、大殺しと呼ぶ大漁季なのだ。鰹は暖かい潮を逐ふて行く魚だ、之を釣るには生きた鰯の餌で、物干竿よりも太い二間半位の竹竿で、水面で釣る、一團を成して行き過ぎるのを途中で釣るのだから、三十分位で皆んな行き過ぎる、すると又次ぎの廻りを待つて釣るので、鰹釣りは一ッ時千貫と云ふ語がある、火事場騒ぎの樣な急がしい釣り方で、顏色がなくなる程必死で釣り上げるのだ、今年は九月迄鰹が一尾も漁れなかつた、房州では石油發動機船で遠洋へ出たら、相當に釣つたで今年は黑潮の暖流は沖を通ふて居て近海へ寄つて來ないのだといふ鑑定だ。

第五節　地質

本郡は主として河海の沈積作用に基きて成れる、建設的平野にして、其の大部分は、第四紀層より成る。第四紀層に新古の二種あり、本郡の臺地は即ち古層(洪積層)に

して、層を第三紀層の上に成し、北するに從つて漸く厚く、第三紀層の高き所は、本層從つて薄し。其の地質は火山灰質、及び凝灰質の土沙細礫等より成り、軟脆にして岩石の用を爲さず、其の土輕鬆にして能く、地水を濾過す。本郡の低地は所謂新層(沖積層)に屬す、蓋し河水巡潮先づ第三紀層の低處を浸蝕し、而して更に其の故土を以て層を其の故地に成す者なり、故に其の土主として第三紀諸岩の細粉より成り、混ずるに鹵沙腐泥を以てす、而して第三紀諸岩は最も火山灰に富むを以て、從つて本層の土輕柔にして飛散し易く、土中絶えて岩石なし。之を要するに本郡の臺地は洪積層に屬し、低地は沖積層に屬せり而して成東不動山其の他各町村に往々突出する、巖塊の如きは第三紀層の較々硬剛にして海潮の浸蝕を免れし者なり。

第三紀層成生後河海の沿岸に沈積せる地層を第四紀層と稱し、關東平野、上總の西北部、下總の大部、常陸の南部、即ち那須野原習志野原小金原女化原十文字野下志津原等の高臺、若くは丘陵の地域は之れより成る。

第四系に新古の區別あり、關東平野の高臺の地を構成するものは即ち第四紀古層にして其の低卑の地を構成するものは第四紀新層なり、東京にて謂はゆる山の手

とは前者に屬し、謂はゆる下町とは後者に屬す。

第四紀古層は、隨所多少其の成層の有樣を異にすることありと雖も、其の主要なるものを擧ぐれば最上部に、ローム塊の層あり、是れ俗に赤土、或は野土と稱するものにして、褐色無層理なり其の間に、厚薄不定の浮石層を介在す、之れに次で砂礫の層ありて時としては其の上に粘土の層あることあり、而して常に第三紀層を被覆し地層は水平に横はるを常とす。

第四紀古層

砂礫粘土

第四紀古層の最上部を形成する塊塊は粘土と砂との混合物にして、重もに火山噴出物の分解せるものより成る、是れ一部は火山噴出物の塊塊質に分解せんとしつゝあるものによりて之れを知るを得べく、一部は塊塊中の細砂中には、火山岩の主成分たる斜長石斜方輝石等の微晶あるにより之を知るを得べし。此の如く地表にある、塊塊層は、凝灰質塊塊なるを以て、輕浮粗鬆にして、晴天にして風强きの日は萬丈の紅塵遠く天空を掩ひ、雨天の日には即ち泥濘脚を沒するに至るなり。砂礫粘土は第三紀以前の岩石が水の崩壞運搬の作用により多少の火山噴出物を混じて、沈積せしものなり、即ち礫は硬砂岩硅岩ラヂオラリア板岩閃綠岩等より成り、時としては其の厚さ十米以上に達し、東京附近にて山砂利と稱し、道路修築の用に供するものの是れなり、而して此の礫層中よりは、草木の假像を爲す、泥質菱鐵鑛を出だすことあり、又木理を存する漂木を出だすことあり。又礫層中には往々にして其の中に泥鐵鑛層を挾むことあり。

石無しの國

然れども、此の第四紀古層の下部に礫あるは東京附近、那須野原等に限るものにして、下總平野に廣く發育する、第四紀古層に於ては疑灰質、塊塊砂利を夾雜せる、凝灰質砂粘土及び、厚薄不定の泥鐵鑛若くは砂層より成り、石質概ね軟弱にして礫と稱すべき程のものなく、謂はゆる「石無しの國」の特相を現はせり。

是れ其の礫を生ずべき堅硬なる岩石の其の附近に存在せざるが故なり、之れに反して、那須野ヶ原の如きは礫層の厚さ、四丈或は五丈に達するに拘はらず、上部塊塊層の厚さは薄き所は一尺に過ぎず、那須野ヶ原の荒蕪不毛の地たるは、全く此の塊塊層の薄きと砂礫層の甚だしく厚ければなり。

第四紀古層の砂礫中には、往々に波濤狀を呈し、謂はゆる僞層を爲すものあり、又青梅の南東に於ては、多摩川に沿ひ、粘土若くは砂礫層間に其の質極めて不良の褐炭

褐炭

第四紀新層

を介在するものあり。

第四紀新層は分ちて二類となすことを得べし、一は古代の諸種の岩石水蝕風化の雨作用により、崩壊削磨せられたるもの流水の爲めに運搬せられ溪谷の低地若くは河流の沿岸に沈積せるものにして、一は風波の作用により海濱に堆積せる砂層若くは海底隆起して陸地となるに至れるもの是なり、利根川沿岸の低地相模川酒匂川多摩川等の洪涵地は前者に屬し、九十九里沿岸の平地東京灣沿岸及び利根川下流の平地常陸鹿島郡の大半等は後者に屬す、されば岩石は粘土砂礫等にして隨所一定せず。（山崎直方佐藤傳藏編第日本地誌卷二）

氣象

氣候中和

雨量適當

第四章　氣　象

郡内臺地、低地に分れ、又近海には黑潮の流るゝあるが故に、氣象は地方により、多少の差異なきにあらずと雖も、概して中和にして、動植物の生育に適し、養蠶牧畜の業年を逐ひて發達せり。全年中氣温の平均は大概十四五度にして、その最高極度も年々多くは三十三四度最低極度も氷點下四度乃至六度の間にあり。雨量も本邦の他地方に比すれば多からざれども、又少からず、概して中位にあり年々千四五百粍乃至、千七八百粍の間を上下す、而して降霜は概して十一月中旬に始まり、翌年五月初旬に終る此の期間約百六十日なり、雪は晩冬より早春に多きも、積雪極めて寡し、又風向は北風頗る多く、北東北西及南風等之に次ぐ。

氣　温（攝氏）

東金町東金測候

	明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	明治四十五年大正元年
最高	一九・五	一九・六	一九・一	二〇・三	一九・五
最低	九・六	一〇・〇	一〇・〇	一〇・九	一〇・二
平均	一四・五	一四・七	一四・五	一五・六	一四・八
最高極度	三四・四	三五・四	三三・五	三四・五	三四・五
最低極度	(一)四・六	(一)四・六	(一)六・九	(一)四・一	(一)六・四

類別日數及雨雪量

東金町東金測候

	明治四十一年	明治四十二年	明治四十三年	明治四十四年	明治四十五年大正元年
降水日數	一四一	一五四	一三二	一三一	一二九

	戸數	人口		
雪	一	八	五	六
霜	五二	六二	六九	二九
快晴	一〇三	一〇〇	七二	一〇〇
晴天	八五	九九	一〇三	八九
曇天	一七八	一七六	一三九	一七三
強風	六	七	三	一〇
雨雪量	一、五四二・四反	一、四六四・九	一、六七一・五	一、四八二・三
			一、七八二・二	一、七八二・二

第五章　戸數及人口

本郡に於ける、大正二年度の現住戸數は、二萬〇二百八十七戸、本籍人口男六萬五千二百七十一人、女六萬二千四百九十六人、計十二萬七千七百六十七人、現住人口、男六萬一千五百六十四人、女六萬三百三十四人、計十二萬一千九百七人、平均一戸の人口六人〇一厘に當れり、今之を各町村によりて區別すれば左の如し。

町村名	現住戸數	現住人口
東金町	一千六百三十九戸	九千七百十一人
公平村	六百五十三戸	三千三百四十七人
源村	三百二十五戸	一千八百八十二人
丘山村	三百五十五戸	一千八百八十四人
大和村	四百四十戸	二千九百五十六人
土氣本郷町	五百九十六戸	三千七百六十七人
瑞穂村	四百十七戸	二千六百一人
大網町	五百三十四戸	三千百五十四人
山邊村	三百三十四戸	一千八百八十九人
増穂村	五百十戸	三千二百五十二人
福岡村	六百戸	三千七百五十五人
白里村	千八十五戸	六千八百四十一人
豊海村	七百十戸	五千六百六十六人
片貝村	千二百四十戸	七千九百七十一人
正氣村	四百四十五戸	二千七人

豊成村	六百七十戸	三千九百八十六人	
鳴濱村	八百一戸	四千七百五十七人	
成東町	六百八十二戸	三千五百八十八人	
日向村	五百六十九戸	三千百八十三人	
大富村	三百八十一戸	二千三百三十八人	
南郷村	五百戸	三千百四十七人	
緑海村	八百二十一戸	五千四百四十九人	
蓮沼村	七百九十一戸	四千七百六十五人	
上堺村	四百四十八戸	二千八百八十七人	
大平村	四百四十二戸	二千六百十五人	
松尾町	六百五戸	三千二百七十二人	
睦岡村	七百二十八戸	四千九十六人	
豊岡村	三百四十八戸	二千百五十四人	
横芝町	四百四十四戸	二千八百八十九人	
大總村	四百九十六戸	三千九十一人	
二川村	八百四十戸	四千五百四十二人	
千代田村	六百三十五戸	三千五百六十八人	

第六章　産　業

第一節　山武郡農會

本會は、明治二十七年四月千葉縣令第三十四號を以て農事の改良發達を促されたるに基因し、翌二十八年五月の創立に係れり。仝二十九年各町村の農會設置完成し、茲に初めて純然たる系統的農會を構成するに至り、越ねて三十一年一月各町村農會の代表者を招集して、本會に於ける施設事業の議定をなし、先づ農事教師を招聘して郡内三十二箇町村を四區に分ちて講習所を開設し、一期を三十日とし、學科目は、植物生理、土壤、肥料、作物栽培、家畜飼養、農業經濟、の六科目と定めて講習を開始したり、これ實に本郡に於ける農事講習の權輿なりとす。此歳より縣農會及町村

農會と關連して、毎年一回系統的農產物品評會を開催することを協定し、尋で堆肥品評會を開き、蠶種鑑定等を行ひ、更に稻作三要項の實行を奬勵したり。仝卅三年勅令を以て農會令を發布せられしにより、仝年四月本會の組織を更めたり。而して又仝年中縣農會の指示に基き稻作立毛品評會を開催し、或は蘭草の栽培耕地の整理を奬勵し害蟲驅除の督勵に勉めたり。三十四年には郡內農事修得生の團体たる農友會の各支會五箇所を指定して委托試驗場を設置し、又稻作改良表彰規程を設けて農事改良に功勞あるものを表彰し或は養蠶巡廻敎師を招聘して蠶業に關する講話を行ひ、仝三十五年には農事に關する現況調査の必要あることを認め、農事統計主任を撰定せしめて努めて適實なる調査を行はしめて之を本會に報告せしめ、年々之を繼續勵行して漸次完全の効果を收めて、本會事業の經營に資することゝせり。又郡內數個所を指定して稻作模範地を設置せしめ、或は麥酒原料大麥試作の勸誘をなしたり、三十六年には普通農事、養蠶、蘭草、馬耕等の講習會を開き、三十七年には農商務省より田村技師の派遣を乞ひて柑橘栽培に關する講話會を開き、又釀造用大麥の共同販賣の奬勵をなし、三十八年には、耕地整理に關する講話會を各町村に於て開催し、三十九年には內務省囑托留岡幸助氏を聘して報德主義の鼓吹に努め、四十年には本縣農會の指示に基き水田二毛作實行の奬勵をなし、郡內六箇所に試作委員を置きて實地に調査せしむ、四十一年には暗渠排水の施設及家禽改良の奬勵をなし、又層繭整理の一端として、農村婦女子に玉繭繰糸及眞綿製造の技術を普及せしめんとして、南鄕、太平、蓮沼、二川、成東、日向、鳴濱、正氣、福岡の諸町村に其講習會を開設し、一面には養蠶組合の設置を促せり。四十二年には戊申詔書の聖旨を奉体し、農家に於ける道德及經濟に關する思想養成の目的を以て、內務省より中川書記官の出張講話を乞ひ、又長野縣人飯島幾太郎氏を招聘して、郡內仝町村に涉りて報德講話を行へり。四十三年には愛知縣農林學校長山崎延吉氏を聘して、自治民風に關する講習會を開き、又海上郡の人越川善七氏を招きて、山邊、源、南鄕、豐岡の諸村に於て堆肥製造の講習會を開き、四十四年には各種品評會を開催し、實業視察として篤志者を郡外に派出し、又穀倉害蟲驅除豫防の奬勵をなせり。四十五年には、麥作の改良發達を圖る爲、郡內の農事熱心家に模範地を設置せしめて、之に補助金を交付し、之れが實地指導には本會より技術員を派遣して、其任に膺

らしめ、其他水田の排水米穀俵裝の改良、綠肥栽培法の奬勵等に力を盡し、又一面には小學校兒童をして、實業好愛の念を起さしむるの旨趣を以て、兒童の實習に係る蔬菜品評會の開催を促し、審査員を派遣して賞品を交付する等、爾來今日に至る迄着々として事業の遂行に努め、直接に間接に、本郡農事改良上の貢献したる功績は、洵に沒すべからざるなり。創設以來

松崎省吾	自明治二十七年五月　至明治二十九年一月
黑田剛	自明治二十九年二月　至明治三十年十二月
若宮銀次郎	自明治三十一年一月　至明治三十二年四月
檜山信邦	自明治三十二年四月　至明治三十五年六月
行方幹	自明治三十五年七月　至明治四十三年一月
太田資行	自明治四十三年三月　至明治四十四年十二月
大澤不二三	自明治四十五年三月　至大正元年十一月
竹內錠之助	自大正二年三月　至大正四年一月
加藤輝夫	自大正四年一月　至今現

相次きて會長たり。

第二節　耕地整理

耕地を整理して生產物の改良增收を圖るべきことは、農業政策上一日も忽にすべからざることに屬せり。然りと雖も、由來該事業たるや、長時日と多額の費用とを要するのみならず、企畫經營亦容易の業にあらざるを以て、政府は、夙にこれが法律を設けて其奬勵に努めらるゝや、本縣農會に於ても、去る明治三十二年、模範耕地整理補助規程を設けて、其實行を促したるに始まり、其後縣當局者も、大に斯業の督勵を行ひ、明治三十九年其事業を縣營に移し、新に耕地整理に關する規程を配布して基本調査に着手し、仝四十三年四月には、更に耕地整理補助規程を改正し、當業者に便益を與ふることゝせり。これより先き、本郡亦郡內の耕地を改良整理することに力を注ぎたるを以て、明治三十六年三月五日、豐岡村大字金尾外四字に於て、始めて工事に着手し、尋て同村蕪木に於ても施設を見、同三十九年三月十五日成東町板附に於て、同三十九年一月三十一日大富村成東町聯合耕地整理地區に於て、同四十

年三月二十日源村上布田に於て、同明治四十年七月十一日福岡村東中島に於て、同年十一月二十五日同村西中に於て、同四十二年二月十九日緣海村大字小松及松ケ谷に於て、同四十二年六月一日同村井之内に於て、同四十三年十一月四日同村松ケ谷南部に於て、同四十三年十二月十七日鳴濱村作田に於て、同四十四年十二月十日大總村谷台に於て、同四十五年三月二日山武郡東部聯合耕地整理組合、及其他、大總村坂田耕地整理組合、松尾町八田耕地整理組合、南郷鳴濱聯合耕地整理組合等に於て工事に着手し、既に竣功したるものあり。或は溜池の設計に、揚水器械の設備に着々成功せるものあり。就中山武郡東部聯合耕地整理組合の事業は、規模宏大にして、頗る完全なるを以て、左に其沿革及成績の大要を記さんとす。

山武郡東部聯合耕地整理組合　本耕地整理の中心地たる鳥喰沼は本郡東方に位し、横芝町、松尾町、大平村に介在し、其面積約二百三十六町歩の沼澤にして、横芝町外四ヶ町村内十二部落の用水源なり。而して明治維新の際松尾藩主本沼池の開拓に意を注ぎ規畫する所ありしも、遂に其成果を見ること能はざりき、明治四十一年縣に於て基本調査の結果本沼池を開拓するの必要を認め、計畫する所あり、同四十三年に至り地方の有志相謀り、本沼地を中心として、其水源に關係ある灌漑地域及接續地にして利害の關係密接なる區域を聯合し、耕地整理を施行する必要を認め横芝町横芝、鳥喰、上鳥喰、下鳥喰新田、栗山、松尾町八田、猿尾、松尾、大堤、田越、祝田、五反田、水深、本水深、大平村本柏、高當、木刀、武野里、上堺村新島、北清水、屋形、蓮沼村の耕地、其他二千五百四十町八反一畝十二歩、及國有地百八十八町三反二畝二十九歩を合せ、二千七百二十九町一反三畝一歩を一地區となして、組合を組織し、更に之を十七工區に分ち、明治四十四年十二月二十一日、設立認可申請をなし、同年十二月廿二日其筋の認可を得、同四十五年三月二日工事に着手せり。抑も耕地整理を施行するに當り、幾何の費用を要するや、又能く之れが負擔に堪ふるや、否やは、先以て何人も第一に首肯する所なりとす。殊に本組合の如きは、當初の設計は、用排水路に設置すべき特殊の工作物は、凡て木造として設計せられしも、中途にて地主の請求により、重なるものは、永久的保存に堪ふる石材、又は煉瓦等の材料を用ゆることゝし、又は、道路水路を修繕にのみ止むる豫定なりし箇所も、區劃整理を施したる等工事方法を變更したるを以て、其費用大に嵩み、明治四十四年より大正二年に至る三箇年の經

費豫算は實に二十九萬七千九百三十六圓四錢九厘を計上せり、而して當組合に於て据付けたる灌漑揚水機は左の如し。

瀘鑵の種類	ランカッシャー型	二臺
鑵胴の徑	六呎六吋	
同　全長	二十七呎	
觸火面積	四五〇	
火爐面積	三〇平方呎	
常用瀘壓	百十封度	
瀘機の種類	横置タンヂム復式凝縮機關	
瀘筩の徑	高壓一七吋低壓二八吋	
衝程	一七吋	
一分間の回轉數	二〇〇回	
圖示馬力	三五〇馬力	
喞筒の種類	井口式渦卷喞筒	
吸込の種類	ダブルサクション	
口徑	三十吋	
揚水管徑	三七、五吋	
一分間の回轉數	二〇〇回	
揚程	二〇呎	
揚水量	一分間に付四四九〇立方尺(約六百七十三石五)	

運轉の狀況及滲透水の利益

大正二年及大正三年に於ける排水中には、殆んど喞筒一台のみを使用し、二台を使用せしこと稀なりとす。然れども各担任者に於て辛酸困苦を重ね、灌漑區域順序を定め、順次全般に給水せるを以て、各工區中區劃整理を施行せざる箇所、及用水路の設備を欠ける極めて小部分の土地を除くの外は、遺憾なく全般に灌漑することを得たり、又兩年の如き非常なる旱魃に際しても、甚しき旱害を被りたる部分なく、又此等灌漑することを能はざる土地と雖も、一般に地下水を上騰せしめ、畑作も旱害を被ることなく、一般に結果良好なり。

揚程　十九尺一寸乃至二十一尺三寸

揚水量　毎秒時の揚水量五十立方尺前後(二臺運轉の場合は七十五立方尺)

揚水機の利益　大正二三兩年の旱魃は、近年稀なるものにして、郡の内外を問はず至る所擧て降雨を禱りつゝありし慘狀なり、殊に隣接地匝瑳郡白濱村及東陽村の如きは、一般に砂地なるが故に、旱害の程度最も甚しかりしと聞けり、然るに本組合地區は、揚水機を設置以前は、鳥喰沼の外他に用水源なきが故に、兩年共其收穫殆んど平年の半に減少すべかりしに、揚水機設置以來は給水自由にて灌漑上至て便利を得、是れが爲めに得たる利益は蓋し莫大なり。今大正二年中の稻作につき揚水機の爲に得たる利益を概算すれば、從前の田面積千二百十一町歩とし、耕地整理により開墾したる田面積約百九十町歩を合せ千四百一町歩に對し、旱魃の爲一反歩平均四斗づゝ減收を來すべきを、揚水機より給水の結果之が減收を免かれたるものとせば、此の石數實に五千六百四石(一萬四千十俵)此價額十一萬七千六百八十四圓(一石廿一圓の利益を得、此内より揚水機の設備費金四萬八千九百八十七圓四十二錢、及大正二年度の經常費金七千九百七十一圓三十六錢(決算)を扣除するも、尚金六萬七百二十五圓二十二錢の純益(田一反歩に付金四圓三十三錢四厘)を得、耕地整理の利益亦大ならずや。

第三節　産業組合

本郡に於て産業組合の設立を見たるは、明治三十四年六月松尾町八田無限責任松尾第五區信用組合を以て嚆矢となす。爾來當局者の奬勵により、漸次各町村に其設置を見るに至り、大正三年度の調査によれば、二十七の組合を算するに至れり。即ち有限責任道庭信用購買組合、同姫島報德信用組合、同家之子報德信用組合、同源村上布田信用組合、同豊海信用購買組合、無限責任豊成村中野殖産信用組合、有限責任鳴濱信用組合、同木原信用組合、同信用販賣組合、同甘樂社、同九十九里組、同屋形信用購買組合、無限責任松尾町第五信用組合、同八田購賣組合、無限責任山室殖産信用組合、有限責任大總信用購買販賣組合、同千代田信用購買販賣組合、無限責任正氣村關下信用組合、同押堀信用購買販賣組合、有限責任末廣信用組合、同小食土信用組合、同

共濟信用購買組合、同藤下信用組合、同自彊信用組合、同前之内信用組合、無限責任豊成村下武射田殖産信用組合、有限責任片貝永安信用購買組合、同川面信用組合、同二川信用組合等あり。各組合設置日尚淺きも、其成績頗る良好にして、産業上に及したる効果甚大なりしを以て、各村に於て益々其數を増加する傾向あり。

第四節　農業

本郡の産業は、農を以て第一位とす。最近の調査によれば、耕地の面積總計は、二万〇九百二十八町三反にして、内水田一万二千〇二十二町四反畑八千九百五町九反なり。而して、耕地の廣狹により、農家を區分すれば、五反未滿を耕すもの三千六百六十八戸、五反歩以上一町歩未滿のもの二千八百七十戸、一町以上三町未滿のもの七千六百九十六戸、三町歩以上五町歩未滿の者七百十六戸、五町以上十町未滿のもの四十九戸、十町歩以上三十町未滿の者一戸にして、之に從事せる人員は、四万三千八百六十一人なり。

最近五箇年間の平均産額は、米十九万四千六百三十石、麥六万八千九百七石にして

菽七万八千八百九十五石、雜穀九千二百十七石、蔬菜六百八十九万八千九百三十八貫を産出せり。

米、　米は、本郡農作物中第一に位し、其作付反別は水陸合計一万二千七百八十一町三段歩、其産額二十万一千四百五十五石に達し、就中多産なるは、東金町一万四千八百七十二石、豊成村九千四百五十二石、大和村九千三百九十九石、公平村八千八百二十八石、千代田村八千七百七十八石、二川村八千七百四十一石、大總村八千六百八十三石、成東町七千四百八十三石、增穗村七千四百十二石、瑞穗村七千〇四十五石、南郷村七千〇十二石、土氣本郷町六千九百八十八石、福岡村六千九百七十四石、日向村六千六百八十石、片貝村六千〇五十九石、太平村六千〇五十一石、松尾町五千六百二十三石、睦岡村五千三百六十九石にして、其産額の最少なきは、鳴濱村の三千二百四十六石なりとす。故に其産額の多少と品質の良否とは、直ちに郡下一般經濟界に至大の關係を有するを以て、官民共に其改良發達に力を注き、稻作の三要項即ち正條植塩水撰短冊苗代の改良を奬勵し、一面には耕地整理を行ひ、暗渠排水を實行せしめ、更に米種の統一を圖り、早生種には信州、信州金子、中生種は、大和錦、關取、愛國、近江

晩生種は、神力、竹成、〆張、盤目、等を栽培することを奬勵せり。

麥、　麥は、本郡農作物中米に亞ぐ主要なるものにして、其作付反別四千九百二十七町九反歩、收穫高は七万六千百八十五石にして、就中、多産なるは、土氣本郷町八千五百九十九石、二川村六千二百六十二石、睦岡村六千四十五石、千代田村四千九百十六石、日向村三千七百十一石、白里村三千百〇七石にして、最も少額なるは、大網町の八百二石とす。而して其品質は、未だ全く優良ならざるを以て種子の塩水撰、麥奴の豫防、燒麥廢止、乾燥法の改良を勵行せしむると同時に、縣農會に優良種の下附を請ひて、之を各村に配布し、これが改良統一を圖らんが爲に、各村に於て改良麥作に關する講話會を開かしめ、一面には技術員を派遣して、實地指導をなさしむる等、專ら收穫の增加と、品質の改良とに力を盡せるを以て、漸次良好の成績を收むるに至れり。

菽類、　本郡に於ける菽類の重なるものは、大豆、小豆、豌豆、蠶豆、落花生、菜豆、大角豆等にして、其作付反別は、三千百二十一町九反歩、收穫高は、成熟のもの七万八千八百九十五石、未熟のもの五万二千九百八十五貫、此價額三十三万〇百九十四圓を越ゆ。

大豆、　大豆の作付反別は、一千六百二十一町九反歩、其産額一万三千百四十九石、價額十三万四千七百七十圓に達し、本縣中第六に位し、就中最も多きは二川村千二百、大總村八百十石、公平村七百八十六石、豊海村六百六十二石、土氣本郷町五百七十二石、日向村五百七十四石、增穂村五百五十五石、福岡村五百五十一石、瑞穂村五百五十石、豊成村五百〇九石、片貝村五百〇一石等にして、最も少なきは、上堺村の七十八石なりとす。

落花生、　本郡に於ける落化生は、其栽培に於て縣下唯一を占め、作付反別八百三十餘町歩、收穫高三萬五千餘石にして、之より得る收益は年々十六萬圓に達せり。而して、郡内主要なる栽培町村は、蓮沼村百十七町四反歩四千六百九十七石、緣海村百〇二町六反歩四千百石、片貝村九十二町四反歩三千六百九十六石、睦岡村八十九町二反歩三千五百七十石、上堺村八十三町八反歩三千三百三十六石、鳴濱村八十二町歩三千二百八十石、南郷村五十四町八反歩二千百九十石、白里村五十四町五反二千百八十一石、大平村五十四町一反歩二千百六十四石等にして、其種類には、大粒と小粒との二種あり。又近時相州立落化と稱する大粒種を栽培するものあるも、主

に栽培せらるゝは普通大粒種なり。抑も本郡に於ける該種栽培の起源を尋ぬるに、明治九年二月南郷村草深の人、牧野萬右衛門といへる者、横濱に於て清商某に邂逅し、落花生が支那に需用多きを聞き、幸い郷里は風土地質該種の栽培に適當なるを認め、之れが良種を需めんとして、横濱百四十二番館東同泰を訪ひ、店主羅鎌帝氏に面會して種子の供給を求めしも得ること能はず、同館に於て前年相州三浦郡中里村の者に該種子を與へたるを聞き、同地へ赴き二日間を費して漸く栽培者を尋ね當て、僅に二升五合の種子を金一圓にて購入し、之を携帶歸郷して自ら栽培し、尚有志者に分配試作せしめたるに、成績何れも良好なるを以て、漸次栽培者を増加するに至り、遂に今日の盛況を見るに及びたるものなり。

雜穀類、　雜穀に屬するものは、粟、稗、黍、蕎麥、蜀黍、胡麻、玉蜀黍にして作付反別總計八百九十七町三反歩、收穫高九千二百十七石、價額六万二千百七十五圓に達し、其中蕎麥の產額最も多く、作付反別四百二十一町八反歩、收穫高二千四百三十六石、價額一万六千六百五十圓、次は黍にして作付二百三十六町歩、收穫二千二百十二石、價額一万八千六百四十四圓。最も少きは、稗、胡麻、蜀黍等にして、粟も其作付僅かに七十町九反歩、收穫八百六十一石價額五千二百七十四圓を出でずと云ふ。

蔬菜類、　本郡に於ける蔬菜の重なるものは、甘藷、蘿蔔、青芋、漬菜、馬鈴薯、午蒡、葱、胡蘿蔔、小松菜、蕪青、薤、薑、筍等にして外に蓮根、慈姑、獨活、甘藍、蕃茄、薯蕷、百合、野蜀葵、萵苣等を產せり。此作付總反別一千百六十三町六反歩、收穫高六百十九萬八千九百三十八貫、價額十九萬三千四百九十二圓なり。

甘藷、　甘藷の本郡に傳來せしは何れの頃なるや詳ならずと雖も、天明年間の饑饉後關西地方より移植せるものなりと云ひ、或は文化の頃傳來せしものなりと、又曰く天保年間の移入なりと、又曰く享保年間青木文藏幕府の命を受け薩摩より山邊郡不動村(今の豊海村不動堂)に移植せるを嚆矢となすと、蓋し之れが栽培の起原は、往昔にあるものゝ如し、甘藷の培養は容易にして除草耕耘等の手數を要すること甚少く、且つ副食物とし又間食用となして、好適の物產なるを以て、栽培者年毎に増加し、殊に近年農產製造の技術發達し、塊根より澱粉又は酒精を製造するの法容易なるにより、これが需要日に増加し、從つて栽培するもの次第に多く、今や栽培段別六百八町七反歩の多きに達し、三百十八萬九千七百餘貫價額十九萬三千四百九

十二圓を產するに至れり、本郡に於ては何れの地と雖も多少これが栽培をなさゞる所なしと雖も、主要なる產地は開墾地多き二川、土氣、千代田、睦岡等の山間地方にして、二川、土氣の如きは實に四十町歩以上の作付段別を有す、本郡に於て栽培せらるゝ種類は、早生、四十日藷、中生、川越藷、薄赤藷及白藷なり、本郡に於ては甘藷は主として副食物又間食物として用ひられ、酒精及澱粉等の製造用として使用することなし、土氣山邊地方に於ては、千葉蘇我方面に、睦岡千代田日向地方に於ては、佐倉成田方面に販賣する額尠なからず。

蘿蔔、　蘿蔔は、作付反別百七十一町三反歩、百八十八萬〇五百九十四貫、價額五萬四千六十九圓にして其種類には、練馬大根を主とし宮重櫻島等あり、大富、源、山邊、大和の各村に產するもの最も美味なり。

漬菜、　漬菜は、作付反別五十町歩餘、收穫高三十一萬二千七百八十六貫、價格一萬一千九百八十七圓にして、其種類は白菜、山東菜、三河島、芥子菜及京菜等にして、近來優良の品質を產出せり。

青芋、　青芋は、作付反別百七十町四段歩、收穫高八十萬二千百二十四貫、價額四萬二千二百二十二圓なり。

午蒡、　午蒡は、作付段別五十町二反歩、收穫高二十一萬二千六百〇二貫、價額一萬五千七百三十九圓にして、日向源村に產するも其質良し。

果實類、　本郡に於て產出する果實は、梅、桃、梨、柿、枇杷、葡萄、栗、無花果、李、杏、柘榴、及柑橘等にして氣候風土共に果樹の栽培に適するを以て漸次優良種を出すに至れり。大正元年度の統計によれば、栽植總反別百六十一町六段歩、樹數十万四百十六本、收穫高二十四万三千百八十六貫、價額三万四千四百九十六圓にして、其重なるものは、梅七百九十四石價額四千百四十四圓、桃九千三百八十四貫價額一千六百七十二圓、梨八千三百三十九貫價額二千〇七十八圓、柿三万一千〇九十五貫價額四千七百三十四圓、栗三百六十五石價額二千六百七十六圓、柑橘類十八万五千百五十一貫價額一万七千九百十二圓等なり。

柑橘、　本郡に於ける柑橘栽培の起原詳ならずと雖も、昔德川家康東總巡行の際東金城に駐り、手つから之を城の中庭に植えたるに始まり(里人之を御手植の密柑と稱ふ原產地は參州白輪村)東金町を中心として白輪と稱する柑子最も多く、古來

より栽培せらる。近來温州密柑頻りに栽培せられ就中、正氣、増穂、福岡、大和の諸村に於て產するもの品種最も優良なり。而して正氣村幸田には、各種柑橘の苗木を培養して販賣する者多く、且つ試驗地を有する者あり、尙本郡には紀州密柑、夏橙、柚、金柑、ネーブルオレンジ等の種類あり。

第五節　蠶業

(本郡古昔總(フサ)の國と稱せし時代の蠶業記錄は詳ならず)近世に至り弘化の頃增穂村清名幸谷板倉すみなる者回國して蠶種を齎し、歸りて養蠶を爲し、簡易なる製糸をなしたることあり、降て安政の頃茨城縣鹿島神社大宮司塙則孝水戸浪士を蔭護したるの故を以て、罪を得て八丈島に流され、本郡富田村(今の大富村)の人大高善兵衛は塙則孝の妹たか子を妻とせるの緣故を以て、塙氏を八丈島に見舞ひ居る事數月全島の產業狀態を視察して得る所あり、即ち全島の名主和田鎌藏を說き、內地に移住を勸めたり、和田は氣概ある人なれば、內地に於て大に發展すべしとなし、大高に隨ひ家族を纒めて移住し、富田に居を卜して耕種農業に從せり。其後和田は一旦八丈島に歸りて蠶種及ひ大島櫻等を齎し來りて、大高所有の荒蕪地駒野(今の太平村)を開墾し、四周に大島櫻を植ゑ開拓地には桑樹を仕立て耕種農業の傍養蠶せり、當時は主として黃繭種なりしと云ふ、これより漸次育蠶の術傳播せしものゝ如し。文久元年八田村生子宿(ハダカジク)(今の松尾町)不動堂に在住の尼某地方の婦女を集めて、繰糸の方法を傳へ、傍ら養蠶の仕方を敎へたり。此時代に八田の新原某等盛に育蠶せり、當時の繭は白繭なりしと云ふ、慶應元年南郷村原石渡六左衛門信州より青木佐次兵衛を招聘して「ノバ山」を開墾して栽桑し、養蠶をなしたり。慶應二年高富の人(今の大平村)伊幡惣右衛門といへる者和田氏の流を汲んで上州より黃繭の蠶種を得て飼育し、自家用繰糸を爲しゝと云ふ。明治三年松尾藩主太田備中守資美藩士に產業を奬め、駒野村(今の大平村)の一部を開拓し、藩士秋山七兵衛及小松の人(今の綠海村)小倉友八を養蠶掛として、藩士をして養蠶せしめたり。

降て明治七年頃蠶種輸出の盛なるに及び、橫濱に近き地の利に據るの故を以て、輸出蠶種製造用として養蠶を爲すもの多きを加へたりしも、有名なる不正蠶種輸出の爲明治九年橫濱吉原原頭蠶種燒棄と共に、漸次養蠶の衰勢を示ゐり。明治十五

年に至り、時の縣令船越衛蠶業奬勵の策として桑苗貸付を行ひしより、再び養蠶の氣焔を擧げ縣費を以て傳習生を毛武地方に派遣して改良養蠶術を會得せしめ、歸來其郷土に飼育術を傳へしめしを以て、本郡に於ても明治二十四五年頃盛に產額を增加し、從て製糸業勃興せしも、何れも成功の域に達せず、前後相次て倒產し、明治三十五年には殆んど其跡を絕つに至れり。明治四十年に至り、郡費支辨の下に蠶業專門の技手を常置し、各町村に涉りて蠶業を奬勵し、或は郡立養蠶傳習所を開設し、學理と實驗とによりて研究を奬め、一面には蠶種の製造を奬勵せしを以て、大正元年度には增穗村に三戸、片貝村に二戸、鳴濱村に二戸、日向村に一戸、南郷村に六戸、上堺村に二戸、大平村に四戸、松尾町に三戸、横芝町に一戸、二川村に一戸の製造者を出すに至れり、而して本郡各町村に生產せる繭は、多くは横芝、松尾、成東、東金、大網の五町に搬出せられて賣買せらるゝが故に、出市の季節には毛武地方より買入商人入込みて頗る殷振を極む、仝年度の統計によれば、桑園の反別二千六百七十六町二段歩、養蠶戸數七千七百六十八戸、掃立枚數三万一千九百四十七枚、收繭高二万八千六百八十一石、價額九十七万四千七百七十三圓に達せり。

第六節　畜　產　業

畜產の事業は、千二百餘年の昔、文武帝の御宇、諸國に令して牧場を定め、牛馬を放養せしめたるに始まりしと雖も、本郡に於ける其沿革は詳ならず。

馬、　馬は德川時代に至り、下總に牧場を設け牧士を置きて之を奬勵せらるゝや、本郡亦其牧場に接近せしを以て、稍々優良種を飼養せしものありしと雖も、概ね耕作用にして、盛大なる牧場の設けなし、明治維新に際し、下總の諸牧民有に移るや、極樂寺村（今の源村）の人、猪野重之助といへる者、有志者と相謀り、盛立社なる共同牧場を起し、尋て明治十四年小間子牧の一部を購ひ、獨立の牧場を開きて其蕃殖に力を盡したりと雖も、馬匹の躰軀概ね矮小にして、實用に充つるに足らざるを憂ひ、同二十三年之れが改良の目的を以て、更に地續きなる下總國八街村柳澤に地を相し、合資の牧場を創設して、下總御料牧場及び奥羽地方產の優秀馬を豢養し、尋て二十五年に下總牧場の種付馬たりし「アルゼリー」產清驥號の拂下を受けて、鋭意改良の方法を講せりと雖も、當時民心未だ產馬事業に重きを置かず、効果亦意の如くならざ

りしを以て、一時其事業を縮少するの已むなきに至れりと云ふ。然るに日清日露の兩役は、產馬事業に一大刺戟を與へ官民共力其發展を計るべき氣運物興し、同三十八年本縣に於て種畜場を設置して汎く民間牝馬に種付を實施せらるゝに當り、同四十一年四月源村に本縣種畜場種付支所を開設せらるゝや其機關として同村極樂寺に兩總馬匹改良會なるものを私設して斯業の發達を圖り且つ大正三年に至り栃木種馬所より種牡馬を派遣せられしを以て本郡の產馬界に一大革新を與へ稍々駿逸を產するに至れり、是より本郡に於ては千葉縣產馬組合なるものを設けて事務所を千代田村岩山二千三十二番地に置き、其改良蕃殖を奬勵せられしも明治四十三年に至りこれを廢せり、大正元年度の統計によれば、牝馬二千六百四十六頭牡馬一千四百二十頭を飼養するに至れり。尙本郡には民間の事業として家畜の改良及賣買上の弊害を矯正するの目的を以て、瑞穗村及横芝町に株式會社家畜市場の設けあり。

牛、　產牛の起原詳ならず、往古より農作及貨物運搬用として、少數の牛を飼養せる者ありしと雖も、何れも其品種優良ならず、明治四十年の頃縣有種牡牛米國產「ホルスタイン」種「サージョハナ、スクーンバーベッタ」を借り受け大富村早船飯塚榮雄これを飼養して、品種の改良を圖り、後白里村上代民信これを引受けて管理し、尙一面には山武郡產牛組合を設けて其事務所を郡役所內に置き、產牛の改良發達を圖り、公平村松之郷に設置せる本縣種畜場の種付牛「ホルスタイン」種「アレキサンダー」を借受け、良種の蕃殖を奬勵せしかば其頭數に於ては、安房君津の二郡の右に出づること能はずと雖も、種類一般に改良統一せられて、漸次發達の傾向あり、大正元年度の統計によれば牝牛一千二百九十三頭牡牛百七十三頭あり。

豚、　養豚事業は明治五六年頃最も旺盛を極め、農家の副產物として到る處之を飼養せしを以て、種牡豚の如きは一頭數百金を以て賣買するものありしと雖も、價格の高低甚しかりしを以て、一時頓挫して衰退の狀態に陷りしが、肉食漸く流行し其需要增加せしを以て近來漸く其機運を挽回せり、大正元年度の統計によれば、牝九百七十八頭牡三百八十九頭にして、其屠殺數は僅かに三百五十九頭價額五千四百〇七圓に過きず。

家畜、　家禽中雞は農家として之を飼養せざるもの少く、從來は地雞及軍馬交趾

等を飼養するもの多かりしが、明治十九年の頃外國より、「淡色ブラマー」「バフコーチン」「ミノルカ」「アンダルシヤン」「レグホン」「ブリマウスロック」等の洋種を輸入し、頻りに卵用種の繁殖を奬勵したるを以て、各村到る處養雞熱勃興し、一卵數十金の高價を以て賣買さるゝ等の好奇心に驅らるゝもの續出し、本業は其反動を受け、反て一時頓挫するの非運に陷りしも、縣郡農會に於て家禽品評會等を開催し、官民共に斯業の改良發達を努めたる結果、種類著しく改良せらるゝに至れり。而して本郡に於ては、明治三十八年より毎年七月一日を期し小學校の兒童をして、學校職員及役場吏員監督の下に一齊に家禽調査を實行せしめ、其結果に基き普く奬勵を行ひしを以て、其産額頗る增加するに至れり。大正元年度の統計によれば、飼養戸數十羽未滿七千七百九十一戸十羽以上五十羽未滿六千七百六十二戸五十羽以上百羽未滿三十七戸百羽以上九戸にして、飼養羽數十五万五千七百〇七羽、價額七万二千百六十六圓、産卵個數一千二百二十四万〇二百七十五個、此の價額二十四万三千七百二十九圓なり。尙此外に、吐綬雞四千二百五十九羽、價額四千〇十圓、鶩一千三百二十三羽、價額八百七十圓、鶩百七十三羽價額百六十三圓あり。

第七節　林業

本郡は氣候風土の關係上、樹木の成長頗る良好なるを以て、一般に松、杉、檜、櫟等の良材を産出し、用材及薪炭材に富めり。殊に松杉は地質に適するを以て睦岡、日向、源、公平の諸村落より良質のものを出せり、近時交通運輸の便開け都市の發展に伴ひ、木材の需用著しく增加し、松、杉、扁柏、樅、椹、櫟等は、之を丸角材又は挽材として郡内の需用を充すと同時に、盛に之を輸出し、殊に杉は電柱用として需用激增せりと云ふ。大正元年度の調査によれば、本郡に於ける森林は國有林十六町四反一畝七歩、公有林七十九町歩、社寺有林百六十八町四反歩、私有林一万〇二百五十七町二反歩、又原野は國有百〇九町九反八畝十五歩、公有六十三町二反歩、社寺有二町九反歩、私有四百四十九町一反歩なり。而して其伐採高は用材として、五万〇五百三十尺〆、價額十四万九千五百七十四圓、薪炭材として二万三千六百〇六尺〆、價額八万五千九百四十四圓を算し、竹材は九千八百一束、價額三千八百〇四圓、薪は一万二千五百三十二棚、價格四万八千三百六十六圓、炭は四十六万八千〇三十三貫匁、價額四万九千〇

三十九圓なり。

第八節　水　産　業

本郡は東方一帶九十九里灣に臨み、北に栗山川を控ふ其他細流池沼所々に散在せるを以て、頗る水産に富めり、而して漁獲物の重なるものは、鰛、鰺、鮪、鯛、鰹、鰯其他雜魚介類川魚等にして、大正二年度の統計によれば、漁船三百九十艘、漁網四百三十七張、水産漁獲高鹹水産三百五十四万六千百三十九貫、價額四十三万六千三百九十三圓淡水産二万六千三百二十一貫、價額一万六千〇三十六圓、製造品百〇七万五千七百〇二貫、價額三十八万九千四百七十四圓なり。

鹹水漁業、　本郡に於ける沿海諸村は、白里、豐海、片貝、鳴濱、緑海、蓮沼、上堺の七箇村にして、漁業に從事するもの八百五十九戸六千六百九十六人、地曳網三十、小形地曳網三十六、改良揚繰網四十二、刺網百〇二、手繰網十八、糠蝦網六十二、雜網百四十六、秋刀網一を有せり。而して水産物中最も重要なるものは、鰛漁にして、所謂一攫萬金の巨利を見ることあり、從て豊漁の際は漁民一般に奢侈を極め蓄財に注意せざるを以て不漁續くときは、忽ち生活難に遇ひ妻子離散するの慘狀を呈することあり、本郡當局者大に之を憂へ、明治三十年十二月水産組合を興さしめて其改良發達を促し事務所を片貝村に設けて、これが奬勵保護に膺らしむ。

鰛、　鰛は本縣の名産にして、到る處の海濱に之を産すと雖も、就中本郡の如きは沿海の各村悉く之れが漁業に從事せるを以て、其漁獲高は頗る多く、大正二年度の統計によれば、二百八十九万七千四十貫、價額三十一万四千〇三十七圓に達せり。其漁法たるや、時期によりて一定せざれども、概ね地曳揚繰、小晒六人網等を使用し、大漁の際は沿岸の白沙悉く鰛の丘陵に化するの盛觀を呈し、數量甚だ多きを以て、食用の外干鰛田作或は魚油に製し、其〆粕の如きは肥料市場の相場を左右するに至ることあり。近頃不漁相續けりと雖、尚ほ干鰛の産額六十一万千二百九十八貫、價額十五万六千二百九圓鰛油二万五千六百十貫、價格五千四百四十一圓脊黑鰛は目刺及田作に製し、其額七万九千八貫、五万九千十三圓に達せり。

鰺、　鰺は鰛に次げる重要の漁獲物にして、夏季に於て其産額最多く、二十万九千四百六十三貫、價額二万四千三十八圓に達し、鰛と同じく地引網又は揚繰網等を用

ひて之を漁獲し、生魚の外は塩漬開乾等に製して輸出せり。

鯛、　鯛は魚族中の貴重なる種類に屬し、冠婚等の祝典に欠くべからざる佳魚にして、眞鯛及黑鯛の二種あり其産額眞鯛は一万六千三百二十二貫、價額二万三百四圓黑鯛は千八百八十三貫、千二百二十七圓なり。

鯖、　鯖は鰺と同じく夏秋の候に産し、其額四万五千三百八十三貫、五千五百二十六圓なり。

鰹、　鰹は産額三万五千七百八十六貫、價額一万〇三百六十三圓にして、其他本郡に於て漁獲する海産物には鮃五千六百三十貫、三千六百三圓、鮒二万六千二百四十四貫、三千八百六十五圓、鮒鯽五千百四十五貫、千八百七十二圓、鰯二千七百七十六貫、千二百二十一圓、鰍三千〇三十貫、八百十二圓等にして、千圓以下の産額あるものは鰆、鰈、鰯、鼠頭魚、等あり。

介類、　介類には蛤、北歸貝、等數種あり、其産額は蛤六万二千三百五十二貫、價額四千百三十一圓、北歸貝八千九百六十貫、價額七百三十一圓なり。

水産動物類、　水産動物中には鮪、鰕、及糠鰕等あり、鮪は其産額三千三百二十貫、價

額一千七百二十二圓、糠鰕は十五万五千六百九十五貫、價額六千二百五十五圓に達し、肥料に供せる。

淡水漁業、　栗山、作田の二川及雄蛇、坂田其他の池沼水田より鮪、鯉、鰻、鮒、鯰、鰕、鯽、沙魚、等を産し、其額二万六千三百二十一貫、價額一万六千〇三十六圓上れり。就中最も豊産なるは鮪にして、沼澤水田到る處に棲息し、夏秋の候筌を用ひて、盛に之を捕獲し京濱地方に輸出せり。其額二万六百二十三貫、九千八百七十九圓に達し、之に次くものは鰻にして三千五百一貫、價額五千四百十五圓あり、鮪と共に輸出す、鯉は養殖産を併せて千圓未滿なり。

第九節　工　業

由來本郡は農産及水産に富み、工業の如きは甚だ振はざる觀ありと雖も、大正元年度の統計によれば工産物の生産總額は實に百〇九万二千二百六十九圓に達し、實に農産物の次位に在り、今其生産價額の重なるものを擧ぐれば、酒類の二十七万〇九百三十五圓、織物類の二十二万三千八百七十七圓、蠶糸類の十七万六千百九十七

圓、木製品十万五千二百三十九圓、醬油の八万六千四百八十圓、食料品四万三千九百九十九圓、麴類の三万三千〇四十三圓、藁製品の二万七千〇八十圓、製茶二万一千九百九十五圓、油類の一万五千五百八十八圓、瓦類の一万一千六十六圓等にして、就中清酒は古來より釀造せられて郡内の需用を充たし、木綿織物の如きは上總木綿の本場として名高く製糸の如きも近年蠶業の發達に伴ひ、其産額侮るべからざるものあり。

上總木綿、　本郡は上總木綿の主産地にして其起原詳ならざれども、今を距ること約百年前、即ち文化の頃茂原町の商人等來りて地木綿を買集し、之れが販路を試みしに地質堅牢にして實用に適するを以て一般に歡迎せられたるに始まり、爾來上總木綿として名聲を博するに至れり。降て安政の頃より高機と稱する手織機を用ゆるに至り、盛に之を製して各地に輸出せしが世は漸次奢侈に流れ、地織物の需要漸く減少するに至りしも、近年其織法を改良し斯業の發達を圖りしを以て再び其需要を復活し、販路擴張せるが如し、本郡内重なる製産地は豊海、白里、福岡、正氣、片貝、増穂、等の諸村にして、大正元年度の統計によれば、二十三万三千九百六十一反價額十九万二千〇十八圓に上れり。

上總戸、　上總戸の起原詳ならざれども、傳ふる所によれば、今より百餘年前睦岡埴谷の住人十河彌右衛門なるもの、屢々江戸に往來し、其木場に於て川越戸の名著しきを見、窃に同業者を語らひ之に倣ひて製造を奬勵せしに始まりしと云ふ。昔は寒川浦より積み出されしものなれど、總武線開通後は八街及日向の兩停車場より出荷し、東京の本所、深川邊の木場に輸送せられ、東京市中を始め、利根沿岸地方より甲信地方に分散せらる。重なる製産地は、睦岡、日向、豊岡、公平等の諸村にして、建具の産額十七万六千四百〇一本價額九万〇〇十圓に達し郡内有數の産物なるを失はず。

生糸、　明治十五年の頃、縣令船越衛養蠶業を奬勵せし以來、本郡の風土は斯業の發達に適し、漸次各町村に普及し隨て座繰を以て製糸するもの多かりしが、上信地方の機業家は爭ふて本郡に來り、其産出を俟ちて之を買收せるに刺戟せられ、明治二十四五年頃は盛に製糸工場勃興したりしも、何れも、成功に達せず、前後相次て倒産し明治三十五年頃には殆んど其跡を絶つに至れり。大正元年度の統計によれ

ば器機製糸は僅かに二戸にして、一は横芝町にあり、合名會社の組織にして出澤館と稱し、明治四十二年一月の創立にして、一箇年凡そ三千二百三十五貫價額十四万四千六百九十二圓を産し一は大和村に在りて、Ⓑ組東金出張所と稱し、明治四十五年二月の創立にして凡三百八十貫價額一万二千三百八十二圓を産出せり、座繰製糸は合計百六十五戸、製糸高七百三貫價額一万九千百二十二圓に達し、豊成村に三十七戸、源村に二十三戸東金町に二十八戸、豊海村に二十戸大富村に十戸上堺村に十戸蓮沼村に八戸松尾町に六戸横芝町に六戸成東町に五戸等の從業者あり。

茶、　製茶の起原を尋ねるに、文久元年東金町に大野傳兵衛なる者あり、茶の種子を山城國宇治より購入し、所有の荒蕪地數十町歩を開拓して蒔附け、之を製造して海外輸出を企てしに始まり、爾來各村競ひて之を栽培製造せしを以て其産額頗る多く、一時は上總東金茶の名世上に喧傳せしが、貿易の不振と共に其業次第に衰へ、今は唯自家用として之を製するに止まり、市場に出すもの僅少となれり。大正元年度の統計によれば茶畑の總反別九十四町一反歩製造戸數二千五百六十七戸數量八千六百四十四貫價額二万〇百五十四圓なり。

酒類、　全郡を通じて醸造場二十三戸あり、其産額は五千三百十石、價額二十七万九百三十五圓にして、多くは郡内にて消費せり。

醤油、　全郡を通じて、醸造家五十八戸石數五千四百五石價額八万六千四百八十圓に過ぎず。

麹、　製造戸數七十八戸製造高一千七百四十三石、價額三万〇四十三圓なり。

第十節　商業

本郡の商業は、從來微々として振はざりしが、道路改修鐵道開通以來、物貨の集散著しく發達し、其生産物の如きは鐵道によりて、盛に他府縣に輸出せり、特に産繭の時期には、他府縣より買入商人多數入込み、東金横芝大網を中心として繭の賣買盛に行はれて、活氣横溢せり。又商家は東京其他の原産地より、直接に輸入し之を各町村に配布するの便あるを以て、商業に從事する者年毎に增加する傾向あり、大正二年度の統計によれば輸出總額二百三十三万六千四百五十四圓、輸入百十九万七千五百二十三圓に達せり、今其重なるものを擧ぐれば左の如し。

輸出

米、	五万三千百七十一石	十一万九千三百十五圓	
大麥、	九百六十石	六千七百二十圓	
小麥、	九百二十七石	九千二百七十圓	
生卵、	十八万五十二貫	三十二万四百三圓	
繭、	二十九万千〇五十一貫	百十六万九千七百四十六圓	
生絲、	二千四百二十貫	十三万四千八十四圓	
大豆、	八百五十八石	八千五百八十圓	
雞、	六万二千三百六十六羽	三万千八百九十九圓	
松角材、	六百四十尺〆	四千二百六十圓	
杉角材、	千〇八十尺〆	六千五百八十圓	
松丸太、	千五百六十本	三千八百四十圓	
魚鹽乾、	一万五千七百五十貫	七千八百七十五圓	
落花生、	一万四千百七十四貫	七万七百五十圓	

柑橘類、	十万九千九百九十貫	一万九百八十八圓	
鹹水魚類、	四十四万八千三百五十四貫	七万四千六百十五圓	
淡水魚類、	一万三千百六十六貫	七千五百三十五圓	
介類、	二十四万八千五百八十七貫	二万六百五十二圓	
醬油、	四百二十八石	一万二百七十四圓	
清酒、	二十四石	一千圓	
建具、	四万本	二万圓	
賣藥、	二十五万包	一万四千圓	
木綿、	十三万八千反	十一万六千四百圓	
茶、	二千三百貫	四千二百五十圓	
馬、	四十頭	千四百圓	
牛、	三百七十三頭	二万四千三百五十圓	
菜種油、	五十六石	二千四百八圓	
落花生油、	三十六石	千六百五十六圓	

綿地、	七千五百貫	三万七千五百圓

輸入

煙草、	十七万九百十七圓	口付二万五千六百五圓 内
砂糖、	二十万三千五百二十貫	刻切六千二百十五圓 十三万八千〇九十七圓
日本紙、	九千六百六十貫	十九万三千二百四十四圓
石油、	四千八百九十三石	二万四千三百圓
綿綿交織物、	四万六千六百反	十一万四十四圓
食鹽、	一万五千八百五十石	十万七千二百圓
絹織物、	三千九百反	九万百十二圓(縣内)
鮭鱒、	九千百二十貫	二万四千七百圓
外國米、	七百八十四石	四千四百九十八圓
麥粉、	九万三百五十二貫	一万百九十二圓
大麥、	千二百八十石	四万二千九百九十一圓
大豆、	千百八石	八千九百六十圓
		九千九百五十五圓
小豆、	三百石	三千六百圓
蠶種、	二万六千四百三枚	三万九千六百五圓
大豆糟、	百五万七千百五十貫	二十四万六千三百二十四圓
清酒、	五百石	二万九千圓
過燐酸石灰、	八十万四千四百貫	八万八千四百三十八圓
アンモニヤ其他、	五万三千三百九十三貫	二万九千三百六十六圓
土木用砂利、	千百二十坪	三万三千二百六十八圓
綿糸、	一万七千貫	六万八千圓
西洋紙、	一万二千八百六十ポンド	千六百十圓
麥酒、	七万七千六百七十二本	一万五千五百四十三圓
馬、	六十八頭	二千七百二十圓
牛、	三百七十三頭	二万四千三百五十圓
以上		

銀行及商事會社、本郡經濟界の活動、日を追ふて盛大に赴けるを以て、之れが金融

機關たる銀行及商社の設立年毎に增加せり。

銀行、銀行の創設は明治十四年九月東金町に株式會社東金銀行を設けたるに始まり、其他株式會社第九十八銀行東金支店、同山武銀行、同小草畑銀行、同瀧澤銀行、同片貝銀行、同成東銀行、同九十九里商業銀行、同松尾銀行、同松尾銀行日向支店、同九十八銀行横芝支店、合資會社大野銀行、同大野銀行大網支店等あり。

商事會社、商事會社は明治二十九年四月東金町田間に日用品の販賣貸金取引營業の目的を以て集成貯金合資會社の創設に始まり、爾來各町村に各種營業を目的とせる會社勃興せしも解散休業相踵き現に營業に從事せるは、東金電氣株式會社、合資會社布施商會、同早野商會、丸木運送店、松尾運送會社、東陽運送會社及合名會社大網精米所、小澁呉服店、古關商會、合名會社出澤館等あり。

第七章　交　通

本郡は地勢上より之を山地と平地とに區分することを得べし、平地にありては道路縱橫に開通し、交通の利便あれども、山地は道路の開鑿頗る難きか爲に、甚しき不便を感ずるを免れず。然れども時運の趨勢は郡内產業の發展を促すと同時に、交通機關の完備を必要とするに至り。大小道路の開修年を逐ひて進捗し、本郡を橫貫する總武房總の二鐵道は勿論、輕便鐵道の敷設せらるゝに至る。

一、陸　路

道路延長、縣道二十六里十二町五十一間樞要里道三十九里三十町二十一間。合計六十六里七町十二間にして、其の細別は別表の如し。

縣　道

路線名	里程	沿道町村名
銚子北條間	六里、三四町、一九間	横芝町、松尾町、大富村、成東町、大和村、大網町、瑞穗村
千葉東金間	一、二五、三五	丘山村、大和村、東金町
蓮沼東金間	三、一六、三〇	蓮沼村、綠海村、南郷村、豐成村、公平村、東金町
鳴濱成東間	一、三三、五二	鳴濱村、南郷村、成東町

片貝東金間	二、〇六、一三
白里大網間	二、二〇、四七
停車場道	八、一三
松尾三里塚間	三、一三、〇〇
成東八街間	二、〇三、一〇
大豆谷八街間	三、〇五、一二

樞要里道

路線名	距離	路線名	距離	路線名	距離
大豆谷網間	一、一八〇（里町間）	東金油井間	一六、三六（里町間）	上椎布田崎間	一、〇七、〇〇（里町間）
東貝塚金間	一、二六、〇〇	上椎布田崎間	一、〇九、〇〇	蕪木谷間	一、二九、三〇
田布上間	一、二四、〇〇	福貝倭塚間	一、〇四、〇〇	蓮沼尾間	一、二九、一〇
幸田下間	一、一八、〇〇	高津戸二宮本郷間	一、〇六、〇五	菱田方寺間	二、一九、一〇
一ノ木戸宮間	三、一八、三〇	永田千葉間	二、一〇、一〇	牛尾方寺間	二五、〇〇
屋形芝間	一、二七、〇〇	富田一ノ宮間	二八、三〇	高谷東條間	三五、〇〇
横堤沼間	一、二二、〇〇	屋形木戸間	一四、三〇	小池八街間	二、一六、〇〇
大蓮間	三二、三〇	成東小間	一、三〇、〇〇	芝山多古間	二九、三〇
蕪田越木間	二、〇五、〇〇	椎崎埴谷間	一、〇三、三〇	小池塚谷間	一、二四、五〇
古川芝山間					

郡役所々在地なる東金を起點として、各町村に至る里數を列記すれば左の如し。

公平村二十五町五十四間。片貝村二里四町三十四間。源村二里十三町十七間。正氣村一里一町二十三間。丘山村二十九町四十間。豐成村一里二十九町四十五間。大和村卅四町四十間。鳴濱村三里二十九町四十五間。土氣本郷町二里十七町五十一間。成東町一里二十二町四十五間。瑞穗村二里八町十三間。日向村二里三十町二十九間。大網町一里十町七町。南郷村三里三町七間。山邊村一里三十五町五十一間。緑海村三里九町八間。增穗村二里十二町五十七間。蓮沼村四里四町。福岡村一里三町十町。上堺村四里十三町一間。白里村二里三十四町四十三間。太平村三里二十四町四十七間。豐海村一里三十一町十三間。松尾町三里十五町四十九間。大富村二里五町三十六間。睦岡村三里三十一町二十六間。豐岡村三里三十三町十七間。横芝町四里五町五間。大總村五里五町五十五間。二川村五里五町二十五間。

千代田村七里二十一町五十間

近年に至りて丘山、東金間及び白里、大網間に乗合馬車の開通あり、片貝、東金間には乗合馬車のみならず、大正四年一月よりは乗合自働車の往復ありて、交通の便を増加せり。

鐵　道

鐵道は恰も丁字形をなして郡内を貫通し、延長二十哩九分に及ぶ、即房総線は千葉より起り、本千葉、蘇我、譽田の三驛を經て本郡に入り、土氣＝(二、九哩)＝大網＝(三、六哩)＝東金＝(二、四哩)＝求名＝(二、六哩)＝成東に至る房総線と千葉より來りて四ッ街道、佐倉、八街の三驛を過ぎて、日向＝(三、三哩)＝成東＝(三、四哩)＝松尾＝(二、七哩)＝横芝を通じて遠く銚子に至る、總武線とあり。又成田多古間の輕便鐵道の本郡の北端を横ぎるありて運輸交通の利便日を逐ふて増加するに至る、別表は明治四十四年度各驛に於ける旅客及貨物數を示せるものなり。

鐵道旅客及ビ貨物別

明治四十四年度

驛名	乗車人員及ビ賃金 乗車人員	乗車人員及ビ賃金 降車人員	乗車人員及ビ賃金 賃金	手荷物及ビ賃金 手荷物	手荷物及ビ賃金 小荷物	手荷物及ビ賃金 貨物賃金
土氣驛	一六、五五六	一八、一四三	三、〇六一、二四	九	一八二	一、八八一、一九
大網驛	七七、八一三	七五、七四七	一五、八五一、九二	六六	一、五八九	九、五七一、七〇
東金驛	七二、五七二	七五、七六六	一七、六七六、八一	八、七八二	二五、三七七	一三、四九七、六四
求名驛	三、九八二	三、一九五	四一〇、七三	五	六二	一〇九、一七
日向驛	三〇、一九九	二一、三九二	四、〇九〇、六三	二	四二五	三、三四一、一四
成東驛	九四、五〇五	一〇一、四〇一	一、九七四、六九	四、一〇五	三、六七五	一〇、六七五、四五
松尾驛	三五、七一〇	三六、二七二	八、四七五、七二	四七	一、二一〇	三、七二八、七三
横芝驛	六四、七九一	六二、一〇五	一四、四〇八、五三	五一	一、二四四	一八、九八六、五五
輕便鐵道千代田驛	二、五九三	二、三三四	二九三、七五	二	一〇	五、三二
合計	三九八、五二〇	三八六、三六五	八五、二五三、八六	一三、〇七九	三三、六八四	六二、七九六、八九

通信機關

維新以後各地に郵便局の設けあり、本郡に於ては東金を始めとして十

一ヶ所を配置せられ、專ら郵便事務を取扱はる、就中東金成東横芝間には電話電信を通ずるのみならず、白里片貝成東横芝東金間には電線を架設し、盛に遠距離との電信電話を交換するの便を得て、文明利器の應用日を逐ひて盛況を呈せり。別表は即本郡に於ける郵便局の位置、及び其の管轄區域を示せるものなり。

郵便區劃

郵便區劃

局名	所在地	管轄區域
東金郵便局	東金町東金	東金町、丘山村ノ内油井、小野、公平村、正氣村ノ内家、德、幸田、廣瀬、北幸谷、福岡村ノ内西中、上谷、下谷、豊成村ノ内二又、前之内、菱沼、殿廻
大網郵便局	大網町大網	大網町、土氣本郷町、大和村、山邊村、增穂村、瑞穂村
白里郵便局	白里村四天木	白里村、福岡村ノ内二之袋、小沼田、大沼田、一之袋、東中島、砂古瀬、依古島下ヶ傍示、桂山、長國、北吉田、九十根
片貝郵便局	片貝村片貝	片貝村、豊海村、豊成村ノ内御門、宮、中野、堀之内、關内、三浦名、東中、高倉、下武射田、上武射田、鳴滝村、正氣村ノ内薄島、關下、宿、中新田、荒生、大沼
成東郵便局	成東町成東	成東町、大富村、南郷村
日向郵便局	日向村椎崎	日向村、源村、睦岡村
松尾郵便局	松尾町松尾	松尾町、豊岡村、大平村
横芝郵便局	横芝町横芝	横芝町、大總村、匝瑳郡東陽村、南條村、白濱村
蓮沼郵便局	蓮沼村蓮沼	蓮沼村、上堺村、緣海村
柴山郵便局	二川村柴山	二川村、千代田村
松ヶ谷郵便局	緣海村松ヶ谷	無集配局

備考　丘山村の内瀧、丹尾、山田は千葉郡中野局に分屬せり

東金郵便局

東金郵便局　明治五年六月二十二日始て局を置かれ、郵便事務を取扱ふ、爾來國運の進歩に伴ひ漸次爲替貯金電信電話等の事務を開始し、近くは又國庫金の受拂事務をも取扱ふに至れり。其事務取扱開始の年次を擧ぐれば左の如し。

郵便爲替　自明治八年一月二日　郵便貯金　自明治十年二月一日　電信　自明治二十六年二月一日　小包郵便　自明治二十六年七月一日　年金恩給仕拂　自明治四十三年四月一日　電話通話　自明治四十三年三月二十一日　電話交換　自明治四十四年十二月二十六日　國庫金受拂　自大正四年三月一日

郵便局創始の際大野傳兵衛局長を命ぜられ、爾來局長の氏名左の如し。

大野傳兵衛。大野秀一。下山良太郎。柳澤伊次郎

大網郵便局　明治五年五月始めて設置せし三等郵便局にして、創立以來石野六右衛門富塚慶三岩佐春治の諸氏相次て局長たり。

以下重複を避け各町村誌中に掲載することにせり

政治

第八章　政　治

往古に於ける事蹟漠として之を知るに由なきも、幕府時代に於ては、本郡の町村は殆ど旗下の采地及代官支配地或は社寺領たり。明治維新皇政一布百制更革し、武門の權悉く帝室に歸し、元年七月縣知事を置き柴山文平之に任じ尋で宮谷縣と稱し、廳を山邊大網宿に定め、本郡(諸藩の領地を除き)擧て之が管轄に屬したりしが、四年七月廢藩置縣の令出で木更津縣支配となり、同六年六月より千葉縣に移り八九ノ二大區二十四ノ小區に別ち、其所管たりしが明治十一年七月郡區町村編制法を定め、其十一月郡役所を東金町に置き、山邊武射郡役所と稱し、郡長を以て之を管し、其下各町村に戸長を置く、明治二十二年三月市町村制頒布の結果、郡内二百四十一箇町村を合して三十二町村となし、各町村長を置き之を管理し議員を選び、町村會を組織し、明治三十年四月山武郡と改稱し、郡制を施行し選擧區域を別ち郡會議員を選び、郡會を布く。是に於て自治の方針始めて定まる、今本郡に於ける明治六年より十一年まで、大小區劃郡長の氏名、在職年月、及各町村組織を左に示さん。

山邊武射兩郡大小區管轄表　　扱所位置△符

第八大區

第一小區

△土氣、南玉、池田、小食土、小中、神房、砂田萱野、小山、大澤、大椎、大木戸、越智、下大和田、上大和田、高津戸

第二小區

△大網、佛島、長谷、金谷、永田、駒込、大竹、名村、眞行、小沼、餅木

第三小區

△田中、福俵、山口、養安寺、小西、山田、丹尾、瀧村、小野、油井、大豆谷

第四小區

△東金、臺方、押堀、川塙、堀上

第五小區

△瀧澤、植草、上極樂寺、下極樂寺、上布田、下布田、雨坪、酒藏、三ヶ尻、家ノ子、松之郷、道庭、武勝

第六小區

△二又、田間、北之幸谷、前之内、菱沼、中野、堀之内、宮村、求名

第七小區

△廣瀬、關下、薄島、殿廻、家德、北幸谷、幸田、中村、依古島、砂古瀬、小沼田、大沼田、一ノ袋、二ノ袋、九十根

第八小區

△上貝塚、上谷新田、上谷、下谷、東中島、清名幸谷、北横川、星谷、經田、富田、南横川、南飯塚、北飯塚、柿餅、木崎、北吉田、柳橋、桂山、長國

第九小區

△南今泉、四天木、下ヶ傍爾、細草、北今泉

第十小區

△不動堂、眞龜、細屋敷、藤下、大沼、西野、宿村、下貝塚、粟生、眞龜新田

第十一小區

△片貝、荒生

第十二小區

△小關、作田

第十三小區

△中村、南白幡、白幡、北白幡、下武射田、上武射田、高倉、關内、三浦名、御門、田中荒生

第九大區

第一小區

△埴谷、横田、沖渡、實門、板中新田、板川、中津田、小川、麻生新田、戸田、椎崎、木原、大木

第二小區

△柴山、小池、大臺、山中、宮崎、高谷、殿部田、谷臺、牛熊、中臺、谷津、古和、引越、山室、高田、新井田、新井田新田

第三小區

△大里、飯櫃、小原子、上吹入、下吹入、境村、山田、朝倉、岩山、牧野、香山新田、菱田

第四小區

△成東、姥島、湯坂、和田、津邊、富田、新泉、眞行寺、島戸、野堀、親田、市塲、川崎、矢部、板附、森村、島村

第五小區

△上横地、横地、下横地、草深、寺崎、殿臺、富口、五木田、小泉、富田幸谷

第六小區

△松ヶ谷、井之内、本須賀、小松

第七小區

△蓮沼、木戸、平野新田

第八小區

△借毛本郷、芝原、水深、五反田、祝田、馬渡、小馬野、小借毛、新井堀、廣根、和田、下野下ノ郷、折戸、水深村

第九小區

△松尾、早船、大堤、猿尾、八重田、下大藏、田越、八田、上大越、蕪木、金尾

第十小區

△横芝、古川、兩國新田、市塲、於幾、曾根合、寺方、小堤、木戸臺、遠山、姥山、取立、長倉、鳥喰上、鳥喰新田、鳥喰下、栗山

第十一小區

△新堀、屋形、北清水、三島、中里、下武射、木刀、野中、本柏

町村制發布以前各聯合町村表

役塲名稱	役塲所在地	聯合町村名
上布田村外八ヶ村長役塲	上布田村布田前	極樂寺、上布田、下布田、武射、雨坪、植草、瀧澤、酒藏、三ヶ尻

小野村字關内	小野村外五ヶ村 長役戸	瀧、丹尾、山田、小野、油井、大豆谷
田中村字柚之木	田中村外四ヶ村 長役戸	田中、福俵、山口、養安寺、小西
東金町字新宿	東金町外二ヶ村 長役戸	東金、臺方、田間
道庭村字前畑	道庭村外三ヶ村 長役戸	松之郷、道庭、家之子、求名
下武射田村字寺内	下武射田村外三ヶ村 長役戸	上武射田、下武射田、白幡、東中
殿廻村字六斗蒔	殿廻村外十ヶ村 長役戸	菱沼、三浦名、關内、堀之内、中野、殿廻、前之内、二又、北之幸谷、宮、島倉、
土氣町字旭山	土氣町外十一ヶ村 長役戸	土氣町、上大和田、下大和田、高津戸、越智、大木戸、大椎、小山、小倉土、池田、南玉、大澤
大網宿字本宿	大網宿外四ヶ村 長役戸	餅木、金谷郷、大竹、大網、佛島
永田村字泉	永田村外六ヶ村 長役戸	砂田、萱野、神房、小中、駒込、永田、經田
上貝塚村字中入地	上貝塚村外十一ヶ村 長役戸	富田、星谷、北横川、南横川、上貝塚、清名幸谷、上谷新田、柿餅、北飯塚、南飯塚、木崎、柳橋
下谷村字下ノ臺	下谷村外十二ヶ村 長役戸	上谷、下谷、北吉田、桂山、東中島、砂古瀬、九十根、長國、一之袋、二之袋、大沼田、小沼田、依古島
幸田村字北原	幸田村外十二ヶ村 長役戸	堀上、川塙、押堀、西中、北幸谷、幸田、廣瀬、家德
宿村字下谷	宿村外六ヶ村 長役戸	關下、大沼、宿、荒生、薄島、御門、藤ノ下

作田村字伊豫坊	作田村外一ヶ村 長役戸	作田、小關
片貝村字中里	片貝村外一ヶ村 長役戸	田中、荒生、片貝
粟生村字濱田	粟生村外四ヶ村 長役戸	粟生、下貝塚、細屋敷、西野、不動堂
北今泉村字新屋敷	北今泉村外三ヶ村 長役戸	眞龜、眞龜新田、北今泉、南今泉
四天木村字宮脇	四天木村外二ヶ村 長役戸	下ヶ榜示、細草、四天木
大里村字加茂	大里村外六ヶ村 長役戸	菱田、香山新田、大里、岩山、朝倉、飯櫃、小原子
大臺村字大杉	大臺村外九ヶ村 長役戸	牧野、山田、上吹入、下吹入、大台、高田、新井田、新井田新田、宮崎、境
柴山村字作	柴山村外六ヶ村 長役戸	小池、柴山、山中、高谷、殿部田、谷臺、中臺
木戸臺村町原	長倉村外十一ヶ村 長役戸	牛熊、木戸台、姥山、長倉、取立、小堤、寺方、曾根合、於鹿、坂田、兩國新田、遠川
横芝村字西松ヶ枝	横芝村外六ヶ村 長役戸	古川、横芝、烏喰上、烏喰下、烏喰新田、八田
山室村字牛込	山室村外九ヶ村 長役戸	山室、坂川、中津田、坂田新田、引越、谷津、古和、金尾、小川、麻生新田
田越村字淺間下	田越村外八ヶ村 長役戸	燕木、上大藏、下大藏、田越、大堤、松尾、猿尾、芝原、早船
埴谷村字寺家臺	埴谷村外五ヶ村 長役戸	埴谷、横田、實門、沖渡、大木、木原

以上山邊郡

現町村區劃及役場位置

森村	長役四ヶ場	森村字殿内
津邊村	長役十ヶ場	津邊村字出戸
成東町	長役四ヶ場	成東町字邊田
上横地村	長役六ヶ場	上横地村字木工師
借毛本郷村	長役十四ヶ場	借毛本郷村字央
新島村	長役三ヶ場	新島村字道貫
蓮沼村	長役二ヶ場	蓮沼村字中根
松ヶ谷村	長役三ヶ場	松ヶ谷村字下宿

椎崎、森、矢部、湯坂、板付
富田、新泉、眞行寺、島戸、野堀、戸田、和田、川崎、親田、市場、津邊
成東、姫島、島、殿臺、富口
寺崎、富田幸谷、小泉、五木田、草深、上横地、下横地
本枩、五段田、畝田水深、水深、新戸、下郷、下野、借毛本郷、高富、木刀廣根、廣根新田、東親田、新井堀
武野里、北清水、新島、屋形
蓮沼、平野新田、木戸
小松、松ヶ谷、井之内、本須賀　以上武射郡

町村區劃及ビ役場位置（町村制發布後ニ於ケル町村組織）

町村名	役場位置	字名
東金町	東金	大東金、寶方、田間、北之幸谷（家德ヘノ飛地ヲ除ク）川場、堀上、押堀、大豆谷、松之郷飛地
公平村	道庭	道庭、家之子、求名、松之郷（田間ヘノ飛地ヲ除ク）姫島、菱沼飛地

源村	上布田	上布田、下布田、極樂寺、三ヶ尻、酒藏、瀧澤、植草、雨坪、武勝
丘山村	小野	小野、油井、瀧、丹尾、山田
大和村	田中	田中、山口、福俵（清名幸谷ヘノ飛地ヲ除ク）小西、養安寺（金谷郷ヘノ飛地ヲ除ク）山口、外八字入會地
土氣本郷町	土氣	土氣（金谷郷ヘノ飛地ヲ除ク）小山、越智、大椎、木戸台、高津戸、上大和田、下大和田、小食土、千葉郡平川飛地、市原郡板倉飛地、
瑞穗村	永田	永田、駒込（南横川ヘノ飛地ヲ除ク）經田（南横川ヘノ飛地ヲ除ク）小中、神房、萱野、砂田
大網町	大網	大網（星谷、清名幸谷ヘノ飛地ヲ除ク）佛島（星谷ヘノ飛地ヲ除ク）星谷飛地
山邊村	金谷郷	金谷郷、大竹、餅木、池田、南玉、養安寺飛地、土氣飛地
增穗村	柿餅	上貝塚、清名幸谷、上谷新田、北横川、南横川、宮田、星谷（大網ヘノ飛地ヲ除ク）北飯塚、南飯塚、柿餅、木崎、柳橋（上谷ヘノ飛地ヲ除ク）上貝塚入會地、大網宿飛地、佛島飛地、經田飛地、福俵飛地
福岡村	砂古瀨	二之袋、大沼田（北今泉ヘノ飛地ヲ除ク）小沼田、砂古瀨、俵古島、四中、下ケ傍示、柳橋飛地、四中飛地、下谷、上谷、東中島、桂山、長國、北吉田、九十根、一之袋
白里村	南今泉	四天木、細草、北今泉、南今泉、大沼田飛地
豐海村	下貝塚	粟生（細下ヘノ飛地ヲ除ク）細屋敷（關下廣瀨ヘノ飛地ヲ除ク）下貝塚、西野（田中關下幸田ヘノ飛地ヲ除ク）不動堂（北幸谷幸田關下家德ヘノ飛地ヲ除ク）蒜ノ下（關下幸田ヘノ飛地ヲ除ク）眞龜、眞龜新田、宿飛地、渤島飛地、荒生飛地、太沼飛地突出地
片貝村	片貝	片貝、小關（高倉、御門、富ヘノ飛地ヲ除ク）田中荒生（御門ヘノ飛地ヲ除ク）

正氣村	廣瀬	大沼（粟生西野ヘノ飛地突出地ヲ除ク）宿（粟生ヘノ飛地ヲ除ク）荒生（粟生ヘノ飛地ヲ除ク）薄島（粟生ヘノ飛地ヲ除ク）北幸谷、幸田、廣瀬、家德、粟生飛地、細屋敷飛地、不動堂飛地、北幸谷飛地、西野飛地、藤ノ下飛地
豐成村	關内	堀之内、宮、二又、東中、三浦名、中野、菱沼（求名ヘノ飛地ヲ除ク）園内、高倉、殿廻、御門、前之内、下武射田（白幡ヘノ飛地ヲ除ク）上武射田（富口ヘノ飛地ヲ除ク）宮外四字入會地、上武射田下武射田入會地、田中荒生飛地、小園飛地、白幡飛地
鳴濱村	本須賀	作田、白幡（上武射田ヘノ飛地ヲ除ク）本須賀）井ノ内ヘノ飛地ヲ除ク）下武射田飛地、松ヶ谷飛地、小泉飛地、五木田飛地
成東町	成東	成東、殿台、鳴、津邊、和田、市場、親田、湯坂（森ヘノ飛地ヲ除ク）板付（椎崎ヘノ飛地ヲ除ク）川崎椎崎飛地
日向村	椎崎	矢部、椎崎（和田ヘノ飛地ヲ除ク）森、木原、大木、湯坂飛地、板付飛地
大富村	富田	富田、早船、芝原、眞行寺、島戸、野堀　新泉
南郷村	上横地	上横地、富田幸谷、下横地（小松ヘノ飛地ヲ除ク）五木田（松ヶ谷白幡ヘノ飛地ヲ除ク）富口、上武射田飛地、小松飛地
緑海村	松ヶ谷	松ヶ谷（本須賀ヘノ飛地ヲ除ク）井ノ内、小松（上横地ヘノ飛地ヲ除ク）木戸（蓮沼折戸ヘノ飛地ヲ除ク）
蓮沼村	蓮沼	本須賀飛地、折戸飛地、下郷飛地、下横地飛地、蓮沼飛地、五田本飛地
上堺村	北清水	蓮沼（木戸小松ヘノ飛地ヲ除ク）平野新田、木戸飛地
大平村	借毛本郷	新島、北清水、屋形
松尾町	松尾	借毛本郷、廣模、下野、折戸（木戸ヘノ飛地ヲ除ク）下ノ郷（木戸ヘノ飛地ヲ除ク）高宮、木刀、本柏、武野里、木戸飛地
睦岡村	埴谷	埴谷、沖渡、實門、横田、板中、板中新田、中津田、麻生新田、戸田、引越飛地
豐岡村	古和	山室、引越（中津田ヘノ飛地ヲ除ク）谷津、古和、金尾、小川、上大藏、上大藏、中臺飛地、田越飛地、蕪木（田越ヘノ飛地ヲ除ク）
横芝町	横芝	横芝、古川、栗山、鳥喰上、鳥喰下、鳥喰新田、兩國新田
大總村	木戸臺	木戸台、長倉、於幾、寺方、曾根合、小堤、坂田、取立、鎧山、鎧田、谷臺、牛熊、中冀、山室ヘノ飛地ヲ除ク）坂田外三字入會地
二川村	小池	梨山、小池、山中、殿部田、高倉（大臺、山田ヘノ飛地ヲ除ク）境、宮崎、高田、新井田、新井田新田、牧野、上吹入、下吹入、高外二字入會地
千代田村	大里	大里、菱田、香山新田、朝倉、岩山、飯櫃、小原子、山田、大臺飛地

區裁判所登記事務區劃

本郡に於ける登記事務を取扱ふために八日市場區裁判所出張所を四箇所に置き、該事務に關する一切の事務を整理す。即別表によりて其の所名位置所管區域を示さん。

區裁判所登記事務區劃

所名	所在地	管轄町村名
八日市場區裁判所東金出張所	東金町東金	東金町、公平村、源村、丘村、大和村、福岡村、正氣村、豐成村

同	田越出張所	松尾町、田越
同	片貝出張所	嗜岡村、魯岡村、横芝町、大總村、日向村、南郷村、綾海村、蓮沼村、上堺村、大平村、成東町、大富村、片貝村、白里村、豊海村、鳴濱村
同	大網出張所	大網町大網、大網町、山邊村、瑞穂村、増穂村、土氣本郷町

備考　二川村及び千代田村は多古出張所の管轄に属す

郡長及在職年限

本郡長氏名及在職年限

宮崎直候　自明治十一年十一月二日　至同十四年一月二十五日　下村御鍬　自明治十四年一月廿五日　至同十七年十一月一日　松崎省吾　自明治十七年十一月一日　至同二十八年十二月廿日　黒田剛　自明治廿八年十二月廿日　至同三十年六月二十一日　石井信一　自明治三十年六月廿一日　至同三十年九月十三日　若宮銀次郎　自明治三十年九月十六日　至同三十二年四月八日　檜山信邦　自明治三十二年四月八日　至同三十五年六月一日　行方幹　自明治三十五年六月十日　至同四十三年一月廿二日　太田資行　自明治四十三年三月七日　至同四十四年十二月廿七日　大澤富二三　自明治四十四年十二月廿七日　至大正元年十二月七日　竹内錠之助　自大正元年十二月七日　至大正四年一月廿一日　加藤輝夫　自大正四年一月廿一日　現在

東金税務署

東金税務署　國税事務は元千葉縣の管掌たりしも、明治二十九年十一月大藏省主管東京税務監理局の管掌に屬し、同時に東金税務署を置かれ、同三十五年税務署官制を施行せられ、以て現今に至れり。此間左の諸氏相續で署長となり其事務を掌れり。

衆議院議員

杏百太郎　自明治廿九年十一月　至同三十一年八月　坂本次郎　自明治三十一年八月　至同三十二年十月　榎木嘉助　自明治三十二年十月　至同三十三年八月　石川菊次郎　自明治三十三年八月　至同三十六年四月　荒卷應英　自明治三十六年四月　至同三十七年九月　河野謙　自明治三十七年九月　至同三十八年十一月　雨谷金五郎　自明治廿八年十一月　至同四十二年十月　梅野亮三郎　自明治四十二年十月　至同四十四年七月　石丸政孝　自明治四十四年七月　至大正三年十一月　大崎淳一郎　自大正三年十一月　至現在　而して其管轄區域は山武郡一圓なり

本郡出身衆議院議員

伊藤德太郎　布施甚七　中村尚武

縣會議員

山武郡選出縣會議員人名簿調

（自明治十二年至大正四年）

住所	族籍	氏名	當選年月日	退任年月日	退任事由
山邊郡四天木村	平民	齋藤四郎右衛門	明治十二年二月二十日	明治十四年三月四日	滿期
同郡不動堂村	同	佐久間東吉郎	同	同	同
同郡金谷郷村	同	江口平兵衛	同	同	同

武射郡飯櫃村	同	池田榮亮	同	同十年		
同郡上横地村	同	石渡六左衛門	同	明治十四年三月五日	同	同
山邊郡四天木村	同	齋藤四郎右衛門	明治十五年二月八日			
同郡金谷郷村	同	江口平兵衛	同	同十五年六月廿七日		
同郡片貝村	同	古川豊三郎	同	明治十五年六月廿七日	同十年三月十九日	自己ノ都合
武射郡飯櫃村	同	池田榮亮	同			
同郡上横地村	同	石渡六左衛門	同			
山邊郡金谷郷村	同	江口平兵衛	同	同十五年三月十九日	同十年七月十四日	自巳ノ都合
山邊郡片貝村	同	古川豊三郎	同	同十五年六月十六日	同十年七月十三日	滿期
武射郡飯櫃村	同	池田榮亮	同			
山邊郡清名幸谷村	同	鵜澤專藏	同	同	同	同
同郡北今泉村	同	上代平左衛門	明治十五年十一月十三日	同十年三月十九日	同十年三月十九日	滿期
同郡土氣町	同	增田良司	同十年十二月十六日			

武射郡上横地村	同	石渡六左衛門	同十七年三月十三日	同十年八月十一日	自巳ノ都合	
同郡小池村	同	櫻井靜	同十七年九月五日	同十年五月十八日	同	
同郡蓮沼村	同	川島多吉郎	同十八年六月十一日	同二十一年三月十六日	滿期	
山邊郡清名幸谷村	同	鵜澤專藏	同十九年三月二十日			
同郡金谷郷村	同	江口平兵衛	同			
同郡土氣町	同	增田良司	同			
武射郡飯櫃村	同	池田榮亮	同			
同郡小堤村	同	伊藤德太郎	明治二十一年三月十七日			
山邊郡片貝村	同	古川豊三郎	同二十二年六月二十六日	明治廿三年三月十七日	滿期	
武射郡南郷村富口	同	高橋藤三郎	同二十三年二月十日	同		
山邊郡片貝村片貝	同	古川豊三郎	同廿三年三月十八日			
武射郡南郷村富口	同	高橋藤三郎				
山邊郡東金町堀上	同	篠原藏司	同			

補欠

補欠

同	郡源村極樂寺	同	山本熊之助	同	同
武射郡日向村木原	同	小川正吉	同	明治廿五年三月廿五日	
同郡大平村下之郷	同	渡邊伊十郎	同	同廿五年七月廿五日	
山邊郡白里村四天木	同	齋藤源太郎	同	同廿七年三月廿七日	
同	郡東金町東金	同	布施甚七	同	
同	郡東金町田間	同	小倉豊洲	同	
同	郡太平村下之郷	同	渡邊伊十郎	同	明治廿八年六月二十一日
同	郡豊岡村引越	同	秋葉勇吉	同	同二十九年四月三日
武射郡豊岡村引越		同	秋葉勇吉	同	同四月二十九日
山武郡片貝村片貝		同	子安正雄	同	同三十年十月二十八日
同郡鳴濱村本須賀		同	行木彌三郎	同	同三十二年三月十六日
同	郡成東町殿臺	同	土屋作太郎	同	縣制改正期
同	郡東金町臺方	同	前島治平	同	明治三十六年九月廿三日
					滿期

三十八年增員ノ爲メ

同	郡睦岡村埴谷	同	鈴木祥英	同	同
同	郡東金町押堀	同	志賀吾郷	同	同
同郡南郷村富田幸谷		同	平山由次郎	明治三十六年九月廿四日	明治四十年九月廿三日
同郡公平村家之子		同	久保田專藏	同	同
同郡同	村同	所同	稗田由巳	同	同
同	郡大網町大網	同	岩佐春治	明治三十八年三月十九日	同
同	郡東金町臺方	同	高剛三郎	同四十年九月廿四日	明治四十年九月廿三日
同	郡鳴濱村白幡	同	中村尙武	同	同
同郡增穗村南飯塚		同	富塚良司	同四十年九月廿四日	同四十四年九月廿三日
同	郡睦岡村埴谷	同	鈴木祥英	同	同四十二年五月十日
同郡南郷村富田幸谷		同	平山由次郎	明治四十二年六月十五日	同四十四年九月廿三日
同郡東金町北之幸谷		同	高宮彦明	同四十四年九月廿四日	
同郡太平村借毛本郷		同	武田律三郎	同	
					滿期

同	郡片貝村片貝	同	古川義郎
同	郡睦岡郡沖渡	同	富谷啓藏

郡制施行以來本郡會議員氏名表

郡會議員

區劃	町村	定員	議員氏名
一	東金町	二	内田家治之助、瀧口一郎、小倉豊洲、高宮彦明、小倉德太郎、村上安太郎、高宮彦明、遠山七衛、伊藤惣重、金田若之助
二	公源村 平村	一	山本熊之助、久保田專藏、今井惣作、山崎玄達、鎗田常次郎、清水大次郎、遠山一仁
三	丘山村 大和村	一	産方貞藏、安川鉢七郎、鎗田秀太郎、鵜岡岑之助、橋本信、鶴田礒吉
四	土氣 本郷町	一	相模啓次郎、石井治郎助、本村龜太郎、野崎清太郎、江澤彌五郎
五	瑞穂村 山邊村	一	大藤亮司、積田惣吉、田邊藏太郎、山田德司
六	大網町	一	三木英一郎、岩佐春治、石野操一郎、武内濃、板倉幸嶺
七	増穂村	一	富塚良司、北田甚之助、板倉東、中村泰助、鵜澤一郎
八	福岡村	一	高橋一郎、嘉瀬清之助、佐瀬與惣右衛門、今井治助
九	白里村	二	齋藤源太郎、岡崎延久、齋藤良造、上代民信、松本元吉郎、大塚寛喜、川島喜平治
十	豊海村 正氣村	二	鵜澤秀三郎、川島權次郎、家德玄三郎、篠崎龜吉、行木定次郎、篠崎仁平治、廣瀬傳三郎、家德邦次郎、川島寅吉
十一	片貝村	二	小川德四郎、子安正雄、子安直樹、鈴木九左衛門、小川德四郎、平山重三郎、古川玄澄
十二	豊成村	一	齋藤金四郎、小手彌五郎、三宅孝、布留川伴三、吉井源左衛門
十三	鳴濱村	一	行木彌三郎、佐久間周次郎、橋本松太郎
十四	成東町	一	土屋作太郎、菊地半右衛門、佐瀬善藏、安井一、秋葉谷太郎
十五	日向村 睦岡村	一	京相定次郎、小川輝海、遠藤貞五郎、富谷啓藏、蕨榮太郎、若名彌平
十六	大宮村 豊岡村	一	飯塚榮雄、秋葉勇吉、大高直吉、土屋廉仁
十七	南郷村 大平村	一	川島久徵、鈴木勘右衛門、渡邊熊太郎、布施龜吉
十八	綠海村	一	若林新三、若林晋二郎、伊藤伊三、川島源八
十九	蓮沼村	一	小川雄次郎、秋葉多吉郎、三橋貞次郎、石橋儀太郎、瀧川原司

二十	上堺村 横芝町	一	早川仁平、五木田兼吉、伊藤喜一郎、伊藤晃敬、海保友之助、植村習齋
廿一	松尾町	一	押尾直八、小椰賢二、鳥井要作、古谷富保、小野崎五三郎、古谷友二
廿二	二川村	一	堀越堯、松本丑次郎、勝俣喜太郎、鈴木源一郎、川口榮次郎
廿三	大總村	一	八角政慶、行方哲次、伊藤貞太郎、行方哲次
廿四	千代田村	一	萩原庄一郎、小川大次郎、小川愛治、平山龜太郎

この間に於ける郡會議長は、齋藤源太郎、行木彌三郎、高宮彦明、江澤彌五郎の諸氏にして、また瀧口一郎、小川德四郎、野崎清太郎、植村習齋の諸氏は相續きて郡會副議長たり。

第九章　教育

維新前に於ける本郡教育の狀況は、邈として其詳細を知るに由なきも、各地に幾多の私塾と寺子屋ありて地方の子弟を教養し、我教育界に少なからざる貢献をなしたるは、我國文明進歩上大なる影響を與へたるものと云ふべし。廢藩置縣の後學制の頒布あるに及び、舊觀一時に新まり、一般に國民教育行はれて、文運大に興る、明治二十三年始めて小學校令の發布あり、本郡に於て同令を實施したるは明治二十五年にして、爾來文運の大勢に伴ひ本郡の教育も漸次發達したり。殊に主として學齡兒童の就學を促し以て、小學教育の普及を圖り、兼て校舍其他の整備を奬勵せり。四十一年義務教育年限延長を實施せらるゝや更に之を機會として學校の廢合を行ひ、校舍の完備を促し鋭意設備の完成を圖りたるが、其結果として校舍の新增改築せられたるもの多く、就學歩合の如きも著しく增加して漸次好成績を呈し來り、現今にては町村立小學校に於て尋常小學校十五。高等小學校二。尋常高等小學校二十五を有し、學級の總數三百九にして、就學兒童は男八千四百二十一人女七千二百六十九人就學歩合は男九六、六五女九二、〇五。男女通計九四、四六(明治四十四年度)を算するに至れり。

設備の完成を期すると共に、內容の改善を圖ることも亦近時大に力を注ぎ兒童訓練上教授上多大の努力を拂へり、之を要するに現時に於ける本郡の小學教育は、其普及及設備の奬勵時代は既に過ぎて、內容改善の時代に進みつゝありと云ふべし。

此他郡下に於ける教育機關には、縣立中學校一。縣立高等女學校一。郡立學校一。私立學校八及び二三の町村立圖書館の設置あり、又郡教育會ありて本郡教育上の施政を補助し、專ら教育の發展に資せり、今や各種の教育機關殆と備り、而して本郡聯合青年團及各町村に於ける青年會の成績活動等亦見るに足るものあり、地方改良の事業と相須ちて智識の進歩と、民風の改善とを圖れり。

成東中學校

成東中學校　明治三十三年創立にして、初め佐倉中學校の分校なりしが、明治三十四年四月一日校の組織を改めて縣立成東中學校と改稱し、校運は日を逐つて隆盛に赴き、現今十二學級生徒五百六十八人を有するに至れり。

一敷地　九千七十四坪
一校舍總坪數　千三十坪五勺
一職員　二十三名
一校長の氏名左の如し
田中玄黄（自三十四年十月至三十七年六月）　山崎正矩（自三十七年七月至大正二年八月）　狩野鷹力（自大正二年八月至現在）

東金高等女學校

千葉縣立東金高等女學校　明治四十一年四月十四日文部省の認可を得て、山武郡東金町に設置し、千葉縣立東金高等女學校と稱し、同年同月三十日開校。明治四十一年四月二十一日千葉縣立千葉高等女學校教諭小池民永學校長兼教諭に任ぜられ、同四十二年九月二十九日千葉縣立千葉高等女學校長に轉任せしを以つて同時に、千葉縣女子師範學校教諭川村良四郎學校長に任ぜられ、大正三年五月依願退職同日千葉縣安房郡立安房高等女學校長兼教諭八巻嘉作學校長に任ぜられ、現今生徒定員三百二十人なり。

郡立女子實業學校

郡立女子實業學校　明治四十二年六月二十六日文部大臣の認可を得て、山武郡松尾に創設し、同年九月染色工場を增築、同四十五年四月機織工場を增築し、四十三年十二月二十七日を以て向ふ五ヶ年間年々二百圓づゝ國庫補助金を交付せらるゝ旨達せらる、大正三年度に於ては縣税補助六百圓を受く、大正三年四月郡立大網工藝學校を合併し、大正三年四月十五日文部大臣の認可を得て、山武郡立女子實業學校と改稱し、現今學級三(本科二專攻科一)職員七人を有せり。

尙合併以前に於ける郡立大網工藝學校の沿革を述ぶれば、明治四十一年四月二十一日東金染織學校を大網に移轉し、大網工藝學校と改稱し、同年十月開校式を擧行

せり、四十二年四月より新に裁縫機織の講習科を設け、其修業年限を一箇年と定めたり。然るに生徒豫定の員數に至らざるを以て、大正三年二月廢校の議を決して松尾實業學校に併合せり。其間芳永乙吉野島信貫石野千城の諸氏相次で校長たり。

私立東金裁縫女學校　東金町田間にあり、明治三十六年七月の創立にして、修身裁縫家計女禮法簿記活花を授く。

私立小沼裁縫女學校　綠海村松ヶ谷にあり、明治三十八年九月の創立にして、裁縫家政算術作文女禮式を授く。

私立成蹊學舍　横芝町横芝にあり、明治二十四年八月の創立にして、英語數學地理歴史等を授く。

私立培達義塾　二川村殿部田にあり、明治二十七年九月の創立にして、修身教育數學理科農業等を授く。

私立成東裁縫女學校　成東町成東にあり、明治四十三年十一月の創立にして、修身裁縫刺繍禮法押繪等を授く。

私立大綱實業補習學校　本校は明治四十四年四月十一日顯本法華宗教學財團の補助によりて設置し、蓮照寺の講堂を假校舍となし、生徒二百餘名を收容し、殊に附屬裁縫女學校を設けぬ、女子教育に貢献すること多きを以て大正二年より郡費を補助するに至る、創立以來中田日遵井口善叔相次で校長の任に當る。

私立埴岡農林補習學校　睦岡村埴谷にあり、明治四十四年四月の創立にして、修身國語算術農業林業等を教授し來りしが、大正四年四月農業學校規定乙種組織により、私立埴岡農林學校と改稱せり。

山武郡教育會　山武郡教育會の起源は、遠く明治十九年にして始め山邊武射教育會と稱し、會員數二百五十七を有し、事務所を山邊郡東金町に置き、常に教育の發展を圖り來りしが、明治二十二年山武郡教育會と改稱せり。創設以來三十年間本郡教育の普及改良及上進を圖り、或は教育社會の公論を發表し、教育學術の事項を研究し、或は教育上須要なる事項を調査し、會報を發行し教育上功勞あるものを表彰し、講習會講談會展覽等を開設する等、教育のために貢献したる功績多大なるものありしが、現今に至りては益隆盛の機運に向ひ、會員數(修身八七、普通三六四基本

金千六十三圓餘を有せり。

創立以來會長の氏名は

松崎省吾。安西景美。若宮銀次郎。檜山信邦。行方幹。太田資行。大澤不二三。竹内錠之助。加藤輝夫

山武教育館

山武教育館　本館は御大禮を記念する爲に山武郡教育會附屬として、大正四年十一月之を建設せるものにして幸に郡も御大禮記念事業として、圖書を購入し之を本館に委托せり。而して本館の目的とする所は、普通圖書、教育的考案物及兒童成績品、其他教育上効果あるものを蒐集し、廣く公衆に閲覧せしむるにあり、其方法としては一、館内にて閲覧せしむること二、圖書貸出の便益を得しむること三、普通文庫として郡内各小學校間を巡回せしむること及通俗文庫として郡内各青年團及確實なる理髮店間を巡回せしむるの制を執り以て一般公衆の智德啓發に資せり。

山武郡聯合青年會

山武郡聯合青年會　國家の中堅は青年にありと云ふ見地よりして、時勢の進運は輓近頻りに青年教育を奬勵したるの結果、蔚然として勃興し、地方到る處青年會の組織を見ざるなく、主として風紀の改善學術の研究產業の進歩地方の開發を目的とし、時に講話會を開き或は品評會の開催を扶け、或は道路の修繕公共の事業に任じ、若くは勤儉貯蓄を勵行する等、其の事蹟の見るべきもの尠からざりしが、大正三年四月時の山武郡長竹内錠之助氏各町村青年會を聯合するの必要を感じ、其七月山武郡聯合青年會の組織を完成し、專ら各町村青年會との連絡を保ち、之が指導奬勵に盡せり。今本郡町村青年會にして其の成績優良なりとして、表彰せられたるものを擧くれば。

本郡内に於ける優良町村青年會

優良町村青年會

大正三年末調

年月日	事由	會名	官廳
明治四十三年三月三十一日	成績優良ニツキ　金五十圓	源村青年會	千葉縣
同四十四年十二月廿七日	成績優良ニツキ　金五圓	白里村北今泉同志會	山武郡長
同	同	大總村青年會	同
同	同	公平村青年會家ノ子支部	同
同	同	東金町東上同志會	同

明治四十五年六月一日	風紀ノ改善ヲ圖リ常ニ教育ノ事業ニ資スル其功績顯著ナリ仍テ之ヲ表彰ス	源村青年會	山武郡教育會
同	同	南郷村青年會樂園會	同
同	同	山邊村青年會第九分會	同
同	同	綠海村小松青年會	同
同	同	大總村青年會	同
同	同	白里村北今泉青年會	同
同	同	丘山村青年會	同
同	同	瑞穗村萱野同志會	同
同	同	大平村武野里青年會	同
同	同	福岡村上谷藥師堂青年會	同
同	同	豊成村東中青年團	同
同	同	千代田村青年會	同
同	同	東金町東上同志會	同

同	同	增穗村南横川青年會	同
同	同	公平村青年會松之郷南支部	同
大正二年五月廿五日	同	瑞北青年會	同
同	同	山邊村青年會第五分會	同
同	同	二川村興風會	同
同	同	白里村南今泉讀話會	同
同	同	豊成村菱沼向道會	同
大正二年一月廿日	成績優良ニツキ　金五圓	增穗村南横川青年會	山武郡長
同二年一月十八日	同	瑞穗村青年會	同
同	同	千代田村青年會	同
大正三年二月十一日	成績優良ニツキ金二十五圓	源村青年會	文部大臣

第十章　兵事

累年壯丁體格檢査成績

明治五年徴兵令公布以來、年々佐倉徴兵署によりて、壯丁の檢査を施行し定員を徴す、今近年に於ける壯丁体格檢査成績及壯丁教育程度を示す。

壯丁體格檢査成績

年次	檢査人員	甲種	乙種	丙種	丁種	戊種	百分比例 甲種	乙種	丙種	丁種	戊種
四十四年	八一二一	三五二	二六八	一五四	二三	二五	四二、八	三二、六	一八、七	二、八	三、〇
四十三年	九六六	四八二	二八七	一四九	四二	六	四九、九	二九、七	一五、一	四、三	六
四十二年	一〇〇三	四四六	三二六	一五四	四一	三六	四四、五	三二、五	一五、四	四、一	三、六
四十一年	一〇一三	三六五	三七九	一七九	六七	二三	三六、〇	四七、一	一七、八	六、六	二、三
四十年	一〇九三	五三七	三三五	一四三	六三	一五	四九、一	三〇、六	一三、一	五、八	一、四

壯丁教育程度

年次	檢査人員	優等	上等	中等	下等	無學	百分比例 優等	上等	中等	下等	無學
四十四年	七六〇	二四	三〇一	三一四	九八	二三	三、一六	三九、六一	四一、三一	一二、八九	三、〇三
四十三年	九六九	六五	五一一	二八七	八二	二一	六、七三	五二、九〇	二九、七一	八、四六	二、一七
四十二年	一〇三三	一二七	四七七	二九四	一〇九	二六	一二、二九	四六、一七	二八、四六	一〇、五五	二、五一
四十一年	一〇一三	八〇	四四八	四〇五	四九	三一	七、八九	四四、一二	三九、九八	四、八四	三、〇六
四十年	一〇九三	一〇六	四六〇	三八一	八四	六二	九、七〇	四二、〇八	三四、八六	七、六九	五、六七

備考　本表教育程度ノ優等トハ中學卒業以上ノモノ及之ト仝等ノモノ上等トハ高等小學卒業者及之ト仝等ノモノ下等トハ稍ヤ讀書ヲ爲シ得ルモノ無學トハ全ク讀書ヲナシ得ザルモノヲ云フ又出寄留壯丁ハ本表ニ揭ケス

赤十字社員

日本赤十字社社員（山武郡之部）

時勢の進運に伴ひ、愛國思想尚武の氣象發展の結果、本郡に於ける日本赤十字社社員年を逐ひて增加し、明治四十四年末に於て特別社員十九人終身正社員千二百二十六人正社員千八百四十二人なりしが、大正四年に至りては、特別社員十九人終身正社員千二百九十二人正社員二千三百七十五人を算するの盛況を呈せり。

愛國婦人會員

愛國婦人會

愛國婦人會會員の本郡に於ける數は、明治四十四年に在りては、有功

會員七人終身特別會員二十一人終身通常會員三十九人特別會員八十二人通常會員八百七十二人なりしが、大正四年に在りては終身特別會員七十一人終身通常會員三百二十六人に至り、前途頗る有望の狀を呈せり。

山武郡出征軍士戰死病者氏名

戰病死者氏名

（官名の隆軍と云ふべきは陸、歩兵を歩騎兵を騎、輜重輸卒を輜と略したり）

東金町　陸、歩、曹長、勳七等、功七級、川島與四郎　陸、歩、一等卒、勳八等、功七級、前島長太郎　陸、歩、上等兵、勳八等、功七級、川島虎太郎　同上、瀧口正司　陸、歩、一等卒、勳八等、功七級、大川佐源治　陸、歩、上等兵、勳八等、伊藤常造、陸、歩、一等卒、勳八等、菅澤司作　同上、長谷川助藏　陸、歩、伍長、勳八等、功七級、内山芳太郎　陸、歩、一等卒、勳八等、飯田錬造　陸、騎、伍長、勳八等、功七級、瀧口哲藏　陸、騎、一等卒、勳八等、飯塚精一　陸、歩、上等兵、實方金輔　同上、鈴木房次郎　陸、歩、二等卒、内山繁太郎　陸、輜卒、今井千代松

公平村　陸、歩、上等兵、勳七等、今關金次、陸、三等看護長、勳八等、小倉康司　陸、歩、一等卒、勳八等、高科洵二　一等軍醫正五位、勳六等、高岡元司　陸、歩、一等卒、勳八等、川嶋貫一郎　陸、歩、伍長、勳七等、功七級、飯尾格三　陸、歩、大佐、勳三等、功三級、鵜澤總司

源村　陸、歩、中尉、從七位、勳六等、功五級、宮澤常五郎　陸、歩、少尉、正八位、勳六等、功五級、並木政五郎　陸、歩、一等卒、勳八等、石田酒造太郎　陸、砲、軍曹、勳七等、戸田豐藏　陸、砲、一等卒、勳八等、牧井演司

丘山村　陸、歩、一等卒、行木又次郎　海、二等機關兵曹、勳八等、功七級、平賀長藏　陸、騎、一等卒、勳八等、小見川辰之助　陸、歩、一等卒、勳八等、加瀨元三郎　陸、歩、一等卒、勳八等、平賀治良輔

大和村　陸、歩、上等兵、勳八等、功七級、山本半次郎　同上、根本要　陸、歩、一等卒、勳八等、長島幾太郎

山邊村　陸、輜、鈴木德太郎　陸、歩、中尉、從七位、勳六等、功五級、鈴木慶應　陸、歩、伍長、勳八等、功七級、葛岡良平　陸、歩、一等卒、若葉富藏　同上、鵜田川繁藏　陸、歩、軍曹、勳七等、功七級、岡本市藏

大網町　陸、砲、上等兵、高橋茂三郎　陸、歩、一等卒、勳八等、富塚降　陸、歩、上等兵、加藤廣司　陸、輜、勳八等、高藤峯四郎　陸、歩、一等卒、勳八等、三木健

土氣本郷町　陸、歩、上等兵、勳八等、功七級、伊藤長太郎　同上、染屋春治　陸、輜、勳八等、若葉孫市

白里村　陸、歩、二等卒、高山仙藏　陸、歩、一等卒、糸日谷卯之松　陸、輜、石井留七　陸、歩、上等卒、勳八等、功七級、川島熊吉　同上、遠藤八太郎　同上、稲生虎之助　陸、歩、一等卒、勳八等、内山三喜藏　同上、白井彦一郎　同上、椎名常三郎　同上、上代又五郎　陸、輜、内山和之助

豊海村　陸、歩、一等卒、鈴木角藏　陸、輜、勳八等、齋藤豊三郎　陸、歩、伍長、勳八等、功七級、戸村岩太郎　陸、歩、上等兵、勳八等、功七級、市原彖三郎

福岡村　未詳、吉田惣吉　未詳、鈴木周吉　未詳、鵜澤留吉　未詳、大木瀧三郎　未詳、大塚延太郎　未詳、中村良司　未詳、加藤芳太郎　未詳、片海岩吉

正氣村　陸、歩、二等卒、鵜澤清太郎　陸、歩、曹長、勳七等、功七級、行木海三郎　陸、歩、一等卒、勳八等、功七級、宇津木松藏　同上、小高喜代次　陸、歩、一等卒、松崎貞治

片貝村　輜、鈴木吉三郎　輜、石橋長八　陸、歩、上等兵、高柳忠次郎　陸、歩、二等卒、鈴木兵治　陸、歩、一等卒、勳八等、高橋彌市　陸、歩、一等卒、功七級、南部良平　同上、鈴木市作　陸、歩、一等卒、勳八等、内山伊三郎　陸、歩、上等兵、勳八等、功七級、古川貞四郎　陸、歩、一等卒、勳八等、板倉喜三郎　陸、歩、一等卒、沼端小一郎　陸、歩、上等兵、勳八等、功七級、高柳吉三郎

豊成村　陸、歩、軍曹、勳七等、功七級、土屋行治　陸、歩、伍長、勳八等、功七級、櫻田民治

陸、歩、上等兵、勳八等、布留川一郎　陸、歩、一等卒、勳八等、中村榮吉　同上、鈴木政次郎

同上、古川平作　陸、歩、二等卒、勳八等、吉井馨　陸、輜、勳八等、飛田綱一　陸、砲、二等卒、勳八等、戸田堅　陸、歩、赤十字社看護員、飯塚米藏

鳴濱村　陸、歩、軍曹、勳七等、吉田良　陸、歩、上等兵、勳八等、功七級、今關佑　同上、古川彌吉　同上、池田寅之助　陸、歩、一等卒、勳八等、功七級、椎名四郎　陸、歩、一等卒、勳八等、淨水彌太郎　同上、川島榮太郎　陸、歩、二等卒、勳八等、唐笠辰三郎　同上、關谷長太郎

陸、輜、川口友二郎　同上、坂谷忠藏　陸軍、歩一等卒、作田友吉

成東町　陸、輜、山本三五郎　同上、三橋猪之助　陸、歩、伍長、勳八等、菊地高治　陸、歩、上等兵、勳八等、功七級、清水勝太郎　陸、歩、二等卒、勳八等、花澤範一郎　海軍、三等兵曹、勳八等、功七級、安井知道

日向村　陸、騎、上等兵、佐佐木藤吉　陸、歩、上等兵、勳八等、功七級、江口與三郎　同上、

廣增都司　陸、騎、二等卒、勳八等、功七級、並木文太郎　陸、輜、川島隆　陸、砲、一等卒、勳八

等、功七級、鈴木惣一郎　陸、歩、上等兵、勳八等、功七級、鈴木作造
南郷村　陸、歩、軍曹、勳七等、功七級、布施昌　同上、川嶋幸次郎　未詳、高橋英　未詳、布
留川清次郎　陸、砲、一等卒、谷上巳之吉
松尾町　陸、歩、軍曹、勳七等、功七級、佐瀬文藏　陸、歩、上等兵、勳八等、功七級、鷲山榮次
郎　同上、佐瀬勉治　陸、騎、軍曹、勳七等、功七級、大藤俊一　陸、騎、上等兵、勳八等、功七級、
久保田八郎　陸、騎、一等卒、勳八等、花澤政治　陸、輜、勳八等、花澤儀三郎　同上、古谷丑
太郎　未詳、星久木彌一郎　陸、歩、軍曹、石田豊　教導團生徒、大塚德三郎　東京鎮臺
歩兵、永江靜吉
大平村　陸、歩、伍長、勳八等、功七級、北田賢濟　陸、歩、上等兵、勳八等、功七級、大木喜一
陸、歩、一等卒、大木孝治　陸、歩、中尉、勳六等、小沼新
綠海村　陸、歩、上等兵、君海寛一郎　陸、輜、伊藤源七　陸、歩、中尉、正八位、勳六等、功七
級、今井七郎　陸、歩、曹長、勳七等、功七級、今宮左藏　陸、歩、上等兵、勳八等、功七級、渡邊寅
吉　陸、歩、一等卒、勳八等、功七級、齋藤源一郎　陸、砲、一等卒、勳八等、齋藤金太郎　陸、歩、
上等兵、勳八等、伊藤喜藏　陸、砲、一等卒、齋藤知三郎

蓮沼村　陸、歩、軍曹、勳七等、功七級、石橋喜一郎　陸、歩、上等兵、勳八等、鈴木寅松　陸、
歩、一等卒、勳八等、今關寅吉　陸、輜、勳八等、湯淺勇吉　陸、輜、勳八等、市川傳太郎　海軍
一等水兵、勳八等、土屋龜吉　陸、歩、二等卒、秋葉安太郎　陸、憲兵、上等兵、土屋巳之松
上堺村　陸、歩、一等卒、伊藤保三　陸、歩、二等卒、海保庸一郎　陸、一等鞍工長、海保保
之助
横芝町　未詳、若海藤藏　未詳、伊藤源一郎　未詳、行木長治
豊岡村　陸、砲、軍曹、勳七等、功七級、鵜澤藤四郎　陸、歩、上等兵、勳七等、功七級、太田義
隆　陸、歩、一等卒、勳八等、八角和吉　陸、騎、二等卒、行木常七　陸軍兵卒、清宮卯吉
睦岡村　陸、歩、一等卒、勳八等、功七級、渡邊喜三郎　同上、石橋兵三　陸、歩、一等卒、勳
八等、藪富次郎　陸、歩、一等卒、勳八等、鈴木忠藏　同上、吉岡正一　同上、奈良金次郎
陸、輜、勳八等、並木啓次　陸、砲、伍長、勳八等、高知尾正一　陸、騎、上等兵、勳八等、川面義雄
海軍機關兵曹、勳七等、矢部和也　陸、歩、伍長、勳七等、小川廣吉
大總村　陸、歩、一等卒、實川繁藏　陸、歩、軍曹、堀越惣平　陸、歩、上等兵、柳橋佶　陸、輜、
五木田徹作　陸、歩、一等卒、石井元次郎　陸、歩、軍曹、菅澤常　陸、歩、少尉、三谷强

二川村　陸、歩、上等兵、平山丑大郎　同上、吉岡千次郎　陸、輜、高知尾隣司　陸、工兵、上等兵、寺内菊次郎　陸、第一補充、五木田彌五郎　陸、歩、一等卒、牛尾嘉七

千代田村　陸、歩、一等卒、萩原慶一郎　陸、歩、中尉、從七位、勳五等、功五級、石井彪雄

陸、歩、軍曹、勳七等、功七級、木内力三　陸、歩、伍長、勳七等、功七級、渡邊万吉　陸、歩、上等兵、勳八等、功七級、木内慶次郎　陸、歩、一等卒、勳八等、功七級、小川丑之助　陸、歩、一等卒、勳八等、池田榮三郎　同上、齋藤甚四郎

増穂村　陸、歩、一等卒、大原治平　同上、中村寅造　陸、輜、中村繁　陸、歩、上等兵、勳八等、田中六三郎　陸、砲、上等兵、中村音次郎　同上、三枝彌吉　陸、歩、一等卒、北田源之亟

陸、歩、伍長、勳七等、功七級、三枝庄之助　陸、輜、中村一

大富村　陸、歩、一等卒、勳八等、大久保省三

第十一章　衛　生

本郡のみならず、一般國民が從來衛生思想に乏しかりしは、頗る遺憾の事なりしも漸次時勢の進歩に伴ひ、個人衛生公衆衛生共其面目を一新し、衛生上諸般の施設を

なし開業醫又年に其數を増加し、加ふるに本郡私立衛生會の設ありて努めて國民衛生の完全を計らんとす、今明治四十四年に於ける醫師藥劑師齒科產婆鍼灸治其他を擧ぐれば

	大學卒業	高等學校卒業	府縣立醫學校卒業	試驗及第	從來開業	計
醫師	二	九	一四	三一	三〇	八六
藥劑師	—	—	—	四	—	五
齒科	—	—	—	—	—	—
產婆	—	—	—	—	—	二八
鍼灸師	—	—	—	—	—	一九一
藥種商	—	—	—	—	—	一九
賣藥製造業者	—	—	—	—	—	九五

私立山武郡衛生會　衛生上の智識を啓發し、且其施政を翼賛して郡衛生の發達を期するの目的を以て、當時の郡長竹内錠之助　東金警察署長越川健　山武郡醫會會長高橋新三の諸氏率先して、本會を創設すべく、大正三年八月創立總會を東金小

學校に開き、尋で會員の募集事業の理營等に盡力せし結果、其成績大に擧り、或は衛生講話會衛生講習會衛生展覽會を開會し、時に會報の發行をなす等、前途頗る有望の狀況を呈せり。而して會長には竹内錠之助其任に當りしも、同氏辭任の後加藤輝夫氏相繼ぎ現今會員特別通常を合して六六七人を有せり。

傳染病者數及死亡病類別調査表

病名・年別	病者數 虎列刺 男	病者數 虎列刺 女	病者數 赤痢 男	病者數 赤痢 女	病者數 疑似赤痢 男	病者數 疑似赤痢 女	病者數 腸窒扶斯 男	病者數 腸窒扶斯 女	病者數 實布垤里亞 男	病者數 實布垤里亞 女	病者數 發疹窒扶斯 男	病者數 發疹窒扶斯 女
四十三年							一	九	三	三		
四十四年					一		一	四	三	五		
四十五年元年		三		一	三		三	〇〇	三	八		
二年			四		三	一	一	五	一	〇		
三年				一			一	三	二	五		二
計		三	六		一七		七	九	二	一八		二
四十三年							六	四	一	一		
四十四年					一				二	一		
四十五年元年		三		一				三	二	四		
二年				一			一		一	二		
三年				一			一	四	三	一		一
計		三	三	一	一		四	一七	一	六		一

病名・年別	死亡數 不全窒扶斯 男	死亡數 不全窒扶斯 女	死亡數 咽喉實布垤里亞 男	死亡數 咽喉實布垤里亞 女	死亡數 パラ窒扶斯 男	死亡數 パラ窒扶斯 女	死亡數 合計 男	死亡數 合計 女
四十三年							二	二
四十四年					二		一	三
四十五年元年							四	五
二年				三			三	六
三年							一	九
計				四	二		一	三 四 五
四十三年								七
四十四年								三
四十五年元年								一
二年								一
三年								九
計							一	三 四

第十二章　警察

東金警察署

東金警察署　東金警察署の建設は、明治十年二月にして明治十六年十二月十六日祝融の災に罹り、廳舍烏有に歸したるを以て、省看の資料甚だ乏しく沿革詳かならず、按ずるに維新前後の警察權は幕府の勘定奉行に隷屬し、上總國舊山邊武射の兩郡を統轄したるものゝ如く、當時八州取締なるものありて、司法警察の事務に膺り、之れが補助機關としては舊山邊郡東金町に峯與左衛門と云ふものあり、與左衛門は代々岡つ引頭を勤め各町村に其手先なるものありて、專ら司法警察の任務に從

事し居れりと云ふ、即ち當時岡つ引或は手先と稱する而已にて、未だ警察の名稱供らざりき。

明治二年八州取締を廢せられ、此間警察の設備あらざりし爲め、鄉黨里人相謀りて自衛の道を講し兇賊其他に備ふる處ありしか、後明治五年始めて中央司法省に警保寮の設け就り、踵て一町村若しくは數ケ町村に捕亡吏を置き、專ら司法警察の事を行ひ、翌明治六年四月長柄郡本納町に大區官衙を設けられ、捕亡吏の統一を謀り次て邏卒をして司法警察の事務を執行せしめたり。當時山邊郡東金町字新宿に稗田勘左衛門なるものあり、同人宅を以て邏卒屯所に充つ、これ警察の創始にして當時の所謂巡査派出所の如きものなりしならんか。翌明治七年十月始めて東金町に大區官衙を設く、西福寺本堂を以て官衙に充て山邊武射の兩郡を管轄す。

明治十年二月管内兩郡有志の獻金により、東金町へ廳舍を建築し、東金警察署と命名せらる。之れ即ち東金警察署の開始なりとす。

明治十六年十二月十六日祝融の災ありて、廳舍類燒の厄を被りしを以て、田間村(現今の東金町字田間)長久寺本堂に假廳舍を置き、後明治十九年九月十九日再ひ有志の獻金により廳舍を建築したるもの、之れ即ち現今に於ける東金警察署にして、新築より今日に至る迄實に二十有九年を經たり。而して之れが管轄町村名左の三町十四箇村なり。

東金町、大網町、土氣本郷町、源村、公平村、丘山村、大和村、瑞穗村、山邊村、增穗村、福岡村、白里村、豐海村、片貝村、鴉濱村、正氣村、豐成村

署長の交迭の名左の如し

警部池端蛙　同小林南八　同角谷信之　同平田友雄　同吉田精一　同角谷信之　同宮崎信明　同宇島昌　同平田友雄　同服部友治郎　同松島理武　同松山文治　同松永篤　同中山彌平　同小原鐵造　同直井綱　同木崎守長　同山口謙次郎　同渡邊忠四郎　同足立斐　同森川實治　同大橋吾一　同越川健　同田中太吉　同加藤好晴

成東警察分署

成東警察分署　明治二十年四月一日東金警察署所轄武射郡の内、一町七十二箇村を割き、新に東金警察署松尾分署を同郡松尾村に創設、明治三十六年四月一日山武郡成東町に移轉し、東金警察署成東分署と改稱し、成東町日向村大富村南鄉村綠海

村蓮沼村上堺村大平村松尾町横芝町大總村豊岡村睦岡村二川村千代田村を管轄す。

署長の更迭氏名左の如し

牧野治　堀内近道　長谷川文太　石井美憲　深津方矩　安川小彌太　佐久間作次郎　宇野勝五郎　渡邊忠四郎　河野民城　荻島富五郎　水原俊峯　加藤好晴　田丸德藏

第十三章　經　濟

〔總　說〕

本章に說く所の經濟は、前章各項に附帶して記述せられたるもあり、殊に生產的方面に於て然り。然りと雖、本郡全般の經濟を說かんには、勢多少の重複を避くること能はざるものあるに至れり。

尙、本章は、郡の經濟的方面に屬する諸種の事項を羅列したるに過ぎず。即ち生產力の如き、郡及町村經濟の如き、將又諸物價、預金貯金の如き、多くは然り。之れ郡を通じての、經濟を窺知するには、却つて編者の愚見を交へず、かの材料を展開せしめて彼此對照考査に委するが、却つて勝る所あらんことを思へばなり。

第一節　地價及生產

地積ト地價

大正三年一月一日現在に於ける本郡民有々租地積を見るに

田	一二、〇七五町九反九	畑	八、四七三町二反二
山林	九、九五七町七反七	宅地	五、四四三、〇二六坪
雜地	一六五町五反五	原野	一、二三八町二反二
		池沼	二〇町〇反〇

にして、合計三万三千七百四十四町八反歩を算す。

今之れが地價金を計するに

田	三、三〇二、三九七円
畑	七八二、三六三円
宅地	一、四四三、五九八円
山林	五九、五三六円

生産

原野　二、二三二円
池沼　一二円
雑地　七七一円

にして、合計五百五十九万九百九圓となる。

この地價を有する土地より年々生産する原料、並に加工品の價額を調ぶるに大凡左の如し。（大正元年度調）

農作物　六、四三八、二六六円
牧畜　二九五、四五八円
家禽　三一五、八九五円
林産　五一八、四一六円
水産　一、〇五〇、一九二円
工産　一、〇九二、二六九円
計　九、七一〇、四九六円　を算す。

第二節　郡及町村費

こゝに郡を通じての民有々租地々價金並に本郡の生産力の大略を前述したり。次いで本郡並に三十二ヶ町村の自治に要する歳費を考ふるも、敢て徒事にはあらざるべし。

郡歳入

（大正元年度ハ豫算其他ハ決算）

科目		大正元年度	明治四十四年度	明治四十三度	明治四十二年度	明治四十一年度
経常部	雑収入	六四六円	一、〇七三円	九七一円	七二二円	五〇四円
	各町村分賦額	一〇、一四四	九、八二八	七、一五五	五、六二一	四、六六五
	計	一〇、七九〇	一〇、九〇一	八、一二六	六、三四三	五、一六九
臨時	繰越金	六〇〇	二、〇三五	一、一五四	一、九八四	一、五三六
	補助金	一、九〇〇	一、七〇〇	一、六八〇	一、三〇〇	一、八三〇
	寄附金	—	—	—	七〇〇	二一五
	財産收入	—	—	二〇〇	—	—

郡歳出

郡・歳・出・

合計	部計
一三、一一九〇	二、五〇〇
一四、六三六	三、七三五
一一、一六〇	三、〇四三
一〇、三一七	三、九八四
八、七五〇	三、五八一

常	科目	大正元年度	明治四十四年度	明治四十三年度	明治四十二年度	明治四十一年度
郷社費	郡町村費	一、二四八円	二、〇三〇円	七五一円	五八二円	七四四円
	郡勧業費	二四	二四	—	八二三	八七七
	郡教育費	二二	三五	一	二	二
	郡議員選挙費	五	—	—	—	—
	教育費	六、四二四	五、四六五	五、一六四	四、一八四	二、八六六
	教育費	一、六一〇	一、六〇〇	一、五六二	七五三	八三一
	教育費	一〇〇	一〇〇	—	—	—
	教育費	一七	一五	一二	一四	—
	郷社財産取扱費	五〇	四〇	—	—	—
	郷社財産繰入金	四〇	四〇	二〇	二八	二〇

町村歳入

町・村・歳・入・

合計	部計	時臨	費
一三、一一九〇	三、五二四	維持費	九、七五六
	四〇〇	年度補助費	—
	一四四	生業費	—
	六〇三	補助費	二三六
	二八七	支出金	一
	—	郡議員選挙費	一四
	—	郡会議費	一二
	—	教育費	五
	四四	勧業費	一四
	九六	郡町村費	一二
	一二一	補助費	一
	七二九	補助費	一
	二八〇	補助費	一
	—	修繕費	一五
	一四五〇	補助費	一一
	一、〇九六	補助費	一
	一五〇	補助費	一
	三五	補助費	一
	一一七三	補助費	一
	一、五五四	補助費	一
	一一六六	補助費	一
	七、一一六	補助費	一
	一、七四六	補助費	一
	一五〇	補助費	一
	一、七三二	補助費	一
	六四八	補助費	一
	一〇二	補助費	一
	一五〇	補助費	一
	一、三五二	補助費	一
	九〇〇	補助費	一
	三五〇	補助費	一
	六、七六七	補助費	一

科目	明治四十四年度	明治四十三年度	明治四十二年度	明治四十一年度	明治四十年度
寄生地税	四三、九七六円	四二、一七三円	四〇、八〇八円	三七、八七四円	三一、九一二円
附加税	六、一三五	五、八五六	五、七七五	五、一五六	四、一五二
戸数割	三、七六一	四、〇七五	三、四〇八	三、〇一五	二、六一九
家別割	一〇九、六九六	一〇三、一六二	八六、八八九	七五、八八五	五〇、八〇五
特別税	八、八〇八	八、七〇八	八、〇九一	七、九八六	七、五九〇
夫役賦課金	—	—	—	一、七〇五	—
附加税	六、一九八	六、七一四	三、八七九	六、六二四	五、一一二
使用料及手数料	一、一八三	一、一四九	九一三	八八六	八二五
雑収入	一一、一二〇	七、一〇九	九、四二三	一二、三〇二	一二〇、七七四
雑入	四〇、四六四	三一、四三五	二二、四〇八	一六、二八五	一〇、八五三
公債金	一、七六三	三、〇四〇	二、六六九	二、三〇二	一、九六七
公債金入金	八七	二、一九六	一、八五九	一、五一	一、五八九
公債金収入	一、一四五	九八九	一、四二四	二、二九九	二二二
公債金収入計	五、三三四	一七、四四四	九、六一五	一二、五六七	一六、一六二

町村歳出

町村歳出

科目	明治四十四年度	明治四十三年度	明治四十二年度	明治四十一年度	明治四十年度
公債	五、三〇〇	一六、五〇〇	二、八四五	三、〇〇〇	二、三〇〇
基本財産	九一〇	三、一〇八	五、七二六	二二、三〇八	三七八
合計	二四六、〇七九	二五三、六五八	二〇五、七四二	二〇一、七四五	一五七、二六九

常設費

科目	明治四十四年度	明治四十三年度	明治四十二年度	明治四十一年度	明治四十年度
町村役場費	四五、七九六円	四一、五七四円	三八、一九一円	三六、二九一円	三二、二五一
議費	九一六	八八三	七四一	六三九	五七〇
水産費	三、九二五	三、三九九	二、五七二	三、〇七八	二、二〇五
育費	七九、六五六	七五、四五一	七三、六二二	六六、九二二	五〇、九八四
生業費	三、七六三	四、二二三	一、〇八三	四、四四四	三、七八〇
助成費	四四	九五	六一	二一	五
備費	一、〇一五	七九一	四八八	八八〇	六八二
勧業費	六五八	二七〇	一〇四	八七	一一七
賠償費	一〇、一七八	八、四八〇	六、〇三一	四、九三三	二、七四〇
費	三、四八五	二、六二三	三、八四九	三、七二七	二、四五六

部	雜支出	基本財産及蓄積金	基本財産管理費	教育費積立金	村社費	居場費	地方資料調査費	表彰費	造林費	合計
臨時	一、〇八八	一五、四二六	一三八	—	六〇	一、七〇	—	七四	—	一六六、三八二
臨時	二二八	一三、五五九	二一七	—	五〇	三、五七七	一九	八〇	一八	一五五、五三八
臨時	六四〇	六、一四〇	一六七	三二〇	四五	—	—	—	—	一三四、〇六四
臨時	一、三〇〇	七、三八七	一三四	一、二一八	四五	—	—	—	—	一三一、一六三
臨時	五九五	七、六一六	八三六	八、六九九	三五	—	—	—	—	一一三、五八一

部	役場費	教育費	衛生費	土木費	財産費	補助費	公債費
臨時	四二六	三四、四三〇	二、三〇〇	二、〇八四	—	一、三〇三	四、四七六
臨時	五七四	五四、二七七	二三一	九三〇	二〇一	一、〇一三	六三
臨時	一、五一五	三三、一〇四	三一一	七七四	三、〇八五	七五六	—
臨時	七一	四一、三〇六	五、三七八	四一三	三五三	五九三	—
臨時	一、九一一	二三、一四四	一六	四〇八	一、〇五一	七一三	一六二

部	雜支出	土地臺帳整理費	弔慰料	合計	通計
臨時	—	一二〇	—	四六、六四一	二一三、〇二三
臨時	—	一一八	四〇	五七、六四七	二一三、一八五
臨時	三七三	—	—	三九、九一八	一七三、九八二
臨時	五八	—	—	四八、一七二	一七九、三三五
臨時	—	—	—	二七、四〇五	一四〇、九八六

第三節　米及重要品價格

米は主食物たるのみならず、本郡を通じて最多額を算する生産物なるを以て、他の物價賃金及一般經濟は米の豐凶米價の高低より影響を受くること大なり。今明治四十年より同四十四年に至る五ケ年間の米價平均を調ぶるに左の如し。

（左表ハ各年一月乃至十二月ノ各月相場ヲ平均シテ其ノ年相場ヲ算出シタルモノナレバ稍正鵠ヲ保ツヲ得ベシ）

	玄米一石ノ相場	白米一石ノ相場

明治十年	全年	全年	全年	平均
一六、〇八四	一五、二五七	一二、〇八五	一二、五四二	一五、六六五
一八、八三三	一八、三三三	一五、三一九	一五、五〇〇	一九、二九一
一七、四五五				

米價の高低は、豊凶其他種々の原因により、石表に於ても一石につき三圓以上の差を表はすと雖、その五ケ年間の平均額より推算する時は、玄米に於て一駄（四斗俵）十二圓内外、白米に於て一斗壹圓八十錢内外を以て、平均相場と見て大過なきが如し。

重要品價格

明治四十三年及同四十四年に於ける重要品價格を掲ぐ

種別	單位	物價 四十三年	物價 四十四年
大豆	一石	六、六二五円	六、一四二円
小豆	全	九、六二五	九、七五八
大麥	全	八、三八三円	九、二七五円
小麥	全	一〇、〇〇〇	一〇、二三三
繭	一百斤	六三一、二四六	六六八、八八〇
生糸	全	二、六七五	三、〇〇〇
花色	一反	四、八五〇	五、〇〇〇
綿糸	全	四一、五四一	三四、五二五
釘	一貫目	、五一七	、五一〇
材	一石	六、〇〇〇	六、〇〇〇
材	全	九、〇〇〇	九、〇〇〇
材	全	一二、六〇〇	一二、五〇〇
板	全	七、〇〇〇	八、〇〇〇
板	全	、八五〇	、八五〇
板	全	一、五〇〇	一、五〇〇
板	全	、六〇〇	、六〇〇
板	全	一、〇〇〇	一、〇〇〇
板	全	三、八七九	三、六七九
薪	十貫目	、二五〇	、二五〇
炭	全	一、六六〇	一、六六〇
炭	全	、〇九七	、一九〇